

## 自主防災組織の現況(令和5年)確定値

令和5年4月1日現在

区分	組織数	隊員数	組織されている地域の世帯数 A	管内総世帯数 B	組織率(%) A/B * 100
市町村					
盛岡市	280	128,695	128,695	138,184	93.1%
宮古市	92	15,795	13,821	22,792	60.6%
大船渡市	105	14,745	14,745	14,745	100.0%
花巻市	241	64,150	37,490	38,677	96.9%
北上市	143	46,193	41,106	41,106	100.0%
久慈市	54	21,606	9,864	15,424	64.0%
遠野市	88	10,410	10,743	10,743	100.0%
一関市	334	102,304	43,403	46,250	93.8%
陸前高田市	83	3,760	4,839	7,591	63.7%
釜石市	46	13,347	8,136	15,713	51.8%
二戸市	42	9,019	6,465	11,650	55.5%
八幡平市	4	4,349	10,590	10,590	100.0%
奥州市	275	106,271	44,215	46,363	95.4%
滝沢市	31	54,961	23,979	23,979	100.0%
雫石町	67	14,519	5,898	6,394	92.2%
葛巻町	29	1,282	2,681	2,681	100.0%
岩手町	28	5,743	2,661	5,375	49.5%
紫波町	44	12,833	12,833	12,833	100.0%
矢巾町	67	23,382	10,999	10,999	100.0%
西和賀町	59	4,051	2,216	2,216	100.0%
金ヶ崎町	61	11,951	6,254	6,254	100.0%
平泉町	21	6,939	2,591	2,591	100.0%
住田町	24	3,071	1,990	1,990	100.0%
大槌町	28	3,335	4,227	5,272	80.2%
山田町	16	9,396	4,759	6,463	73.6%
岩泉町	8	8,180	4,174	4,174	100.0%
田野畑村	10	589	1,249	1,351	92.5%
普代村	8	533	1,111	1,111	100.0%
軽米町	40	1,574	1,554	3,681	42.2%
野田村	6	443	928	1,666	55.7%
九戸村	3	32	830	2,183	38.0%
洋野町	16	6,186	6,765	6,765	100.0%
一戸町	28	5,488	2,691	5,463	49.3%
合計	2,381	715,132	474,502	533,269	89.0%

◇ 組織の内訳は、「町内会・自治会等」「小学校区」「その他(中学校区、婦人消防協力隊、婦人防火クラブ)」である。

◇ 上記組織に重複して組織されている場合もあるが、控除している。

## 2-3 防災訓練計画

## 2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主訓練地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39.8.5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40.8.20	一関市	水害	12	16	—
3	41.8.19	久慈市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42.7.26	遠野市	水害・火災	13	13	2,400
5	43.7.26	大船渡市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44.7.30	花巻市	地震・火災	15	15	3,000
7	46.7.23	釜石市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47.7.22	水沢市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48.7.14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49.9.3	山田町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50.9.1	盛岡市	地震・火災	19	33	8,400
12	51.9.3	大槌町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52.9.1	北上市	地震・火災	17	20	2,800
14	53.9.1	宮古市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54.9.1	一関市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55.9.3	江刺市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56.9.1	久慈市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57.9.1	遠野市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59.9.1	二戸市	地震・火災	23	26	3,900
21	60.8.31	花巻市	地震・火災	25	27	4,600
22	61.8.30	釜石市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62.9.1	水沢市	地震・火災	23	27	9,600
24	63.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元.9.1	盛岡市	地震・火災	24	27	29,200
26	2.9.1	北上市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮古市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4.9.1	一関市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5.9.1	久慈市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6.9.1	江刺市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7.9.1	遠野市	地震・火災・水害	35	45	8,459
32	8.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9.9.1	二戸市	地震・火災	32	70	8,000
34	11.9.3	釜石市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12.9.1	水沢市	地震・火災	41	61	12,872
36	13.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,311
37	14.9.1	盛岡市	地震・火災	96	64	13,333
38	15.9.1	北上市	地震・火災	85	131	16,848
39	16.9.1	宮古市	地震・津波・火災	83	161	12,993
40	17.9.1	久慈市	地震・津波・火災	89	120	12,452
41	18.9.1	一関市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19.9.2	遠野市	地震・火災	51	87	8,749
43	20.10.19	大船渡市	地震・津波・火災	63	123	10,528
44	21.10.25	二戸市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22.8.29	花巻市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24.9.1	釜石市	地震・津波	51	78	13,379
47	25.9.1	久慈地域	地震・津波	63	103	10,051
48	26.8.29~30	岩手山周辺地域	火山・土石流	73	98	5,483
49	27.7.12	奥州市・金ヶ崎町	地震・土砂災害・水害	74	103	10,726
50	29.8.25~26	盛岡市、紫波町、矢巾町	地震・水害	101	89	5,019
51	30.11.9~10	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	地震・津波・土砂災害	125	148	12,219
52	2.8.18	一関市、平泉町	土砂災害・水害	98	78	187
53	3.9.4	北上市、西和賀町	土砂災害・水害	37 [72]	31 [76]	4,140
54	4.10.29	大船渡市、陸前高田市、住田町	地震・津波・土砂災害・水害	70	97	13,224
55	5.7.28~29	滝沢市、盛岡市、八幡平市、雫石町	火山・土石流・水害	79	95	6,004

※1 昭和45年度及び平成28年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施。

※2 平成5年度は、石油コンビナート等総合防災訓練と同時開催。

※3 平成10年度（花巻市）は、大雨洪水災害のため中止。

※4 平成23年度は、東日本大震災津波のため、初動対応訓練（衛星携帯電話通信訓練等）を実施。

※5 平成29年度は大雨洪水災害対応のため、8月25日に予定していた災害対策本部の移転訓練等を中止。

※6 令和元年度は三陸防災復興プロジェクト2019への対応及びラグビーワールドカップ2019釜石大会の開催のため、総合防災訓練は開催していない。

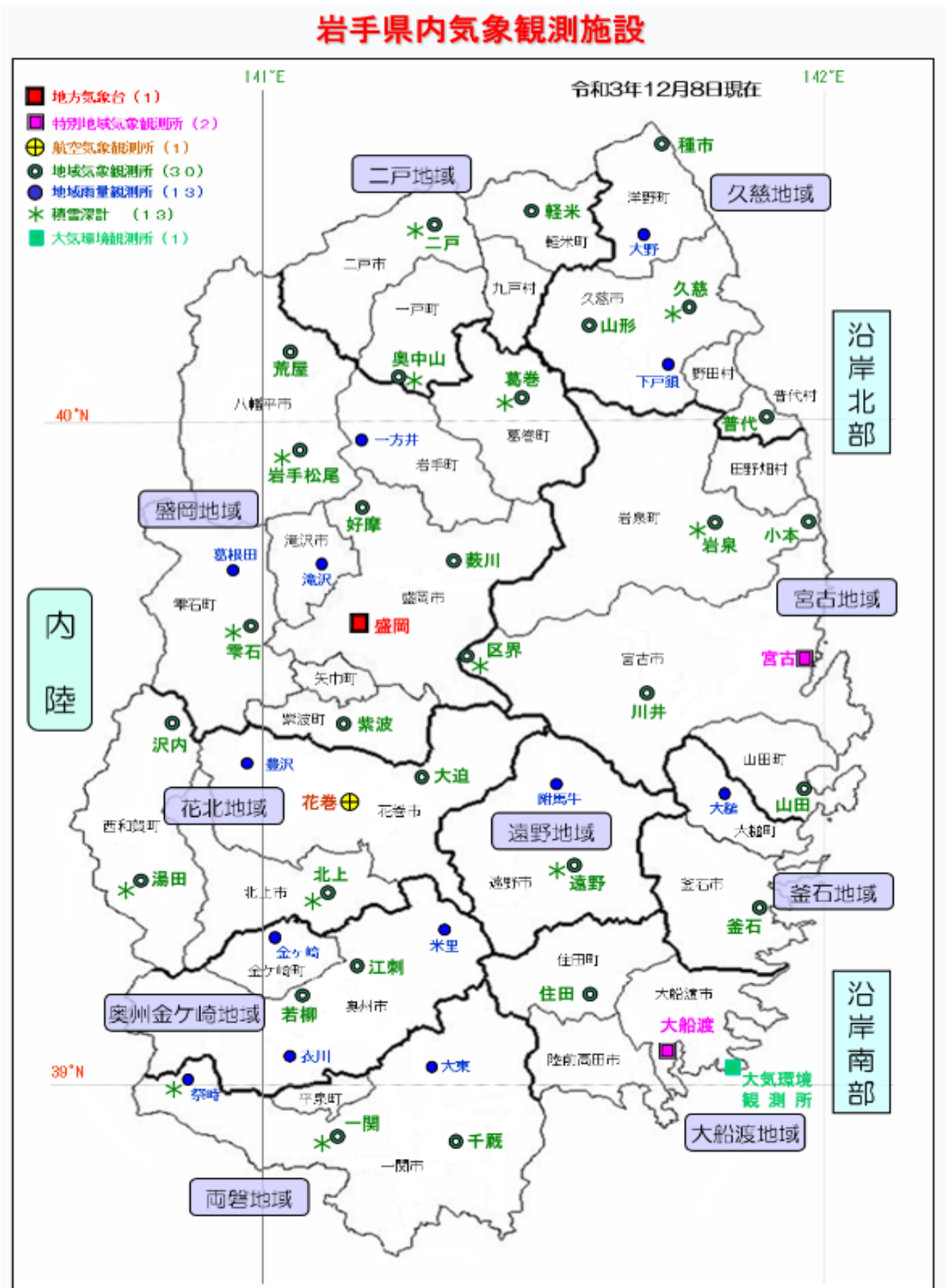
※7 令和2年度は、8月下旬に一関市及び平泉町と連携した訓練を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、図上訓練（訓練計画策定）として総合防災訓練を実施した。  
なお、作成中の計画を共催市町、関係機関間で認識を共有するとともに、計画改善の資とすることを目的として、8月18日（火）に計画検討会を実施した。

※8 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、医療保健機能の厳しい状況を踏まえ、感染リスクが大きいと判断される住民避難訓練、防災資機材展示や医療・保健関係の訓練は中止し、参観者のない状況とした上で救出救助等災害対応上必須の訓練を実施した。

（〔 〕内は、計画段階の数値である）

※8 参加機関には主催者を含み、参加人員には参観者を含まない。

2-4-1 気象台所管の観測所配置図



国土地理院提供の『標高・傾斜度5次メッシュデータ』を利用。

資料編 2 災害予防計画

2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧

(令和2年10月29日現在)

(1) 地震観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
盛岡市	計測震度計	盛岡市山王町7-60	気象庁
	強震計	盛岡市馬場町5-5	防災科学技術研究所
	強震計	盛岡市藪川字外山93-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	盛岡市藪川字外山35-16	防災科学技術研究所
	電子基準点	盛岡市川崎字川崎1-1	国土地理院
	電子基準点	盛岡市藪川字町村98-2	国土地理院
	計測震度計	盛岡市渋民字泉田360	岩手県
宮古市	計測震度計	宮古市鎌ヶ崎下町2-33	気象庁
	多機能型地震計	宮古市長沢第2地割44	気象庁
	強震計	宮古市五月町2-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市田老字館が森155番2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市田老字日影23	防災科学技術研究所
	電子基準点	宮古市大字津軽石第11地割57	国土地理院
	電子基準点	宮古市川井第2地割24-3	国土地理院
	電子基準点	宮古市区界第4地割148-1	国土地理院
	電子基準点	宮古市田老字館が森115-2	国土地理院
	計測震度計	宮古市茂市第2地割112-1	岩手県
	強震計	宮古市川井2-186-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市区界第3地割32番地20	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市夏屋第6地割5	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市小国第1地割61-1	防災科学技術研究所
大船渡市	多機能型地震計	大船渡市猪川町字西山5	気象庁
	計測震度計	大船渡市大船渡町字赤沢17-3	気象庁
	強震計	大船渡市盛町字津野沢15	防災科学技術研究所
	電子基準点	大船渡市赤崎町字鳥澤188	国土地理院
	地殻変動観測施設	大船渡市三陸町吉浜字扇洞127-2	国土地理院
	験潮場GNSS観測局	大船渡市赤崎町字長崎漁港防波堤	国土地理院
	奥州市	計測震度計	奥州市水沢大鐘町2-16
強震計		奥州市水沢佐倉河石橋51	防災科学技術研究所
電子基準点		奥州市水沢黒石町字内熊ヶ沢42-2	国土地理院
電子基準点		奥州市胆沢若柳字愛宕350	国土地理院
電子基準点		奥州市江刺米里字荒田表85-1	国土地理院
計測震度計		奥州市江刺大通り1-8	岩手県
計測震度計		奥州市前沢字七日町裏71	岩手県
計測震度計		奥州市胆沢南都田字加賀谷地270	岩手県
花巻市	計測震度計	奥州市衣川古戸53-1	岩手県
	多機能型地震計	花巻市大迫町大迫9-63	気象庁
	強震計	花巻市石鳥谷町八幡第4地割161	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市下シ沢字野口56-1, 57地内	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市中笹間第6地割92	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市東和町田瀬5区211-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	花巻市大迫町大迫第3地割25	国土地理院
	電子基準点	花巻市轟木第7地割12	国土地理院
	計測震度計	花巻市材木町12-6	岩手県
	計測震度計	花巻市大迫町大迫第2地割51-4	岩手県
	計測震度計	花巻市東和町土沢8区60	岩手県
北上市	計測震度計	北上市柳原町2-3-6	気象庁
	強震計	北上市二子町鳥喰214-1	防災科学技術研究所
	強震計	北上市相去町高前檀27-36	防災科学技術研究所
久慈市	計測震度計	久慈市川崎町1-1	気象庁
	多機能型地震計	久慈市枝成沢第19地割76	気象庁
	強震計	久慈市長内町第9地割67-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市侍浜町本町第9地割152	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市山根町字下戸鎖5-41-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	久慈市宇部町第5地割132-8	国土地理院
	電子基準点	久慈市山形町霜畑第7地割37番地	国土地理院
	計測震度計	久慈市山形町川井第8地割31	岩手県
	遠野市	強震計	遠野市青笹町糠前10-46

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
	電子基準点	遠野市松崎町白岩第11地割30	国土地理院
	計測震度計	遠野市宮守町下宮守29地割73-1	岩手県
一関市	計測震度計	一関市大東町大原字川内96-1	気象庁
	多機能型地震計	一関市舞川字番台11	気象庁
	強震計	一関市大東町大原字清水田41	防災科学技術研究所
	強震計	一関市竹山町7-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字入道201	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字祭時82-3	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市藤沢町藤沢字仁郷50-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	一関市大東町大原字台90-1	国土地理院
	電子基準点	一関市川崎町薄衣字泉台50	国土地理院
	計測震度計	一関市花泉町涌津字一ノ町29	岩手県
	計測震度計	一関市千厩町千厩字北方174	岩手県
	計測震度計	一関市東山町長坂字西本町105-1	岩手県
	計測震度計	一関市室根町折壁字八幡沖345	岩手県
	計測震度計	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	岩手県
計測震度計	一関市藤沢町藤沢字町裏187	岩手県	
陸前高田市	高感度地震観測施設	陸前高田市矢作町字鍋谷5-2	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	陸前高田市小友町字瀬沢2	国土地理院
	計測震度計	陸前高田市高田町字柄ヶ沢210-2	岩手県
釜石市	計測震度計	釜石市只越町3-9-13	気象庁
	強震計	釜石市中妻町3-11-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	釜石市甲子町第15地割24-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	釜石市甲子町第9地割156	国土地理院
二戸市	計測震度計	二戸市福岡字下川又15	気象庁
	強震計	二戸市石切所字船場19	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市白鳥字小田沢38-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市上斗米字大坊97地内	防災科学技術研究所
	電子基準点	二戸市堀野字下夕川原71-1	国土地理院
	計測震度計	二戸市浄法寺町下前田37-4	岩手県
八幡平市	計測震度計	八幡平市大更第35地割62	気象庁
	強震計	八幡平市田頭19-43	防災科学技術研究所
	強震計	八幡平市吠田70	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	八幡平市田中下夕78	防災科学技術研究所
	電子基準点	八幡平市野駄第19地割75	国土地理院
	電子基準点	八幡平市字清水50	国土地理院
	計測震度計	八幡平市野駄第21地割170	岩手県
	計測震度計	八幡平市吠田70	岩手県
滝沢市	計測震度計	滝沢市中鶴飼55	岩手県
雫石町	計測震度計	雫石町千刈田5-4	気象庁
	多機能型地震計	雫石町西根上駒木野320-2	気象庁
	高感度地震観測施設	雫石町南畑第32地割字南柵沢332-1	防災科学技術研究所
	電子基準点	雫石町高前田104	国土地理院
葛巻町	多機能型地震計	葛巻町葛巻第39地割字元木218	気象庁
	強震計	葛巻町葛巻第8地割5-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	葛巻町江刈第34地割111-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	葛巻町葛巻第5地割170-2	国土地理院
	計測震度計	葛巻町葛巻第16地割1-1	岩手県
岩手町	電子基準点	岩手町大字五日市第8地割30-2	国土地理院
	計測震度計	岩手町大字五日市第10地割44	岩手県
紫波町	計測震度計	紫波町紫波中央駅前2-3-1	岩手県
矢巾町	高感度地震観測施設	矢巾町大字煙山第6地割167	防災科学技術研究所
	電子基準点	矢巾町大字間野々第12地割95-1	国土地理院
	計測震度計	矢巾町大字南矢幅第13地割123	岩手県
西和賀町	強震計	西和賀町川尻40-40-71	防災科学技術研究所
	強震計	西和賀町沢内字川舟第69地割-1の一	防災科学技術研究所
	電子基準点	西和賀町湯田第20地割57-7	国土地理院
	電子基準点	西和賀町沢内貝沢第3地割190-4	国土地理院
	計測震度計	西和賀町沢内字太田2地割81-1	岩手県
金ヶ崎町	高感度地震観測施設	金ヶ崎町西根和光183-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	金ヶ崎町西根南町22-1	岩手県
平泉町	電子基準点	平泉町長島字砂子沢33	国土地理院

資料編 2 災害予防計画

市町村名	区分	所在地	摘要
平泉町	計測震度計	平泉町平泉字志羅山45-2	岩手県
住田町	高感度地震観測施設	住田町世田米字子飼沢30-191	防災科学技術研究所
	電子基準点	住田町上有住字和田野15-6	国土地理院
	計測震度計	住田町世田米字川向96-1	岩手県
大槌町	計測震度計	大槌町小槌第32地割126	岩手県
山田町	計測震度計	山田町八幡町3-20	気象庁
	強震計	山田町大沢第8地割18番地	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	山田町山田第16地割9-10	防災科学技術研究所
	電子基準点	山田町織笠第14地割32-1	国土地理院
岩泉町	強震計	岩泉町大川字下町65-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	岩泉町大川字寺庭126-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	岩泉町小本字大牛内318-1	国土地理院
	電子基準点	岩泉町岩泉字一ツ石4	国土地理院
	計測震度計	岩泉町岩泉字惣畑59-5	岩手県
田野畑村	多機能型地震計	田野畑村田野畑414	気象庁
	計測震度計	田野畑村田野畑143-1	岩手県
普代村	強震計	普代村第9地割字銅屋30-20	防災科学技術研究所
	地殻変動観測施設	普代村第1地割字上村8-2	国土地理院
	計測震度計	普代村第9地割字銅屋13-2	岩手県
軽米町	高感度地震観測施設	軽米町大字小軽米第19地割62-5	防災科学技術研究所
	電子基準点	軽米町大字円子第3地割字家の下21-2	国土地理院
	計測震度計	軽米町大字軽米第10地割85	岩手県
野田村	計測震度計	野田村大字野田第20地割14	岩手県
九戸村	高感度地震観測施設	九戸村大字戸田19-61-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	九戸村大字伊保内第10地割11-6	岩手県
洋野町	計測震度計	洋野町種市第23地割27	気象庁
	強震計	洋野町種市第23地割27-2	防災科学技術研究所
	電子基準点	洋野町種市第20地割33-3	国土地理院
	地殻変動観測施設	洋野町中野第9地割字谷地頭29-1	国土地理院
	計測震度計	洋野町大野第8地割47-2	岩手県
一戸町	高感度地震観測施設	一戸町奥中山字西田子664-25	防災科学技術研究所
	計測震度計	一戸町高善寺字大川鉢24-9	岩手県

(2) 津波観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
宮古市	津波観測計(電波式), 巨大津波観測計	宮古市日立浜町	気象庁
大船渡市	検潮儀(精密型電波式), 巨大津波観測計	大船渡市赤崎町	気象庁
久慈市	潮位計	久慈市長内町	港湾局
	巨大津波観測計	久慈市長内町	気象庁
釜石市	海面監視システム	釜石市浜町	釜石市
	験潮所	釜石市魚河岸町	海上保安庁
陸前高田市	潮位観測装置	陸前高田市広田町	陸前高田市
岩泉町	津波用監視カメラ	岩泉町小本字小掛・茂師	岩泉町
田野畑村	津波避難監視システム (海面監視・避難確認カメラ) (超音波式潮位観測装置)	田野畑村島越漁港・羅賀漁港	田野畑村
普代村	津波観測システム	普代村	普代村
洋野町	潮位観測システム	洋野町種市八木港	洋野町
	GPS波浪計	岩手北部沖(久慈沖)	港湾局
	GPS波浪計	岩手中部沖(宮古沖)	港湾局
	GPS波浪計	岩手南部沖(釜石沖)	港湾局
	ケーブル式海底津波計	岩手沖	防災科学技術研究所

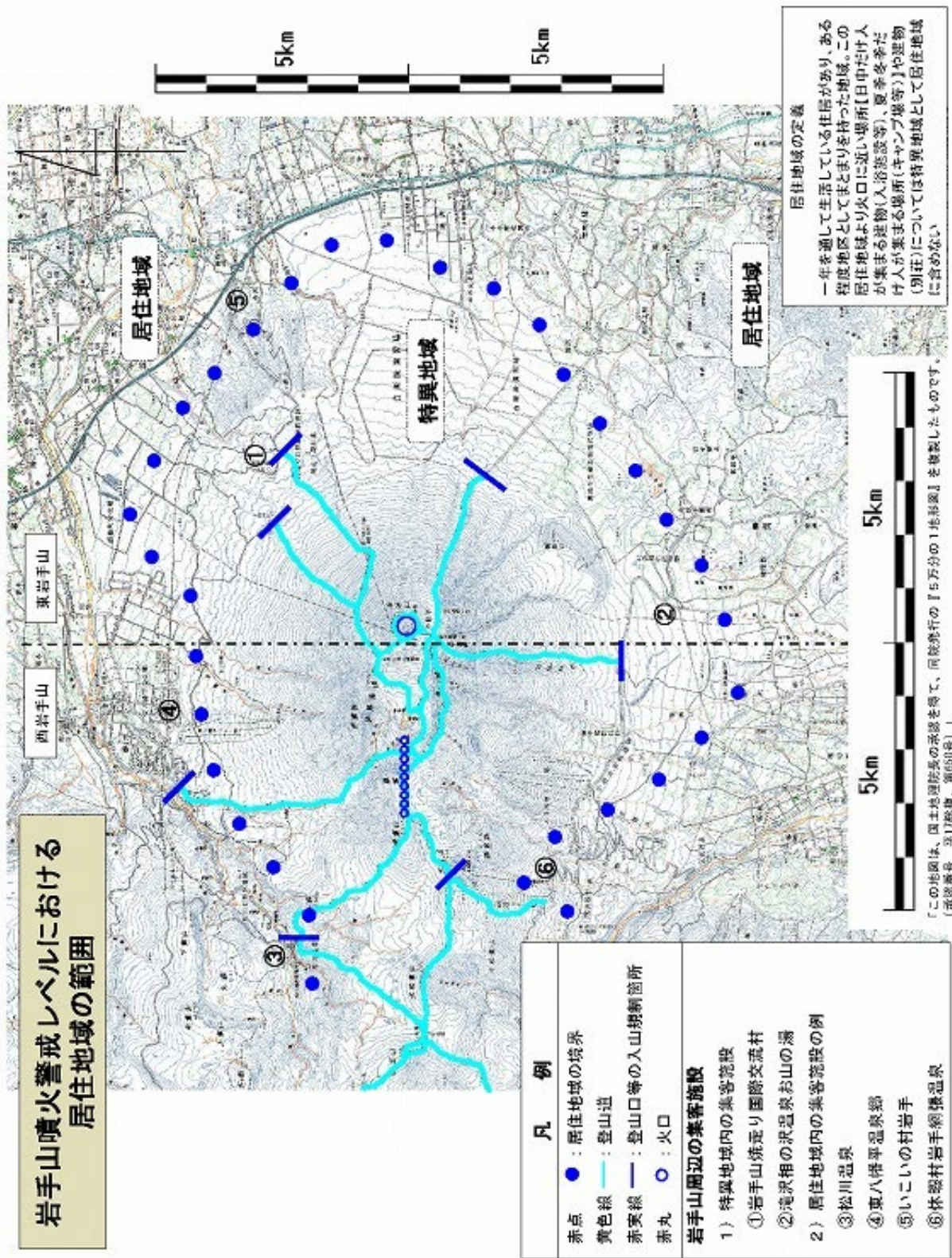
## 2-4-3 岩手山の噴火警戒レベル(詳細版)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1886年の噴火: 東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出。 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下。 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 【過去事例】 1732年の噴火: 東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(焼走り熔岩流)。 激しい地震活動、有感地震の多发、住民避難。
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は噴火警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1938年の活動: 4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1919年の噴火: 西岩手山(大地獄谷)で噴火、噴石は隣の登山道に飛散。 1938年の活動: 3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始。
子報	噴火子報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲





レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動</li> <li>・ 概ね火口から3 km を超える火砕流の発生（積雪期においては2 km）</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル3よりも規模大）とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね2 km を超え4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山性地震の活発化（100 回以上 / 24 時間）</li> <li>・ 山麓で体を感じる規模の地震の発生</li> <li>・ 継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発</li> <li>・ 山体膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル2よりも規模大）</li> <li>・ 東岩手山火口から噴気の顕著な増加</li> </ul> <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合</li> <li>・ 10Pa 以上の空振を伴う火山性地震（爆発地震）の発生</li> <li>・ 東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね2 km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 次の現象のいずれか複数観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山性地震の増加（前5日間の地震回数の合計50回以上）</li> <li>・ 火山性微動の発生（3回以上 / 24時間）</li> <li>・ 浅い低周波地震の多発</li> <li>・ 噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化</li> <li>・ 山体膨張を示す地殻変動（GNSS、傾斜計、干渉 SAR 等）</li> </ul> <p>次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認</li> </ul>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

・ 東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。

・ 火口は、「岩手山火山防災マップ」(平成10年10月)で想定されている、東岩手山(岩手山山頂)と西岩手山(大地獄谷・黒倉山～姥倉山)としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警戒を発表する。

・ これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・ 「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。

・ レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合(例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等)などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を公表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

・ 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲

予報警報	対象範囲	レベル	説明		
			火山活動の状況と想定される主な現象	過去の事例	想定火口からの距離（影響範囲）
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	<b>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</b> ●噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。	有史以降なし	<b>北部カルデラからの噴火</b> 居住地域※A <b>南部カルデラからの噴火</b> 居住地域※A
		4 (高齢者等避難)	<b>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）</b> ●噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ●噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。	有史以降なし	<b>北部カルデラからの噴火</b> 噴石飛散範囲は2kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。 <b>南部カルデラからの噴火</b> 噴石飛散範囲は2kmを超える。ただし、居住地域までは届かない。
		3 (入山規制)	<b>火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される</b> ●噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ●噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ●噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合、または噴火の発生が予想された場合。	1970年女岳山頂からの噴火 [1970年の噴火で噴石の一部は、西側では外輪山を越え、東側では小岳（中央火口丘）まで600～700m飛散（主にカルデラ内）している。]	<b>北部カルデラからの噴火</b> 噴石がカルデラ縁を越える。ただし、噴石飛散範囲は2km以内。
					<b>南部カルデラからの噴火</b> 噴石がカルデラ縁を越える。ただし、噴石飛散範囲は2km以内。
火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<b>火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される</b> ●噴火による影響が火口から500m以内 ●地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合 なお、北部カルデラからの噴火は、全て「レベル3」以上とする。 [影響範囲の約500m以内に登山道があり、影響範囲1km内に八合目の小屋（バスの発着所）がある。登山者の安全確保のため「レベル3」とする。]	1932年の南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発	<b>北部カルデラからの噴火</b> 噴石飛散範囲500m以内。 <b>南部カルデラからの噴火</b> 噴石飛散範囲500m以内。
		1 (活火山であることに留意)	<b>火山活動は静穏</b> ●女岳北部で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。	現在の状況	規制地域なし

\* 噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響。

※A ・避難地域の部分解除の検討については、火山防災協議会において協議する。  
 ・秋田駒ヶ岳防災マップ（H15.2作成）には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。  
 ・融雪型火山泥流への防災対応は冬期間とする。

資料編 2 災害予防計画

2-4-7 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準

平成 30 年 3 月 28 日

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 大規模な噴火が発生し、火砕流や融雪型火山泥流が居住地域に達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する 左記に該当する噴火が発生していないことが確認でき、その状態が続いた場合にレベルを引き下げる</p>
4	<p>【居住地域に噴火の発生による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 噴火の発生に伴い大きな噴石や火砕流、融雪型火山泥流が火口から 2 km を越え、居住地域の近くまで到達、または到達すると予想された場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部での地震活動が活発化、または想定火口の直下で地震活動が活発化し、震源が浅部へ移動 ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生 ・山体内部で振幅の大きな火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大、または継続時間長） ・山体の膨張を示す急激で大きな地殻変動（レベル 2 の基準よりも規模大）</p> <p>【居住地域の近く（火口からおおよそ 2 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、大きな噴石が火口から 500m を超え 2 km 以内に飛散する噴火が発生した場合 噴火が発生し、カルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね 1 か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生する可能性】 次の現象のいずれかが観測された場合 ・想定火口の直下浅部で火山性地震の急激な増加（200 回以上 / 時） ・低周波地震や火山性微動の多発 次の現象のいずれかが複数観測された場合 ・火山性地震が増加（100 回以上 / 時、あるいは 200 回以上 / 24 時間）し、通常よりも多い状態が数日間継続（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・低周波地震や火山性微動が複数回発生（ただし、地震の発生場所や深さを考慮する） ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生、または地熱活動の活発化 ・山体の膨張を示す地殻変動</p> <p>【火口周辺（火口からおおよそ 500m 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火に伴い大きな噴石が火口からおおよそ 500m 以内に飛散した場合</p>	<p>地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、概ね 1 か月程度 GNSS 等の地殻変動データの変化や熱活動がほぼ停滞した場合</p>

- ・火口とは、「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」（平成 15 年 2 月）の想定火口をいい、想定火口を北部カルデラと南部カルデラとしているが、火口が特定できない場合は、両カルデラでの噴火を想定して噴火警報を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気活動の活発化やレベル 2 の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料編 2 災害予防計画

2-4-8 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応

レベル		秋田県(仙北市)	岩手県(雫石町)
5 避難	北部カルテラ	<p>○避難勧告 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域、玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域 乳頭温泉郷(※2)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、始動(避難勧告地域内)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 橋場(※5)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)</p>
	南部カルテラ	<p>○避難勧告 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(避難勧告地域内)</p>
4 (一部)避難	北部カルテラ	<p>○避難勧告 乳頭温泉郷(※2)</p> <p>○避難準備 田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6) 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○道路規制 部分規制：県道西山・生保内線(田沢湖高原温泉郷の先で規制)、市道(避難勧告地域内及び)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 国見温泉(※4)</p> <p>○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※6)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
	南部カルテラ	<p>○避難勧告 大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○避難準備 阿気、石神、牛沢、柏山、上石神、黒沢、黒沢野、中生保内、中村、山根、春山地域 乳頭温泉郷(※2)、田沢湖高原温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※6)、下高野(※1)、供養佛(※6)、先達(※6)地域 玉川近傍で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※6)</p> <p>○道路規制 部分規制：国道341号、県道、市道(避難勧告地域内)、県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で対応済)</p> <p>○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難勧告 国見温泉(※4)</p> <p>○避難準備 橋場(※5)(※6)、小赤沢(※5)(※6)地域 竜川流域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに示された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※6)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
3 (入山規制)	北部カルテラ	<p>○避難準備 乳頭温泉郷(※2)</p> <p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点)(レベル2で規制済)</p>	<p>○避難準備 国見温泉(※4)</p> <p>○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)</p>

資料編 2 災害予防計画

		<p>○登山道規制                  県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、黒石野林道、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷から各ルートは全て入り口で閉鎖                  ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	
	南部カルデラ	<p>○避難準備                  大川端(※3)、下村(※3)、造道(※3)、堂ノ前(※3)、町田(※3)地域                  ○道路規制                  部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)、黒石野林道(十丈の滝で規制)(レベル2で対応済)                  ○登山道規制                  県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷からのルートは全て入り口で閉鎖                  ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	<p>○避難準備                  国見温泉(※4)                  ○登山道規制                  国見温泉ルート(入り口で閉鎖)                  県境縦走ルート(笹森山で湯森山方向を規制)</p>
2 火山周辺規制	北部カルデラ	<p>○道路規制                  部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制)                  ○登山道部分規制                  県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制)、乳頭スキー場跡ルート(笹森山で八合目方向)、黒沢野林道、水沢口、熊ノ台(これらは横長根から大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制、男岳山頂の北で規制)                  ○田沢湖スキー場立ち入り規制                  (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○北部カルデラ内への立ち入り規制                  ○登山道規制                  県境縦走ルート(湯森山で焼森方向を規制)                  国見温泉ルート(大焼砂分岐で小岳、横岳の両方向を規制)</p>
	南部カルデラ	<p>○道路規制                  部分規制：黒沢野林道(十丈の滝で規制)                  ○登山道部分規制                  八合目、水沢口、熊ノ台、田沢湖スキー場、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁の登山道との合流部で規制)                  ○田沢湖スキー場立ち入り規制                  (銀嶺第3リフト運転停止、周辺ゲレンデ立ち入り規制)</p>	<p>○南部カルデラ内への立ち入り規制                  ○登山道規制                  国見温泉ルート、県境縦走各ルート(全て南部カルデラ縁との合流部で規制)</p>
1 手沢山(あか) と三郎		<p>防災対応なし</p>	<p>防災対応なし</p>

- ※1 冬期間の融雪型火山泥流による孤立を想定。
- ※2 乳頭温泉郷は噴火に伴う直接の影響(噴石など)は少ないが、唯一の避難道路が火砕流、融雪型火山泥流で通行不能となる恐れがあり、北部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。
- ※3 これらの地域は南部カルデラ南西縁の風化により、火砕流と融雪型火山泥流に対して脆弱な地域で、南部カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要。
- ※4 国見温泉は火口に近く、南部カルデラからの噴石が到達する可能性がありレベル4で避難が必要。
- ※5 秋田駒ヶ岳防災マップ(H15.2作成)には岩手県側への融雪型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、冬期間に岩手県側のカルデラ壁近くで噴火が発生した場合には、カルデラ壁を越える噴煙柱の崩壊や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への融雪型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。
- ※6 融雪型火山泥流への対応で冬期間のみ。

資料編 2 災害予防計画

2-4-9 栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町村	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】  【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	①想定される影響範囲内に居住地域が存在。 ②融雪型火山泥流が想定される範囲に避難勧告等を発令。 ③羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域(磐井川・成瀬川)		
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】  【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難勧告等を発令。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【火口周辺の登山道への立入規制】  【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね800m以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制。 特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難準備・高齢者等避難開始を発令。
レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		

## 資料編 2 災害予防計画

### 2-4-10 栗駒山の噴火警戒レベル判定基準

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪期において、火砕流・火砕サージが火口から概ね4 kmを超える噴火が観測された場合</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合（レベル3よりも規模大）</li> <li>・溶岩ドームの成長が確認された場合</li> <li>・火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね4 kmを超え、6 km以内の河川流域）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>非積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動が観測された場合</li> <li>・溶岩ドームの成長が確認された場合</li> <li>・火砕流・火砕サージが火口から概ね2 kmを超える噴火が観測された場合</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する（警戒範囲の縮小）。</p>
2	<p>【居住地域の近く（火口から概ね800mを超え、4 km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>レベル2の基準の現象が発生し、さらに次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性地震や火山性微動の急増および規模（振幅）の増大</li> <li>・GNSS等で山体膨張を示す顕著な地殻変動が観測された場合（レベル2よりも規模大）</li> <li>・大きな噴石の飛散、火砕流の流下が確認された場合</li> <li>・溶岩流の流下、溶岩ドームの出現が確認された場合</li> <li>・噴出物に明瞭なマグマ起源の物質が含まれていた場合</li> <li>・レベル2相当の噴火が断続的に発生し、さらに規模の大きな噴火の可能性があると判断した場合</li> </ul>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって1か月程度経過した場合。</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね800m以内）に影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の基準でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性地震が増加（地震回数が20回以上/24時間）した場合 ただし、地震の発生場所や深さを考慮する</li> <li>・低周波地震もしくは火山性微動が発生した場合</li> <li>・GNSS等で山体膨張を示す明瞭な地殻変動が観測された場合</li> <li>・地熱域や噴気域の明瞭な拡大、新たな噴気もしくは噴気活動の活発化が観測された場合</li> </ul> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口からの有色噴煙が観測された場合</li> </ul>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。

・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

## 資料編 2 災害予防計画

令和4年3月24日

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	(5-3) 【山体周辺広範囲の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね30kmの範囲に流下 ・(積雪期) 融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達	<p>[噴火発生の場合]</p> 発生した噴火の規模、様式に応じ、活動状況の経過を見つつ警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル5の中で切り替える 噴火が終息し、火山活動の低下が認められた場合、噴火発生場所、規模に応じて警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる <p>[噴火未発生の場合]</p> 左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が明確に認められた場合、地殻変動源や噴気、地熱の活動領域から警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる
	(5-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね4kmを超えて概ね20km(最大23km)まで流下 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-2に示した現象の更なる増大、変化速度の急激な上昇 ・レベル5-1に示した規模の噴火の頻発、規模増大	
	(5-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散 ・火砕流・火砕サージが想定火口から概ね4km以内に到達 ・湖底で、湖面上に影響を及ぼす小規模な噴火が発生	
4	(4-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-1に示した火山活動の規模増大 ・新鮮なマグマを含む浮遊物等、湖底でのマグマの噴出を示す現象	左記に該当する現象が観測されなくなり、地震活動が低下、膨張・隆起を示す地殻変動が停止、収縮の傾向が継続した場合、レベル3以下に引き下げる ただし、レベル引下げ後に再び火山活動の高まりを示す変化が見られた場合は、基準に達していない場合でもレベル4に引き上げる。
	(4-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性】 下記の現象を複数項目観測した場合 ただし、現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある ・山体地下浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・火山性地震の多発(発生場所を考慮) ・低周波地震、火山性微動の多発(発生場所、規模を考慮) ・活発な噴気、地熱域の拡大、顕著な温度上昇 ・多量の火山ガスの放出 ・変色水の発生頻度の増加	
3	(活動活発化の過程でのレベル2、3の運用はしない) 火山活動が沈静化し、レベル4、5から引き下げる過程で、火口の出	レベル2、3の運用を開始する際に、改めて検討する。
2	現位置等の状況に応じてレベル2、3を発表する場合がある	
1	(火山の状況に関する解説情報(臨時)の発表) 下記の現象を複数項目観測した場合 ・山体地下浅部のわずかな膨張を示す地殻変動 ・火山性地震の増加(発生場所、規模を考慮) ・低周波地震、火山性微動の複数回発生(発生場所、規模を考慮) ・噴気、地熱活動、湖面の変色水等の発生	左記に該当する現象が観測されなくなった場合
	【火山活動は静穏】 深さ5km前後で地震が時々発生。火山活動による地殻変動、噴気や湖面の異常などは認められない。	

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。



2-4の2 通信確保計画  
2-4の2-1 岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況

(令和6年3月1日現在)

整備年度	地固					地上					系局					無線					線動					局局					衛星系					無線系					合
	統制局		中継局		地方局	端末局		小計		基地局		地域移動局		全県移動局		(第一)		(第二)		移動多重局		小計		県庁局		車載局		VSA T局		小計		球局		小計							
	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局						
S53~S55	1	14	13	92	120	17	66	52	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255						
S58				27	27			5	5																										32						
S59~S63																																									
H元				2	2		1		1																										3						
H2																																									
H3				▲3	▲3	2		1	4																										5						
H4			1		5				0																										126						
H5																																									
H6									▲1																										24						
H7					0																														1						
H8				1	1																														13						
H9																																									
H10				▲1	▲1																															▲1					
H11				▲1	▲1																														▲2						
H12				▲1	▲1																														▲2						
H13				▲2	▲2																														▲3						
H14	▲1	▲17	▲14	▲113	▲145	▲18	▲67	▲105	▲16	▲3	▲191																							▲354							
H15																																									
H16																																									
H17																																									
H18																																									
H19																																									
H20																																									
H21																																									
H22																																									
H23																																									
H24																																									
H25																																									
H26																																									
H27																																									
H28																																									
H29																																									
H30																																									
R1																																									
R2																																									
R3																																									
R4																																									
R5																																									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61						

資料編 2 災害予防計画

2-4の2-2 防災行政無線等の整備状況

平成31年3月31日現在

区分	同報系				移動系					有線放送 (CATV含む) 加入世帯数
	防災行政無線		その他 ※		基地局	中継局	移動局			
	屋外拡声装置	屋内受信機	屋外拡声装置	屋内受信機			車載型	可搬型	携帯型	
盛岡市	106	421	2	120	1	1	5	0	30	0
宮古市	335	940	0	1,622	2	8	97	23	174	0
大船渡市	198	11,432	0	0	1	3	16	37	28	0
奥州市	80	74	0	0	6	2	72	39	140	4,950
花巻市	20	0	0	4,795	4	0	20	0	17	2,318
北上市	0	0	0	0	1	0	54	0	12	7,428
久慈市	262	1,237	0	0	0	0	0	0	0	0
遠野市	191	155	0	850	2	2	16	14	12	8,821
一関市	359	0	0	0	4	2	221	16	105	9,488
陸前高田市	150	1,051	0	0	1	1	0	9	31	0
釜石市	113	1,393	0	0	2	2	25	35	50	0
二戸市	105	2,150	0	0	2	2	9	5	53	0
八幡平市	186	215	0	0	3	1	21	3	43	0
滝沢市	140	200	0	0	1	0	12	2	19	0
雫石町	78	1,965	0	0	1	1	19	6	38	0
葛巻町	0	0	108	2,211	6	3	20	1	5	3,212
岩手町	130	853	0	0	1	0	19	0	13	0
紫波町	0	0	0	0	1	0	7	25	17	0
矢巾町	0	0	30	1,500	1	0	15	6	22	0
西和賀町	0	0	0	2,074	2	0	64	0	2	0
金ヶ崎町	0	0	33	0	2	33	15	2	0	0
平泉町	11	2,300	0	0	1	0	11	0	6	0
住田町	43	0	0	2,074	1	0	12	8	35	2,207
大槌町	61	3,043	0	0	1	0	0	0	50	0
山田町	113	280	0	0	2	0	8	7	25	0
岩泉町	12	0	12	4,000	6	0	72	12	40	0
田野畑村	65	1,400	0	0	1	1	19	0	4	0
普代村	0	0	0	18	1	2	5	0	21	0
軽米町	110	0	0	3,847	0	0	0	0	0	3,847
洋野町	164	535	0	0	2	0	5	0	3	0
野田村	0	0	0	1,600	1	0	5	0	0	0
九戸村	36	311	0	0	1	0	3	0	5	0
一戸町	0	0	53	43	1	0	5	0	8	0
合計	3,068	29,955	238	24,754	62	64	872	250	1,008	42,271

※ MCA陸上移動通信システム、デジタル移動通信システム、コミュニティFM放送、280MHz同報無線システム、IP告知システム、有線放送

(1) 158.35MH z

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
警察庁	盛岡市内丸8-10 岩手県警察本部	ML	5	12	いわて	801~812
海上保安庁	青森県八戸市築港街2-16 八戸海上保安部	FP	5	3	かいほいどう 2972	
			5		かいほいどう 2981	
			5		かいほいどう 2982	
	釜石市魚河岸1-2 釜石海上保安部	FP	10	2	かいほいどう 2957	
			5		かいほいどう 2973	
	宮古市鉾ヶ崎下町2-33) 宮古海上保安部	FP	5	3	かいほいどう 2977	
5			かいほいどう 2985			
5			かいほいどう 2986			
岩手県	花巻市葛第3地割183-1 防災航空センター	MP	1	1	しょうぼうへりいわて	
		FP	10	1	しょうぼうこうくう いわて	
		MP	1	2	しょうぼうこうくう いわて	102, 103
			5	4		101, 106~108
宮古市	宮古市新川町2-1 宮古市役所	ML	5	2	ぼうさいみやこ	4, 5
			10	1		3
盛岡地区広域 行政事務組合	盛周市内九8-5 盛岡地区広域消防事務組合消防本部	FB	10	1	もりしょうほんぶ	1~3
		ML	5	3	ほんぶけいたい	1
			10	1	いわてこうほう	1
			10	1	にしねこうほう	1
			10	1	あしろすいそう	1
			10	1	ほんぶこうほう	1
			10	1	やはばすいそう	1
			10	1	ほんぶしき	1
			10	1	ほんぶしえん	1
		10	3	ほんぶ	2~4	
宮古地区広域 行政組合	宮古市五月町2-1 宮古地区広域行政組合消防本部	FB	10	1	みやしょうほんぶ	
		ML	10	1	みやしょう	1
一関市消防本 部	一関市山目中野140-3 一関市消防本部	ML	10	1	いちのせき	9
			10	1	いちのせきしき	
			5	1	いちのせき	50
			5	1	せんまや	50
			10	1	かわさき	22
			10	1	ひがしやま	22
			10	1	だいとう	22
			10	1	むろね	22
			10	1	たむら	22

## 資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	電力 (W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	いちのせき	22
			10	1	ひらいずみ	22
			10	1	はないずみ	22
			10	1	せんまや	22
			10	1	せんまやしき	
			10	1	ふじさわ	22
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	奥州市水沢大鐘町2-16 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	ML	5	9	みずさわ	93, 94, 105~ 108, 205, 207, 208
			5	2	まえさわ	302, 303
			5	2	いさわ	302, 303
			5	2	ころもがわ	302, 303
			5	2	かねがさき	302, 303
			10	3	みずさわ	3, 21, 501
			10	1	みずさわしき	1
			10	1	みずさわすいそう	1
			10	1	みずさわかがく	1
			10	1	みずさわくっせつ	
			10	2	きゆうきゆうみずさわ	2, 3
			10	2	まえさわ	1, 31
			10	1	いさわほんぶしき	1
			10	1	ころもがわ	1
			5	11	えさししょうぼう	24~34
			10	2	えさしいわやどう	3, 8
			10	3	えさしたまさと	1, 2, 4
			10	1	えさしかがく	1
			10	1	えさしひろせ	2
			10	1	えさしいなせ	3
			10	1	えさしおだき	1
			10	1	えさしげんばしき	1
			10	1	えさしきゆうきゆう	1
			10	1	えさしふじさと	3
			10	1	えさしすいそう	1
			10	1	えさしこうほう	1
北上地区消防組合消防本部	北上市柳原町2-3-6 北上地区消防組合消防本部		10	2	きたかみしき	1.2
			10	3	きたかみすいそう	1~3
			10	1	きたかみほんぶ	1
			10	1	きたかみたんく	1
			10	1	きたかみはしご	1
			10	1	きたかみきゆうじょ	1
			10	1	きたかみかがく	1
			10	3	きたかみきゆうきゆう	1~3

## 資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	電力 (W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
		ML	10	2	きたかみしきざいはんそう	1.2
			10	1	きたかみこうほう	1
			10	1	きたかみじんいんはんそう	1
			10	1	きたかみしえん	1
			10	1	きたかみゆそう	1
			10	1	きたかみれんらく	1
			10	1	きたかみさいたい	1
			10	1	わがすいそう	1
			10	1	わがきゆうきゆう	1
			10	1	わがこうほう	1
			10	1	おおつつみすいそう	1
			10	1	おおつつみきゆうきゆう	1
			10	1	おおつつみこうほう	1
			5	1	きたかみかはん	1.2
西和賀郡西和賀町沢内字大野13-3-18 西和賀消防署		ML	10	2	にしわがしき	1.2
			10	1	にしわがすいそう	1.2
			10	1	にしわがきゆうきゆう	1.2
			10	1	にしわがこうほう	1
久慈広域連合 消防本部	久慈市長内町第29地割21-1 久慈広域連合消防本部	FB	10	1	くじしょうぼうほんぶ	
		ML	1	13	くじしょうぼう	52~55, 58~61, 72~6
			10	4	くじしょうぼう	1, 6, 10, 200
			10	6	くじきゆうきゆう	1, 2, 4~7
			10	1	くじしょうぼうしれいしや	
			10	1	くじかがく	2
花巻市消防本部	花巻市材木町12-6 花巻市消防本部	FB	10	1	はなしょうほんぶ	
	花巻市石鳥谷町八幡4-100-1 花巻北消防署	FB	10	1	はなしょうきた	
	花巻市材木町12-6 花巻市消防本部	ML	10	1	はなまきげんちほんぶ	4
			10	1	はなまきはんそう	1
			10	1	はなまきしえん	1
			10	2	はなまきちゅうおうぼんぶ	1, 2
			10	1	はなまきちゅうおうしき	1
			10	1	はなまきちゅうおうきゆうじよ	1
			10	1	はなまきちゅうおうすいそう	1
			10	1	はなまきちゅうおうはしご	1
			10	1	はなまきちゅうおうかがく	1
			10	2	はなまきちゅうおうきゆうきゆう	1, 2
			10	1	はなまきゆもとほんぶ	1
			10	1	はなまきゆもときゆうきゆう	1
10	1	はなまきゆぐちおおさわぼんぶ	1			
10	1	はなまきゆぐちおおさわきゆうきゆう	1			
10	1	はなまききたしき	1			

## 資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	電力 (W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	はなまききたぼんぷ	1
			10	1	はなまききたすいそ う	1
			10	2	はなまききたきゆう きゆう	1, 2
			10	1	はなまきとうわしき	1
			10	1	はなまきとうわしき ぼんぷ	1
			10	1	はなまきとうわきゆ うきゆう	1
			10	1	はなまきおおはさま しき	1
			10	1	はなまきおおはさま しきぼんぷ	1
			10	1	はなまきおおはさま きゆうきゆう	1
			5	5	はなまきけいたい	1~5
大船渡地区消 防組合	大船渡市盛町字木町1-1 大船渡地区消防組合消防本部	ML	5	1	だいしょう	61
			10	3	だいしょう	1, 101, 107
遠野市消防本 部	遠野市青笹町糠前10-46 遠野市消防本部	ML	10	3	とおしょう	2, 3, 6
			10	1	とおしょうしき	3
			10	2	とおしょうきゆう きゆう	1, 2
陸前高田市	陸前高田市高田町字砂畑1-1 陸前高田市消防本部	ML	5	4	たかしょう	57, 58, 61, 62
			10	1	たかしょう	3
二戸地区広域 行政事務組合	二戸市福岡字長峰28-1 二戸地区広域行政事務組合消防本部	ML	5	5	にしょう	101, 102, 105, 201, 202,
			10	1	にしょう	6
			10	1	にしょうきゆうこう	1
	一戸町西法寺関屋157-1 二戸地区広域行政事務組合一戸分署	ML	5	6	にしょう	112, 113, 115, 131~133
			10	2	にしょう	12, 13
			10	1	にしょうきゆうきゆ う	5
	軽米町大字軽米第3地割78-11 二戸地区広域行政事務組合軽米 九戸村大字伊保内第10地割11-19 二戸地区広域行政事務組合九戸	ML	5	2	にしょう	123, 124
ML		5	1	にしょう	143	
東日本旅客鉄 道株式会社	盛岡市盛岡駅前通1-41 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	ML	1	14	もりてつしんつう	20~29, 71~74
			1	14	もりてつけいたい	1~14
久慈地区石油 コンビナート 等特別防災区 域防災対策	久慈市夏井町字閉伊口第8 地割105-2	ML	1	5	ちかびぼうさい	1~5

資料編 2 災害予防計画

(2)466.775MH z

(平成19年4月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
盛岡市	盛岡市内丸12-2 盛岡市役所	ML	10	2	ぼうさいもりおか	14~15
大船渡市	大船渡市盛町字津野沢15 大船渡市役所	FB	10	1	ぼうさいおおふなど	
		ML	10	5	ぼうさいおおふなど	1~5
	大船渡市大船渡町字明神町10-14	ML	10	1	ぼうさいおおふなど ちくほんぶ	1
	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦37-11	ML	10	1	ぼうさいおおふなど たこのうら	1
	大船渡市赤崎町字山口80-38	ML	10	1	ぼうさいおおふなど あかさか	1
	大船渡市末崎町字平林81	ML	10	1	ぼうさいおおふなど まつさきちょう	1
北上市	北上市芳町1-1 北上市役所	PB	10	1	ぼうさいきたかみ	
		ML	10	9	ぼうさいきたかみ	1~4, 10~13, 80
	北上市和賀町横川目11-160 和賀庁舎	ML	5	5	ぼうさいきたかみ	51~55
			10	25	ぼうさいきたかみ	21~24, 31~50, 75
	北上市上江釣子17-201-2 江釣子庁舎	ML	10	2	ぼうさいきたかみ	60, 70
陸前高田市	陸前高田市字館の沖110 陸前高田市役所	FB	10	1	ぼうさいりくぜんた かた	
		ML	10	6	ぼうさいりくぜんた かた	1~6
二戸市	二戸市福岡字川又47 二戸市役所	ML	10	18	ぼうさいいのへ	3~5, 51~65
西根町	西根町大更第35地割62 西根町役場	FB	10	1	ぼうさいにしねち ょうやくば	
		ML	5	17	ぼうさいにしね	201~217
			10	9	ぼうさいにしね	101~109
矢巾町	矢巾町大字南矢幅第13地割123 矢巾町役場	FB	10	1	ぼうさいやはば	
		ML	5	10	ぼうさいやはば	50~59
			10	12	ぼうさいやはば	1~12
石鳥谷町	石鳥谷町八幡4地割161 石鳥谷町役場	FB	5	1	ぼうさいいしどりや	
		ML	5	3	ぼうさいいしどりや	1~3

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
胆沢町	胆沢町南都田字加賀谷270 胆沢町役場	FB	10	1	ぼうさいいさわ	
		ML	5	59	ぼうさいいさわ	1~47, 52~63
			10	7	ぼうさいいさわ	48~51, 64~66
大槌町	大槌町子槌第25地割字金崎	FB	10	1	ぼうさいおおつち	
		ML	1	7	ぼうさいおおつち	101~107
			10	10	ぼうさいおおつち	1~8, 50, 51
浄法寺町	浄法寺町大字浄法寺字下前田37-4 浄法寺町役場	ML	5	5	ぼうさいじょうぼうじ	11~15
			10	2	ぼうさいじょうぼうじ	2, 3
松尾村	松尾村野駄第19地割75 松尾村役場	ML	5	8	ぼうさいまつお	108~115
			10	4	ぼうさいまつお	8~11
玉山村	玉山村大字洪民字泉田77-1 玉山村役場	ML	5	6	ぼうさいたまやま	21~26
			10	6	ぼうさいたまやま	1~6
野田村	野田村大字野田第20地割14 野田村役場	ML	5	3	ぼうさいのだ	1~3
			10	4	ぼうさいのだ	4~7
九戸村	九戸村大字伊保内第10地割11-6 九戸村役場	FB	10	1	ぼうさいくのへ	
		ML	5	5	ぼうさいくのへ	4~8
			10	3	ぼうさいくのへ	1~3



2-4の2-4 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表

1 県庁舎・盛岡地区合同庁舎

交換機収容	019 回線数	電	話	番	号	備	考
知事室	1	651-3160~3171					
総務部長	1	623-1751					
秘書課	1	625-7525					
管財課	1	622-4401					
防災課	1	623-5736					非常通報機
県議会議務局	0	651-3925					
盛岡広域振興局土木部	1	651-4082					

2 地区合同庁舎

庁舎名	回線数	電	話	番	号	備	考	
花巻地区合同庁舎	4	23-0271 総務-201 63-8378 (FAX) 土木	23-0272 保福環-221 64-5237 総合案内	23-0273 農林-240	23-0274 土木-260		転換器により内線電話機に切替	
北上地区合同庁舎	1	22-2812 総務-210、223	22-2843 総務-213、227	22-2862 保健所-507、520	22-2844 土木-356、357		転換器により内線電話機に切替	
奥州地区合同庁舎	3	35-8441 農村-281	35-8445 農村-235	35-6742 農政-243			転換器により内線電話機に切替	
江刺地区合同庁舎	6	26-0846 総務-202	26-0847 保福環-348	26-0848 宿直-398	26-0849 土木-301		転換器により内線電話機に切替	
一関地区合同庁舎	3	52-4902 保福環-202	52-4931 農村-218	52-4971 土木-251			転換器により内線電話機に切替	
大船渡地区合同庁舎	3	21-5231 総務-204	21-5232 保福環-214	21-5233 農林-218	21-5234 水産-232	27-5082 水産-445	26-1951 土木	転換器により内線電話機に切替
遠野地区合同庁舎	3	63-3281 保福環-221	63-3283 土木-275	63-3282 農林-233			転換器により内線電話機に切替	
釜石地区合同庁舎	6	21-1561 総務-203	21-1562 保福環-244	21-1563 農林-223	21-1564 水産-229	21-1565 魚取縮-261	21-1566 土木-264	転換器により内線電話機に切替
宮古地区合同庁舎	6	64-2217 総務-202、203	64-2037 総務-209、216	64-2219 保健所-243、244	64-2039 農政-262、265	64-2054 水産-312、320	64-2055 土木-356、363	転換器により内線電話機に切替
岩泉地区合同庁舎	5	22-3117 土木-420	22-4630 土木-212	22-4631 普及サブセン ター-473	22-4632 林務-230	22-4212 土木	22-4212 土木	転換器により内線電話機に切替
久慈地区合同庁舎	8	52-2170 経営企画-291	52-2186 保健所-244	52-2184 農政-288	52-2182 水産-288	52-2182 土木-446		
二戸地区合同庁舎	5	23-0581 地域-202	23-0582 地域-205	23-0583 保福環-222	23-0584 農政-242	23-0585 土木-292		転換器により内線電話機に切替

## 2-5 避難対策計画

## 2-5-1 市町村における避難所の指定状況

## 県内各市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

令和5年1月1日現在

市町村名	緊急避難場所について		避難所について		
	①緊急避難場所の指定数	②最終報告日	③避難所の指定数	④災害対策基本法施行令第20条の6第5号で規定する指定基準を満たした施設の指定数	⑤最終報告日
盛岡市	241	R5.1.1	187	47	R5.1.1
宮古市	142	R5.1.1	61	0	R5.1.1
大船渡市	69	R5.1.1	97	0	R5.1.1
花巻市	37	R5.1.1	87	0	R5.1.1
北上市	106	R5.1.1	75	2	R5.1.1
久慈市	163	R5.1.1	121	0	R5.1.1
遠野市	118	R5.1.1	71	0	R5.1.1
一関市	214	R5.1.1	38	0	R5.1.1
陸前高田市	162	R5.1.1	26	8	R5.1.1
釜石市	133	R5.1.1	18	9	R5.1.1
二戸市	75	R5.1.1	45	1	R5.1.1
八幡平市	57	R5.1.1	56	0	R5.1.1
奥州市	214	R5.1.1	212	0	R5.1.1
滝沢市	28	R5.1.1	28	0	R5.1.1
雫石町	32	R5.1.1	23	0	R5.1.1
葛巻町	38	R5.1.1	17	0	R5.1.1
岩手町	26	R5.1.1	26	0	R5.1.1
紫波町	84	R5.1.1	83	3	R5.1.1
矢巾町	31	R5.1.1	53	14	R5.1.1
西和賀町	41	R5.1.1	19	7	R5.1.1
金ヶ崎町	49	R5.1.1	13	0	R5.1.1
平泉町	30	R5.1.1	10	0	R5.1.1
住田町	37	R5.1.1	37	0	R5.1.1
大槌町	50	R5.1.1	17	9	R5.1.1
山田町	69	R5.1.1	37	0	R5.1.1
岩泉町	78	R5.1.1	52	0	R5.1.1
田野畑村	37	R5.1.1	36	3	R5.1.1
普代村	33	R5.1.1	4	2	R5.1.1
軽米町	45	R5.1.1	38	0	R5.1.1
野田村	28	R5.1.1	4	0	R5.1.1
九戸村	37	R5.1.1	10	3	R5.1.1
洋野町	71	R5.1.1	71	0	R5.1.1
一戸町	35	R5.1.1	13	3	R5.1.1
計	2,575		1,672	108	

## ※災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

資料編 2 災害予防計画

2-7 孤立化対策計画

2-7-1 県内の災害時孤立化想定地域

平成20年10月1日現在（岩手県調べ）

番号	市町村名	地域数	番号	市町村名	地域数
1	盛岡市	38	21	金ヶ崎町	0
2	宮古市	34	22	平泉町	0
3	大船渡市	32	23	藤沢町	0
4	花巻市	27	24	住田町	3
5	北上市	0	25	大槌町	8
6	久慈市	0	26	山田町	8
7	遠野市	46	27	岩泉町	1
8	一関市	20	28	田野畑村	0
9	陸前高田市	6	29	普代村	4
10	釜石市	21	30	川井村	7
11	二戸市	6	31	軽米町	1
12	八幡平市	11	32	野田村	2
13	奥州市	8	33	九戸村	3
14	雫石町	8	34	洋野町	3
15	葛巻町	3	35	一戸町	10
16	岩手町	6	合 計		331
17	滝沢村	0			
18	紫波町	9			
19	矢巾町	0			
20	西和賀町	6			

資料編 2 災害予防計画

2-8-1 県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表

(令和4年1月1日現在)

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m <sup>2</sup> )	器具	資材
雫石川	盛岡広域振興局土木部長	盛岡市上厨川15地割字杉原	S44	115	鎌25 スコップ62 ペンチ20 トビチ2 ハンマー4 のこぎり8 ツルハシ9 掛矢8 一輪車23 唐くわ10 シノ9 大ハンマー10 斧4 縄あみ器40 エンジンチェーンソー1	土のう4,000 大型土のう40 耐候性大型土のう60 松丸太4本(5m) 杉丸太40本(4m) トラロープ(50m)3巻 ビニールロープ(200m)5巻 木杭401 荒縄9巻 オイルマット(不織布タイプ)1100枚 オイルマット(浮遊活性炭タイプ)140枚 オイルフェンス(10m/本,連結タイプ)70m オイルフェンス(2m/本,浮遊活性炭タイプ)32m 油中和剤660 ブルシート13枚 防災シート40枚 土ホシート(クロスシート)3枚 竹90本 鋼杭341本 塩ビ管(径12cm)12本 単管パイプ(4m)27本 袋詰めネット(3m×2.3m)50袋
豊沢川	花巻土木センター所長	花巻市中根子字道地	S47	115	鎌23 スコップ33 唐くわ5 掛矢12 おの3 ハンマー13 のこぎり5 金切のこ3 つるはし3 一輪車22 リヤカー1 片手ハンマー2 シノ1 縄あみ器15 金テコ3 ペンチ1 番線カッター1 水タケ2	土のう14,700 大型土のう100 丸太杭(1.5)200本 丸太杭(1.8)150本 番線100kg 鋼杭(1.8)40本 鋼杭(1.5)50本 鋼杭(1.2)170本 ロープ8巻 トラロープ1巻 ブルシート7枚 オイルフェンス50m オイルフェンス(3m/本,浮遊活性炭タイプ)240m オイルマット204枚 歩板8枚 スイパーTマット4枚 塩ビ管(3.0~4m)18本 鉄板(9mm)7枚 鉄板(12mm)1枚 単管パイプ(2m)66本 単管パイプ(3m)2本 ステンレス管12本 竹(3m)20本 竹(4m)4本 アルミ製ボール(2m)50本
和賀川	北上土木センター所長	北上市北鬼柳31地割48	S47	115	鎌5 スコップ20 掛矢10 おの5 のこぎり5 ハンマー5 トビチ13 ツルハシ5 唐くわ5 ペンチ5 かすがい9 タタ5 一輪車2	土のう11,830 鉄線70kg 木杭(1.2~1.5m)107本 松丸太85 荒縄7巻 マニラロープ900m オイルマット480枚 ビニールシート50 あゆみ板14 オイルフェンス222m 杉丸太4本 スリイ油濾過吸着袋18袋 万国旗型オイルマット80m 鋼杭50本
人首川	県南広域振興局土木部長	奥州市江刺愛宕字金谷16-1	S47	115	鎌6 スコップ28 掛矢2 おの3 唐くわ3 ハンマー1 ツルハシ18 投光器2 一輪車7 トビチ3 コムボート1 ホーク4	土のう袋2,500 松丸太100本 大型土のう袋265 鉄線500kg 歩板100パイプ(1.0m)50本 パイプ(2.0m)100本 ブルシート20枚 トラロープ3巻 荒縄1束 オイルフェンス122m(2m×61) オイルマット80枚 木杭4 油濾過吸着袋36枚 吸着マット270枚
磐井川	一関土木センター所長	一関市真柴字中田60-1	H24	115	鎌28 スコップ106 掛矢27 手おの6 ペンチ2 唐くわ5 ハンマー12 一輪車34 タタ4 大ハンマー37 バール3 ツルハシ5 コムボート2 ワイヤカッター4 シノ14 ラチェット大6 フォーク2 のこぎり2	土のう20,000袋 木杭136 縄6巻 ナニ線20kg 杉丸太6(4m) 杉丸太3(5m)本 綿ロープ300m 4巻 トラロープ100m 2巻 オイルマット700枚 大型土のう350袋 オイルフェンス115m スイパーTマット6枚 鋼杭74本 ブルシート145枚

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積(m <sup>2</sup> )	器具	資材
千厩川	千厩土木センター 所長	一関市千厩町千厩字東小田 285 の 1	H6	115	鎌 8 スコップ 18 掛矢 7 唐くわ 9 のこぎり 4 ツルハシ 10 ハンマー 3 大ハンマー 4 おの 5 ベンチ 7 トビグチ 5 小トビグチ 2 一輪車 5 救命胴衣 5 金ゴテ 4 バール 3 投光器 2 発電機 1 長尺鎌 4 番線 50kg	土のう 22,000 松丸太 49(4m) 松杭 31(1.2m) 松杭 50(2.0m) 木杭 340(0.6m) 唐竹 11(2.9m) 竹串 120 (1.8m, 60本×2束) 鉄線 50kg ブルーシート 80枚(3.6×5.4) グリーンシート 2枚(5.4×7.2) イエローシート 13枚(2.0×4.0) 黒色シート 3巻 オイルマット 1020枚 吸着マット式オイルフェンス 2本(10m×2) オイルフェンス 100m(10m×10) ロープ 1巻 荒縄 11巻 歩み板 67枚(4m) 鉄筋 50本(Φ16mm) 平鋼 20枚(2m) 塩ビ管 10本(UV100:4m) 大型土のう 210袋 耐候性大型土のう 284袋 袋詰玉石 200袋(1t)
気仙川	大船渡土木センター 所長	陸前高田市横田町字西宿	S46	115	スコップ 17 掛矢 8 ハンマー 2 ベンチ 4 おの 8 のこぎり 6 一輪車 10台 鎌 5 ツルハシ 5 唐鋏 3 ナタ 4 カッター 0 金槌 7 バリ 2 フォーク 10 トビグチ 4	土のう 200 松丸太 38 鉄線 75kg 杉丸太 10 雑木杭 75 オイルマット 500枚 (5箱) オイルマット 124枚 (50×24) オイルフェンス 50m オイルプロッター 400枚 ロープ 1巻 ビニールシート 5枚 歩板 10枚 塩ビパイプ 4本 鉄パイプ 6本 鉄筋 145本 竹 54本 二子縄 6ロット 大型土のう 200袋 ワイヤ 1丸 油処理剤 7缶 たる木 (4m) 33本 ホトルエント 40袋
猿ヶ石川	遠野土木センター 所長	遠野市遠野町 27 地割	H24	115	スコップ 18 掛矢 3 唐くわ 9 つるはし 19 一輪車 2	土のう 13,240 ジャココ 53kg 鉄線 20kg 松丸太 3本 ビニールシート 66枚 ロープ 4巻 オイルマット 557枚 荒縄 5巻 木杭(丸)143本 木杭(角)9本 鋼杭 32本 オイルフェンス 146m
鶴住居川	沿岸広域振興局土木部長	釜石市鶴住居日の神	S46	115	スコップ 48 掛矢 7 ハンマー 3 つるはし 14 とうが 12 おの 1 一輪車 4	土のう 6,595 蛇ガコ 15 鉄線 25kg 5束 木杭 253 角杭 45 ビニールシート 95 ロープ 3巻 オイルフェンス 10m×9+20m×5+2m×10本 オイルマット 1,400枚
閉伊川	宮古土木センター 所長	宮古市小山田 4 地割字中林前 96 番 1	S46	115	かま 4 スコップ 24 掛矢 6 ハンマー(大 1, 小 2)3 投光器 1 つるはし 7 とうが 3 とびぐち 6 おの 1 のこぎり 2	土のう 15,000 松丸太 127 ジャココ 19 鉄線 80kg ビニールシート 5 木杭 96 オイルマット 200枚 ロープ 3巻 オイルフェンス 220m ゴムシート 5
小本川	岩泉土木センター 所長	岩泉町松橋 17 の 1	H3	107	スコップ 49 のこぎり 1	土のう 125 丸太 56 木杭 540 ビニールシート 7 ロープ 2巻 オイルマット 400枚 オイルフェンス 10組 油処理分散洗浄剤 450
久慈川	県北広域振興局土木部長	久慈市川崎町 1-33	S45	115	スコップ 65 ベンチ 2 つるはし 22 ハンマー 5 投光器 2 ノコギリ 1 かま 10 おの 4 掛矢 4 とびぐち 1 竹ざお 27本 ハンマー(大)7 一輪車 6 ナタ 11	木杭 180 ナイロンカーテップ 4巻 松丸太 90 荒縄 9巻 ビニールシート 12 土のう 8,000袋 鉄線 6巻 オイルマット 1100枚 オイルフェンス 104m コンクリートパネ 7枚 油中和剤 30函 大型土のう 70袋

資料編 2 災害予防計画

河川名	管理者	水防倉庫 所在地	建設 年度	床面積 (㎡)	器 具	資 材
馬淵川	二戸土木 センター 所長	二戸市金 田一字八 ツ長 88-1	H9	108	スコップ 7 掛矢 3 のこぎり 1 つるはし 5 かま 11 ハンマー (大) 1 鉋 2 胴長 2	土のう 6,400 松丸太 86 本 オイルマット 468 枚 ビニールシート 75 枚 麻袋 60 袋 コンパネ 102 枚 オイルフェンス 48m 松杭 78 トラロープ 3 巻 荒縄 6 巻



資料編 2 災害予防計画

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	スツ				器				具				材				水防倉庫概要													
					ス	ツ	は	し	う	が	の	こ	の	ま	か	掛	と	リ	ナ	ク	ソ	杭	空	縄	ビ	ル	シ	ト	竹	鉄	も	の	土	の
胆沢川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎町永栄前村28-2	県南	13	11	2	2	2	6	14	1	1	9	1	1	1	2	26	木	俵	8	15	2	2	2	1	2	500	鉄筋構	38本	S 31	33.00	
永沢川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎永沢橋本2番地	県南	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30				53	32	1	1	1	1	400	鉄筋構	200本	S 29	33.00		
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺岩谷堂字根岸	県南	51	5	6	4	9	16	15	12	4	6	6	68	80					40	37										S 41	33.00
広瀬川	奥州市	奥州市長	江刺稲瀬字伊加里	県南	28	7	17	20	13	0	7	5	3	10	12	8	100					5	62	10	20	60	250	4,000	鉄筋構	130本	S 41	49.69		
北上川	奥州市	奥州市長	前沢古城字島田2-1	県南	28	13	14	7	12	10	8		3	3	3	70																H 17	49.69	
磐井川	一関市	一関市長	一関市地主町地内 一関第1水防倉庫(地主町)	一関	101	5	2				39					164	7ルコン 12,000						76	25				900				H 26	153.56	
磐井川	一関市	一関市長	一関市雲海地内 一関第3水防倉庫(雲海)	一関	78	5	14									600	7ルコン 2,000						47	10	5						H 9	77.76		
磐井川	一関市	一関市長	一関市青葉2丁目地内 一関第2水防倉庫(青葉)	一関	94	5	2	46	45	35						82	7ルコン 8,000						48	50	8		100				H 26	104.32		
磐井川	一関市	一関市長	一関市中里字雲南地内 一関第4水防倉庫(中里)	一関	21		5				14					440	7ルコン 2,500						37	9	13	5					H 11	77.9		
北上川	一関市	一関市長	一関市中里字神田地内 磐井川防災センター	一関	45	2	1				10					433	7ルコン 6,000						92	26	40	10	1,200				H 7	288.0		
夏川	一関市	一関市長	花泉町永井字飯田69-1 花泉第1水防倉庫	一関	15	0	10	3	0	15	0					50	7ルコン 2,000						16	39			245				H 29	20.72		
金流川	一関市	一関市長	花泉町孝裕字日向前66-4 花泉水防倉庫	一関	83	21	17	0	5	4	46	25				376	7ルコン 8,000						40	122			775				H 26	104.34		
砂鉄川	一関市	一関市長	東山町長坂字西本町	千厩	42	9		5	22	36	7					104	7ルコン 4,200						92	140	2						H 6	33.00		
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字天沼186	千厩	20	5	3	3	8	5	20	8				150	7ルコン 3,300					8	50	2		80				H 9	77.00			
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字川口沖地内	千厩												400								4							S 37	33.00		
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字町裏地内	千厩	7		3	2	2	5	7					350															S 42	33.00		
黄海川	一関市	一関市長	藤沢町黄海字熊館28	千厩	21	7	6	4	6	5	20	14					7ルコン 2,850					14	23	1		60				H 15	99.00			
気仙川	陸前高田市	陸前高田市長	高田町字新分沢210-2	大船渡	50	41	3		8	12	33					140										13,600				H 26	35.19			
吉浜川	大船渡市	大船渡市長	三陸町藤里字熊ノ入116	大船渡	3		5																											
気仙川	住田町	住田町長	住田町世田米字清水沢59-27	大船渡	4	4	2			1	7																500							
盛川	大船渡市	大船渡市長	盛町字下館下35-1	大船渡	55	5	17	2	4	3	18	2				120	7ルコン 2,550					2	43	21		5,400								
甲子川	釜石市	釜石市長	大町3丁目8-3	釜石																							400				H 20	50.00		
閉伊川	宮古市	宮古市長	五月町2番1号(消防署)	宮古	270	32	175	11	22	31	33					500						12	116	70	23	0	2,270							
関口川	山田町	山田町長	山田町豊岡根10-124-2	宮古	46		7	3																			1,000				H 24	108.00		
山田川	山田町	山田町長	山田町飯岡1-21-4	宮古	19	13	29			7																	2,300							
関口川	山田町	山田町長	山田町飯岡12-55-14	宮古	28	21	4																				5,200				R 3	33.51		



河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	スツ		器		具		資					材		水防倉庫概要						
					つるはし	うがのり	おのこぎ	かま	掛	とびぐち	ナリヤカ	クソ	杭	空	縄	ビニールシート	竹	鉄	もっ	の	土	そ	面積 (㎡)	建築年度
小本川	岩泉町	岩泉町長	岩泉町松橋17の1	岩泉	34	5	75	6	5	3	3										178	H 3	107.0	
久慈川	久慈市	久慈市長	田屋町	久慈	190	4		3	3	13											※-8	S 42	59.00	
久慈川	久慈市	久慈市長	長内町(消防署)	久慈	30			1	3												※-9	S 42	59.00	
馬淵川	葛巻町	葛巻町長	葛巻町葛巻8-5-1	岩手	40	2	6	2	0	12	8	0	※-11									H 3	33.05	
馬淵川	一戸町	一戸町長	一戸町役場	二戸	15	2	3	1	4	5	3	20	一輪車3									H 8	57.96	
馬淵川	二戸市	二戸市長	石切字中曾根50番	二戸	13	5	5	2	5	5	2		ハンマー2 ノコギリ5										役場内	
安比川	八幡平市	八幡平市長	叭田70	岩手	10			1	10														町民会館(避難所)設置中	
米代川	八幡平市	八幡平市長	丑山口16-1	岩手																			町民会館(避難所)設置中	
安比川	二戸市	二戸市長	浄法寺町浄法寺	二戸	31		18		3	1	12		カマ2										200	S 57
岡本川	二戸市	二戸市長	浄法寺町荒谷	二戸	7						4													100
瀬月内川	九戸町	九戸町長	九戸村伊保内第23地割60	二戸	15	3	2	2	2	2	3	2	2	ハンマー3 ノコギリ3										1,500
雪谷川	軽米町	軽米町長	九戸郡軽米町軽米(軽米町防災センター)	二戸	30			2	2	2	2	2	2	ハンマー3 ノコギリ4 ノコギリ3										2,000

- ※-1 縄より器22
- ※-2 竹割器5 竹ノギカマ3 縄より器17 むしろ縫針18 大ハンマー18 金組4 ビニールパイプ19 竹切鋸10
- ※-3 竹割器4 竹ノギカマ5 縄より器30 むしろ縫針17 ベンチ4 大ハンマー19 ビニールパイプ4 竹切鋸6 木組2 金組1
- ※-4 竹割器10 竹ノギカマ7 縄より器24 大ハンマー4 竹切鋸2 ビニールパイプ1
- ※-5 竹割器10 縄より器5 大ハンマー6 竹切鋸6 ビニールパイプ1
- ※-6 鋼製杭250 Tマット4 BB7-カー-2 ライフジャケット10
- ※-7 ロ-72巻 ビニールパイプ15 ハンマー9
- ※-8 チェンソー1 排水用ポンプ10台 刈払機4 竹割器3 竹ノギカマ3 空気膨張用ゴムボート 発電機8
- ※-9 小型ポンプ1 組立式RPボート1
- ※-10 発電機1 投光器1 チェンソー1
- ※-11 照明灯7 チェンソー6 大ハンマー1 鋸鎌3 縄より器10 浸水防水シート3 救命胴衣8 木タコ12 帽上灯10
- ※-12 ベンチ9 ハンマー9 竹ノギカマ2 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 木タコ3 帽上灯10
- ※-13 帽上灯10
- ※-14 ベンチ3 ハンマー2 竹ノギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯10
- ※-15 ベンチ7 ハンマー3 竹ノギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 木タコ3 帽上灯10
- ※-16 ベンチ5 ハンマー3 竹ノギカマ1 砥石1 発電機1 投光器1 救命胴衣3 帽上灯10
- ※-17 大ハンマー13 金組9 むしろ縫い針18 縄より器30
- ※-18 Tマット4 鉄製杭108 ベンチ30 救命胴衣16 木組1 縄燃器48 縄切鋸45 むしろ縫針42 竹割器9 竹組17 竹尖鎌9
- ※-19 大ハンマー28 小ハンマー16
- ※-20 竹割器3 竹割器1 竹切鋸1
- ※-21 むしろ縫針11 竹尖鎌 3

- 水防管理団体名 一関市  
保管場所: 一関市川崎町薄衣字加妻 舟2  
一関市川崎町薄衣字松形 舟1 船外機1  
一関市川崎町薄衣字南新山 舟1 船外機1  
一関市川崎町薄衣字川崎防炎センター 舟2  
一関市川崎町薄衣字鏡子 舟1 船外機1  
一関市川崎町薄衣字神平 舟2  
一関市川崎町薄衣字岩畑 舟2  
一関市川崎町門崎字官紅 舟1  
一関市川崎町門崎字針山 舟1
- 一関市中里 沖田 船外機3  
一関市三関字桜町 舟1 船外機1  
一関市弥栄字通南田 舟1 船外機1  
一関市弥栄字藤ヶ崎 舟1 船外機1  
一関市舞川字小戸 舟1 船外機1  
一関市花泉町老松字日向前 舟1 船外機1  
一関市藤沢町黄海字天沼 舟2 船外機2  
一関市藤沢町黄海字熊鷹 舟2 船外機1  
一関市藤沢町黄海字町裏 舟3  
一関市藤沢町黄海字下曲田 舟2 船外機1  
一関市藤沢町黄海字小日形 舟1

2-8-3 空中消火基地の資機材等備蓄状況

(令和5年4月1日現在)

配備区分		岩 手 県										合 計						
基地名(場所)	消防学校	大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花 泉地区補給基地	久 慈地区補給基地	計					大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	花 泉地区補給基地	久 慈地区補給基地	計	合 計		
		大船渡地区補給基地	二戸地区補給基地	一関市花泉町	久慈市長内町	矢巾町藤沢	昭和49	昭和60	二戸地区広域行政事務組合	昭和61	昭和62	平成元	久慈地区広域行政事務組合	同左			同左	同左
設置年度	昭和49																	
設置主体	岩手県	大船渡地区消防組合	二戸地区広域行政事務組合	一関市	久慈地区広域行政事務組合													
ヘリコプター離着陸場面積 (㎡)	44,016	4,850	14,911	5,000	4,489	73,266												
資機材保管庫面積 (㎡)	200	198	260	198	202	1,058												
散 布	4					4												
水のう型 (1800ℓ)	8	6	6	6	6	32												
ハケット型 (700ℓ)						0												
組 立	4	2	1	1	1	7												
水 槽	3,000ℓ					0												
吹流し	5,000ℓ					0												
薬剤混合水槽	7,000ℓ					2												
混合機	2					2												
かくはん機	2	1				3												
粉砕機	1	1	1	1	1	5												
可搬式動力ポンプ	4					4												
ベルトコンベア	1					1												
充電機	1					1												
バッテリーボックス	12	5	6	6	6	35												
ホース	13					13												
薬	135	75	75	75	75	435												
化学消火剤 (MAP)	35	25	25	25	25	135												
消火破埋粘剤 (CMC)	336	336	336	336	336	1,680												
化学消火剤 (ローロール)																		
化学消火剤 (ホレック)																		

※ MAP1袋=30kg, CMC1袋=20kg, エアールT1缶=20kg, フォレックス1缶=15kg

資料編 2 災害予防計画

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(令和5年12月末現在)

機(器)材名 所管区分	背負式 消火水 のう	軽可搬 消防ポン プ	山林防 炎スプレ ーヤー	移動用 水槽	布製パ ケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鋏	小型動 力ポン プ	ウォーター チャー ジャー	消防ポ ンプ自 動車	小型動 力ポン プ付水 槽車	林野火 災工作 車	防火水 槽
岩手北部森林管理署	38	0	1	3	24	5	21	35	35	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署	67	4	1	11	53	3	10	109	96	0	0	0	0	0	0
三陸北部森林管理署久慈支署	32	2	0	2	27	3	8	53	101	0	0	0	0	0	0
三陸中部森林管理署	50	3	0	6	39	3	4	52	129	0	0	0	0	0	0
盛岡森林管理署	87	2	1	3	80	3	14	30	122	1	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署	103	1	0	3	102	0	0	117	190	0	0	0	0	0	0
岩手南部森林管理署遠野支署	34	1	0	3	25	2	12	68	77	0	0	0	0	0	0
東北森林管理局計	411	13	3	31	350	19	69	464	750	1	0	0	0	0	0
盛岡広域振興局林務部	(198) 320	(3) 3	(2) 2	(7) 7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	0 0
県南広域振興局林務部	(20) 20	0 0	0 0	(8) 8	(85) 85	0 0	0 0	(10) 10	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
花巻農林振興センター	(57) 79	(1) 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 14	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
遠野農林振興センター	(160) 160	(1) 1	0 0	(2) 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	(2) 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
一関農林振興センター	(348) 353	(3) 3	(1) 1	(16) 17	(100) 100	(6) 6	(8) 11	(98) 98	(93) 93	0 0	(5) 5	0 0	0 0	0 0	0 0
沿岸広域振興局農林部	(159) 159	(4) 4	(1) 1	(13) 13	(100) 100	(2) 3	0 0	(45) 49	0 0	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	0 0
宮古農林振興センター林務室	(312) 327	0 0	(1) 1	(2) 2	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	0 0	(2) 2	0 0	0 0	0 0	0 0
岩泉林務出張所	(202) 356	(2) 2	(8) 8	(4) 4	0 13	0 0	0 0	0 2	0 0	0 0	(5) 5	0 0	0 0	0 0	0 0
大船渡農林振興センター	(219) 229	(2) 2	0 0	(8) 8	0 0	(27) 27	(52) 52	0 0	0 0	0 0	(5) 5	0 0	0 0	0 0	0 0
県北広域振興局林務部	(255) 258	(1) 1	0 0	(1) 1	(71) 71	0 0	0 0	(63) 63	(59) 59	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	0 0
二戸農林振興センター林務室	(519) 530	(8) 8	0 0	(25) 25	(95) 105	0 0	0 0	(189) 193	(91) 91	0 0	(2) 2	0 0	0 0	0 0	0 0
森林整備課	(76) 76	0 0	0 0	(9) 9	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
県計	(2,525) 2,867	(25) 25	(13) 14	(95) 96	(451) 474	(36) 37	(60) 63	(405) 429	(243) 243	(3) 3	(22) 22	0 0	0 0	0 0	0 0

( ) 内は県所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

資料編 2 災害予防計画

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

(令和5年12月末現在)

機(器)材名 所管区分	背負式 消火水 のう	軽可搬 消防ポン プ	山林防 炎スプレ ー	移動用 水槽	布製パ ケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鍬	小型動 力ポン プ	ウォーター チャー ジャー	消防ポ ンプ自 動車	小型動 力ポン プ付水 槽車	林野火 災工作 車	防火水 槽
盛岡市	359	0	0	0	0	76	0	0	0	31	0	45	0	0	0
八幡平市	312	3	0	0	0	10	0	0	0	31	0	25	0	0	24
滝沢市	144	3	5	14	41	22	1	139	0	7	12	14	0	0	23
雫石町	128	0	0	2	0	4	0	52	0	8	4	16	2	0	56
葛巻町	141	0	1	3	0	10	2	16	0	1	1	8	11	0	48
岩手町	116	2	1	1	0	2	0	28	0	0	3	8	0	0	0
紫波町	127	2	0	2	0	7	0	163	38	0	0	14	20	0	19
矢巾町	10	1	0	2	0	2	0	14	6	4	0	14	0	0	0
奥州市	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釜石市	0	0	0	0	0	4	2	5	1	0	0	0	0	0	0
大槌町	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
花巻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北上市	29	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	316
西和賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95
遠野市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平泉町	119	1	0	0	0	1	0	119	0	0	0	1	0	0	127
大船渡市	2	0	0	0	0	2	5	5	2	0	0	0	0	0	0
陸前高田市	0	0	0	0	0	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
住田町	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮古市	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0
田野畑村	23	5	0	5	0	8	0	93	11	9	2	6	0	0	0
二戸市	357	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	19
軽米町	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
九戸村	168	10	0	0	0	0	0	0	0	11	15	5	0	0	0
一戸町	32	2	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0
久慈市	207	0	0	0	0	41	0	0	0	2	0	0	0	0	0
野田村	0	0	0	0	0	1	7	5	0	0	0	0	0	0	0
普代村	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0
市町村計	2,734	29	7	29	41	199	21	692	98	114	37	156	33	0	816
盛岡地区広域消防組合消防本部	148	0	4	28	0	31	0	420	116	13	25	0	0	0	0
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	56	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	1	0	0	0
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	62	1	4	8	0	2	0	10	0	0	2	0	0	0	0
花巻市消防本部	22	0	0	9	0	7	6	193	22	5	2	7	2	0	0
花巻市消防団	605	0	0	0	0	0	0	123	0	90	0	41	0	0	0
北上地区消防組合	0	0	0	0	0	11	0	15	0	0	0	96	1	0	0
遠野市消防本部	367	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一関西消防署	20	1	0	0	0	4	3	240	19	25	1	18	1	0	296
一関南消防署	0	1	0	2	0	2	1	98	27	18	0	9	0	0	282
一関南消防署藤沢分署	0	0	0	1	0	2	2	30	0	20	0	4	0	0	158
一関東消防署	0	0	0	2	0	3	0	89	0	11	0	6	0	0	111
一関東消防署室根分署	49	5	0	1	0	1	1	95	56	11	2	4	0	0	179
一関東消防署川崎分署	59	0	0	0	0	2	1	31	0	10	4	5	0	0	147
一関北消防署	0	0	0	0	0	3	0	0	0	28	1	7	0	0	170
一関北消防署東山分署	0	1	0	4	0	3	0	137	0	17	0	3	0	0	75
大船渡消防署	0	0	0	0	0	0	0	68	20	0	0	0	0	0	0
大船渡消防署住田分署	0	0	0	1	0	0	0	8	3	0	0	0	0	0	0
大船渡消防署三陸分署	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0
陸前高田市消防本部	132	0	0	0	0	22	0	67	15	0	11	0	0	0	0
宮古地区広域行政組合消防本部	374	1	9	26	20	72	16	632	371	74	12	67	2	0	96
宮古消防署田野畑分署	0	0	0	0	0	2	1	23	0	1	0	1	0	0	0
岩泉消防署	0	0	1	1	0	3	4	2	0	1	0	2	0	0	0
久慈広域連合消防本部	84	0	0	2	0	11	0	84	0	4	4	11	1	0	1
二戸消防署軽米分署	8	0	0	6	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
二戸消防署浄法寺分署	20	0	0	6	0	0	0	8	4	0	2	0	0	0	0
二戸消防署一戸分署	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部計	2,006	13	18	99	22	187	35	2,388	654	328	72	281	8	0	1,515
合計	8,018	80	42	225	887	442	188	3,973	1,745	446	131	437	41	0	2,331

資料編 2 災害予防計画

2-8-5 放射性物質災害用資機材の備蓄状況

岩手県における配備状況		(令和5年4月1日現在)	
測定対象・機器種別		配置場所	
空間線量率等を測定	モニタリングポスト	盛岡市(1)(環境保健研究センター)、花巻市(1)(花巻地区合同庁舎)、奥州市(1)(奥州地区合同庁舎)、一関市(1)(三反田大気測定局)、大船渡市(1)(大船渡地区合同庁舎)、釜石市(1)(釜石地区合同庁舎)、宮古市(1)(宮古市立宮古小学校)、久慈市(1)(久慈地区合同庁舎)、二戸市(1)(二戸地区合同庁舎)、滝沢市(1)(岩手県立大学)	
	サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	各広域振興局保健福祉環境部(盛岡(1)・奥州(1)・釜石(1)・久慈(1)・花巻(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・二戸(1)) 県南広域振興局土木部(奥州(1)・一関(1)・千厩(1)) 環境保健研究センター(2)、北上川上流流域下水道事務所(1)、企業局施設総合管理所(1)、企業局県南施設管理所(2)、教育委員会事務局保健体育課(1)、各教育事務所(盛岡(1)・中部(1)・県南(1)・沿岸南部(1)・宮古(1)・県北(1))、工業技術センター(2)
		GM計数管式	北上川上流流域下水道事務所(1)
	積算線量計	消防安全課(5、防災航空センター)、県南広域振興局保健福祉環境部(10)、各広域振興局農政(林)部(15)(盛岡・奥州・釜石・久慈・花巻・遠野・一関・宮古・大船渡・二戸) 県南教育事務所(18)	
放射性物質濃度を測定	ゲルマニウム半導体検出器	環境保健研究センター(2)、工業技術センター(1)	
	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ	各広域振興局農政部(8)、農業研究センター畜産研究所(2)、林業技術センター(2)、中部農業改良普及センター(1)、県立高等学校(盛岡工業(1)・釜石(1))、県立支援学校(盛岡視覚(1)・盛岡聴覚(1)・盛岡となん(1)・盛岡ひがし(1)・盛岡峰南高等(1)・花巻清風(1)・前沢明峰(1)・久慈拓陽(1)・気仙光陵(1))、岩手県岩畜検査室(4)	
	簡易測定器	農業改良普及センター(中部(2)・盛岡(1)・八幡平(1)・奥州(1)・一関(1)・大船渡(1)・宮古(1)・久慈(1)・二戸(1))	

県内市町村・広域連合・一部事務組合における保有状況				(令和5年3月31日)				
測定対象	機器種別		配備団体数			配備台数		
			市町村	広域連合・一部事務組合	合計	市町村	広域連合・一部事務組合	合計
空間線量率等	サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	32	11	43	561	28	589
		GM計数管式	5	4	9	11	33	44
	積算線量計	7	6	13	141	127	268	
放射性物質濃度	NaI(Tl)シンチレーション	28	3	31	56	3	59	

※ 数値については「岩手県放射線影響対策報告書」より抽出

## 資料編 2 災害予防計画

## 2-9 建築物等安全確保計画

## 2-9-1 防火地域, 準防火地域指定状況

(令和4年3月31日現在)

都市名	防火地域		準防火地域	
	面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
盛岡市	25.0	平成9.10.17	1,179.0	平成21.3.19
宮古市			111.2	昭和26.12.22
大船渡市			33.7	平成30.4.11
奥州市			50.0	平成23.3.29
花巻市			75.3	昭和43.12.28
北上市			240.0	令和2.3.31
久慈市			80.0	平成11.6.18
一関市			163.7	昭和41.8.26
陸前高田市			27.0	平成27.9.9
釜石市			218.0	平成6.3.1

資料編 2 災害予防計画

2-9-2 住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数

(令和5年12月1日現在)

建設年度	建設戸数	内 訳					備考
		盛岡市	花巻市	奥州市	釜石市	八幡平市	
昭和35	戸 18	戸 18	戸	戸	戸	戸	
36	18	18					
37	18	18					
38	62	36	26				
39	60	36	24				
40	42	42					
41	48	48					
42	54	54					
43	48	48					
44	48	48					
45	18	18					
46							
47							
48	68	32		36			
49	56			24	32		
50							
51	30				30		
52	6				6		
53	45				45		
54	51	21			30		
55	10					10	
56	77				62	15	
57	10					10	
58	12					12	
59	2					2	
60							
61							
62	8					8	
63							
平成元							
2							
3							
4							
5							
6	20				20		
7							
8							
9	42	42					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
令和元							
2							
3							
4							
計	871	479	50	60	225	57	

資料編 2 災害予防計画

2-9-3 都市公園の整備状況及び整備計画

(令和4年3月31日現在)

種 別	計 画		開 設	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街区公園	341	85.10	1,226	172.14
近隣公園	45	88.45	58	101.95
地区公園	13	95.92	14	91.41
総合公園	20	502.84	27	541.53
運動公園	12	211.55	11	191.80
風致公園	6	235.90	5	85.64
広域公園	3	510.90	3	243.24
墓園	3	89.70	3	61.10
緑地	19	324.13	47	118.79
合 計	462	2,144.49	1,394	1,607.60
1人当り公園面積				16.53m <sup>2</sup> /人

- (注) 1 計画とは、都市計画法により計画決定されたものであり、令和4年3月31日現在のものである。  
 2 開設とは、都市公園法により開設されたものをいう。  
 3 1人当り公園面積とは、都市計画区域内人口(972.5千人)をベースとしている。



資料編 2 災害予防計画

2-9-4 市街地再開発事業の状況

(令和4年3月31日現在)

事業主体名	実施年度	施工地区名	備考
盛岡市	昭和52～57	盛岡駅前第一地区（第一工区）	国土交通省住宅局所管
盛岡市	昭和52～60	盛岡駅前第一地区（第二工区）	〃
水沢市	昭和55～60	水沢中央地区	〃
北上市	昭和56～60	北上駅前地区	国土交通省都市・地域整備局所管
北上市	平成6～11	北上本通り・新穀町地区	国土交通省住宅局所管
盛岡市	令和3～ (実施中)	中ノ橋通一丁目地区	〃

※ 「実施年度」は補助事業実施年度

資料編 2 災害予防計画

2-9-5 がけ地近接等危険住宅移転事業の状況

(令和5年12月1日現在)

事業内容	事業実績														
	昭和54年度	〃55年度	〃56年度	〃57年度	〃58年度	〃59年度	〃60年度	〃61年度	〃62年度	〃63年度	平成元年度	〃2年度	〃3年度	〃4年度	〃5年度
除去戸数	9	14	7	13	17	12	7	6	10	7	5	4	8	8	5
建設戸数	8	13	6	9	13	8	7	4	10	5	3	3	5	5	4
事業内容	事業実績														
	〃6年度	〃7年度	〃8年度	〃9年度	〃10年度	〃11年度	〃12年度	〃13年度	〃14年度	〃15年度	〃16年度	〃17年度	〃18年度	〃19年度	〃20年度
除去戸数	6	6	5	1	10	4	1	1	5	9	7	4	7	2	7
建設戸数	4	4	2	1	2	3	1	1	2	3	1	1	2	0	3
事業内容	事業実績														
	〃21年度	〃22年度	〃23年度	〃24年度	〃25年度	〃26年度	〃27年度	〃28年度	〃29年度	〃30年度	平成元年度	〃2年度	〃3年度	〃4年度	
除去戸数	3	2	4	2	0	0	3	0	1	1	3	1	5	4	
建設戸数	2	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	3	3	

資料編 2 災害予防計画

2-9-6 土地区画整理事業の状況

令和4年3月31日現在

都市名	完了		施工中	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
盛岡市	30	908.9	3	125.4
釜石市	9	305.5	—	—
宮古市	12	280.3	—	—
北上市	15	450.1	—	—
花巻市	20	434.3	—	—
大船渡市	14	379.0	—	—
一関市	7	249.2	—	—
奥州市	21	310.9	—	—
遠野市	3	51.9	—	—
久慈市	3	142.7	—	—
陸前高田市	7	422.6	—	—
二戸市	2	26.4	1	88.4
八幡平市	—	—	1	3.8
平泉町	1	11.3	—	—
大槌町	6	89.8	—	—
紫波町	3	43.9	—	—
矢巾町	9	187.8	—	—
山田町	6	77.4	1	47.1
滝沢市	5	111.6	—	—
野田村	1	12.9	—	—
合計	174	4,496.5	6	264.7

資料編 2 災害予防計画

2-9-7 建築物防災週間防災査察実施状況

(令和5年12月1日現在)

	平成 15年度 上期	〃 15年度 下期	〃 16年度 上期	〃 16年度 下期	〃 17年度 上期	〃 17年度 下期	〃 18年度 上期	〃 18年度 下期
現地査察件数	42	36	38	36	36	40	73	62
改善指導件数	21	24	21	24	18	22	44	32
	平成 19年度 上期	〃 19年度 下期	〃 20年度 上期	〃 20年度 下期	〃 21年度 上期	〃 21年度 下期	〃 22年度 上期	〃 22年度 下期
現地査察件数	67	75	66	78	66	59	64	62
改善指導件数	50	55	44	51	33	41	33	34
	平成 23年度 上期	〃 23年度 下期	〃 24年度 上期	〃 24年度 下期	〃 25年度 上期	〃 25年度 下期	〃 26年度 上期	〃 26年度 下期
現地査察件数	42	45	55	60	55	53	53	58
改善指導件数	30	31	45	35	42	40	46	48
	平成 27年度 上期	〃 27年度 下期	〃 28年度 上期	〃 28年度 下期	〃 29年度 上期	〃 29年度 下期	〃 30年度 上期	〃 30年度 下期
現地査察件数	59	58	47	54	57	54	50	49
改善指導件数	33	42	39	40	32	36	29	38
	令和 元年度 上期	〃 元年度 下期	〃 2年度 上期	〃 2年度 下期	〃 3年度 上期	〃 3年度 下期	〃 4年度 上期	〃 4年度 下期
現地査察件数	55	6 ※	2 ※	1 ※	1 ※	5 ※	35	30
改善指導件数	35	0 ※	3 ※	6 ※	1 ※	4 ※	11	17

※新型コロナ感染対策のため原則中止

資料編 2 災害予防計画

2-9-8 災害危険区域の指定箇所

(令和5年6月1日現在)

区分	条例制定日	地区名	指定区域	指定の目的			
宮古市	平成24年 10月24日施行	浦の沢	重茂第30地割の一部	津波による 災害を未然 に防止し、 住民の生命 財産の安全 を図る。			
		追切	重茂第30地割の一部				
		鶏磯	重茂第25地割の一部、第26地割の一部				
		荒巻	重茂第23地割の一部、第24地割の一部、第25地割の一部				
		音部	音部第1地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、重茂第23地割の一部				
		撰待	田老字水沢の一部、星山の一部、片巻の一部、下撰待の一部、弘川の一部				
		松月	崎山第4地割の一部				
		中ノ浜	崎山第3地割の一部、第6地割の一部				
		宿	崎山第3地割の一部				
		日出島	鉾ヶ崎第15地割の一部、第16地割一部				
		大沢	鉾ヶ崎第6地割の一部、第8地割の一部、第10地割の一部、第12地割の一部				
		小堀内	赤前第14地割の一部				
		堀内	赤前第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部				
		葉の木	赤前第17地割の一部				
		太田浜	白浜第3地割の一部				
		小鯖沢	白浜第3地割の一部				
		田老	田老字乙部の一部、字野原の一部、字青砂里の一部、字川向の一部、字向山の一部、字西向山の一部、字田中的一部分、字小林の一部、字小田代の一部、字荒谷の一部、字館が森の一部、字田の沢の一部				
		法之脇	津軽石第1地割の一部、第2地割の一部				
		赤前	赤前第1地割の一部、第4地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、津軽石第2地割、第7地割の一部、第8地割の一部				
		高浜	高浜2丁目の一部、4丁目の一部				
		金浜	金浜第1地割の一部、第2地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第8地割の一部				
		平浜(大浜)	重茂第29地割の一部				
		立浜	重茂第27地割の一部、第29地割の一部				
		宿浜	重茂第26地割の一部、第27地割の一部				
		重茂里	重茂第3地割の一部、重茂第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部				
		与奈沢	重茂第7地割の一部、第9地割の一部				
		姉吉	重茂第9地割の一部、第10地割の一部				
		千鶏	重茂第11地割の一部、第12地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部				
		石浜	重茂第15地割の一部、第16地割の一部、第18地割の一部、第20地割の一部、第21地割の一部				
		川代	重茂第21地割の一部、第22地割の一部				
		水沢漁港	田老字水沢の一部、字水沢南の一部				
		小堀内(田老)	田老字向新田の一部、字青野滝北の一部				
		青野滝	田老字青野滝南の一部、字重津部北の一部、字重津部の一部				
		沼の浜	田老字重津部の一部、字乙部野の一部、字和野の一部、字駿達の一部、字滝の沢の一部				
		小港和野	田老字和野の一部				
		小港漁港	田老字和野の一部				
		越田	田老字和野の一部、字越田の一部				
		櫛内漁港	田老字西向山の一部、字櫛内の一部				
		女遊戸	崎山第4地割の一部、第6地割の一部				
		大船渡市	平成25年 4月1日施行		千歳	三陸町吉浜字千歳の一部	津波による 災害を未然 に防止し、 住民の生命 財産の安全 を図る。
					小石浜	三陸町綾里字小石浜及び字館ヶ森の各一部	
砂子浜	三陸町綾里字砂子浜の一部						
野々前・白浜	三陸町綾里字殿畑、字白浜、字大久保、字大明神及び字野々前の各一部						
合足	赤崎町字合足の一部						
小壁	三陸町越喜来字鳥頭の一部						

資料編 2 災害予防計画

		崎浜	三陸町越喜来字大平、字仲崎浜、字東崎浜及び字明神道の各一部		
		越喜来泊	三陸町越喜来字泊及び字小泊の各一部		
		小路	三陸町綾里字小路の一部		
		細浦	末崎町字船河原、字石浜、字峯岸、字内田、字細浦、字中野、字神坂、字小細浦及び字山岸の各一部		
		浦浜	三陸町越喜来字小出、字所通、字前田、字肥の田、字沖田、字波板、字杉下、及び字泊の各一部		
		赤土倉	末崎町字赤土倉及び字大浜の各一部		
		基石	末崎町字大浜、字泊里及び字大豆沢の各一部		
		末崎泊里	末崎町字泊里、字大豆沢、字中森、字西館、字山根及び字小中井の各一部		
		門之浜	末崎町字島崎、字高清水、字大田、字小田、字鶴巻、字門之浜、字小中井及び字西館の各一部		
		根白	三陸町吉浜字向野、字十二役及び字根白の各一部		
		扇洞	三陸町吉浜字扇洞の一部		
		吉浜	三陸町吉浜字沖田、字上野、字中井、字川原、字扇洞及び字横石の各一部		
		甫嶺	三陸町越喜来字甫嶺、字西甫嶺及び字鬼沢の各一部		
		長崎	赤崎町字外口及び字長崎の各一部		
		蛸ノ浦	赤崎町字清水、字蛸ノ浦及び字鳥沢の各一部		
		綾里	三陸町綾里字港、字石浜、字岩崎、字平館、字黒土田、字館、字田浜上及び田浜下の各一部		
		下船渡	大船渡町字永沢、字上平、字下平、字砂子沢、字宮ノ前及び字下船渡の各一部		
		大船渡	大船渡町字砂森、字中港の各全部 大船渡町字地ノ森、字堀川、字役料、字富沢、字赤沢、字新田、字欠ノ下向、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部		
		盛	盛町字砂土場、字東町裏、字内ノ目、字馬場、字二本枰及び字中道下の各全部 盛町字町、字松木渡、字東町、字館下、字みどり町、字宇津野沢、字御山下、字田中島及び字下館下の各一部		
		赤崎	赤崎町字諏訪前、字中井、字沢田、字石橋前、字佐野、字亀井田、字曲土手、字普金、字跡浜、字塩場、字後ノ入、字生形、字大洞、字山口、字太立、字永浜及び字清水の各一部		
一関市	平成17年 9月20日施行 (平成19年 1月1日改正) (平成23年 9月26日改正)	舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域 字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域 字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域	出水による 災害を未然 に防止し、 住民の生命 財産の安全 を図る。	
		弥栄	字川底の標高24.6メートル以下の区域 字小間木の標高24.3メートル以下の区域		
		川崎町門崎	字銚子の標高24.6メートル以下の区域		
		川崎町薄衣	字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域 字古館の標高23.5メートル以下の区域 字畑の沢の標高23.4メートル以下の区域 字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域 字上巻の標高22.9メートル以下の区域 字下巻の標高22.7メートル以下の区域		
		花泉町日形	字沼田の標高22.5メートル以下の区域 字中神の標高21.9メートル以下の区域 字下清水の標高20.4メートル以下の区域		
		花泉町老松	字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域		
		花泉町永井	字川の口の標高19メートル以下の区域 字大森の標高18.5メートル以下の区域		
		黄海	字本沢の基準高21.8メートル以下の区域 字川口沖の基準高21.0メートル以下の区域 字小日形の基準高20.9メートル以下の区域 字上曲田の基準高19.7メートル以下の区域 字下曲田の基準高19.0メートル以下の区域		
陸前高田市	平成24年 3月26日施行	高田町	高田町曲松126-16、126-17、124-4、113-2、119-5、117-2、120-10、116-9、110-4、110-9、110-10、111-		津波による 災害を未然

資料編 2 災害予防計画

<p>行</p>	<p>2、111-8、111-10、113-4、113-5、113-7、114-6、114-10、116-11、117-10、117-12、117-13、118-2、118-5、118-13、119-3、119-9、119-16、119-21、119-23、120-4、120-11、120-16、120-17、121-6、124-5、125-14、125-18、126-2、126-4、126-6、126-12、126-15、127-1、127-4、127-6、127-18、128-4、128-7、129-9、129-10、129-11、131-10、132-5、1-2、110-1、110-3、110-6、110-7、110-15、110-18、110-19、111-1、111-6、111-7、111-9、112-5、113-1、113-3、113-8、113-9、113-11、113-16、113-20、113-21、114-1、114-11、115-4、115-8、115-10、116-1、116-5、116-6、116-7、116-8、116-12、116-13、116-15、116-16、116-18、117-1、117-4、117-5、117-9、117-11、118-1、118-6、118-7、118-10、118-11、118-12、118-14、119-1、119-2、119-6、119-7、119-12、119-14、119-18、119-22、120-3、120-7、120-9、121-8、121-10、123-1、123-4、124-2、124-3、124-6、124-8、125-1、125-4、125-7、125-10、125-11、125-11、125-15、125-16、125-17、125-19、125-20、126-9、126-11、127-3、127-5、127-11、127-12、127-15、127-16、128-1、128-5、129-3、129-4、129-5、131-1、131-5、131-13、132-24、119-8、119-11、121-2、125-2、125-8、125-12、110-12、110-17、111-5、115-1、116-4、120-19、125-6、127-9、127-17、129-1、129-2、129-12、110-8、110-11、110-14、110-16、115-3、119-17、125-3、125-9、125-22、126-3、114-2、120-8、120-20、127-2、113-12、115-5、115-6、115-7、119-4、124-7、124-10、110-2、110-21、114-5、119-13、119-15、119-19、119-20、119-24、121-1、121-7、121-9、126-10、128-3、128-6、128-10、131-4、131-8、131-12、131-14、131-16、131-17、132-4、110-20、114-3、114-4、114-7、114-8、114-14、120-1、120-2、124-1、124-9、125-5、129-8、130-1、131-6、131-7、131-11、110-5、110-13、112-2、112-3、113-6、113-10、113-17、113-18、113-19、113-22、114-9、115-9、116-17、118-8、121-3、128-2、128-8、128-9、128-11、128-12、128-13、129-6、129-7、130-2、131-2、131-3、132-6、132-7、114-13、115-2、127-7、127-8、112-7、114-12、120-5、120-6、120-18、127-10、127-13、127-14、117-8、111-4、112-1、112-4、119-10、中宿12-3、12-4、9-1、13-1、13-2、13-7、14-1、18-5、48-2、48-8、48-9、48-11、65-2、6-2、7、8-3、10-2、13-6、13-12、15-2、15-3、15-4、18-18、19-3、23-1、34-1、34-12、37-1、39-2、30-1、60-8、60-17、60-19、62-6、64-1、66-6、74-2、75-2、66-1、66-4、8-1、11-1、11-7、11-8、14-8、16-1、16-2、37-2、37-3、40-1、40-2、40-4、74-1、75-1、74-3、35-3、48-7、18-2、12-1、12-2、13-3、13-11、35-1、43-1、43-5、18-1、18-6、18-13、18-14、18-16、18-20、18-22、35-2、36、38-2、42-1、42-2、45、18-15、1-2、2、52-2、55-6、9-3、10-3、74-4、23-3、100、101、102、本宿44-4、45-3、45-4、45-5、45-8、48-3、48-4、94-7、94-10、95-1、95-2、95-3、95-5、95-6、95-7、95-9、46-3、49-1、76-1、76-2、84-1、95-4、94-11、94-6、94-1、86-1、86-5、95-10、45-1、46-1、46-2、47-1、46-9、46-10、94-2、94-8、95-8、87-3、87-5、87-7、88-3、50-3、53-1、75-2、76-5、76-9、77-3、92-1、92-2、92-6、92-22、92-27、93-8、96-4、96-5、96-9、96-10、94-3、94-4、94-5、飯森場2-2、3-1、9、中田39-3、53-6、134-5、53-4、53-8、54-1、56-3、88-2、97、98、134-6、36-3、53-9、53-10、53-3、86-10、54-5、56-8、177、56-6、134-2、53-1、86-8、135-3、135-4、135-7、135-5、135-8、4-5、4-10、86-5、1-3、2-1、2-7、2-10、2-17、2-18、5-1、5-12、5-14、56-4、134-3、53-2、53-7、134-1、134-4、200-1、200-7、下宿34-6、36-1、37-9、34-1、34-5、37-2、27-4、4、7-3、8-4、10-1、11-4、12-1、14-1、14-2、16-1、16-2、21-1、21-3、</p>	<p>に防止し、住民の生命財産の安全を図る。</p>
----------	---	----------------------------

資料編 2 災害予防計画

	<p>21-4、21-7、21-8、21-9、21-10、21-11、21-12、21-14、23-1、23-3、24-1、25-2、26-1、27-2、27-3、27-11、37-4、38-2、38-3、39-2、39-4、40-5、67、100-3、102-2、103-1、103-2、104-2、法量4-5、太田11-2、9-5、9-9、61-3、中長砂58-2、58-3、10-8、10-13、10-14、10-17、10-18、10-20、11-1、11-4、11-25、11-26、11-28、12-7、12-9、16-1、17、18-1、18-4、20-4、21-2、22、22-1、24-2、24-4、25-3、25-4、25-8、25-9、25-10、25-19、25-21、26-1、27-3、28-2、29-1、29-2、29-3、30、31-1、37-1、37-2、38、41、42-2、43-1、43-2、43-3、44-2、60、69-1、69-3、70-1、100、101-1、101-2、102、砂畑1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、8-4、9-10、10-4、10-14、11-8、12-14、2-2、2-12、9-6、9-7、9-8、9-9、9-11、9-12、10-15、11-1、11-4、11-5、11-7、11-10、11-14、11-16、11-17、11-19、11-23、12-15、12-20、12-22、12-25、12-26、12-27、12-28、13-1、13-2、13-6、13-21、15-4、68-3、68-4、68-5、69-1、69-4、69-5、69-6、71-2、71-6、71-9、71-14、71-15、71-16、前の森135、152、184-3、184-4、127、128-1、129、136、137-1、138、140、143、144、145-1、145-2、146、147、148、153、154、155、158-1、161、166、166-2、169-2、170、184-1、184-2、301、303、304、305、310、311、313、316、318、319、321、322、323、327、330、333、334、336、337、338、339、341、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、355-2、356、357、364、365、368、375、376、377、379、380、381、386、387、388、512、513、514、515、516-1、516-2、517、518、519、520、521、522、525、馬場前52-1、52-2、46-1、47、47-2、50-1、51-1、51-2、53、54、55、56、57-1、57-2、58、60、61、63-1、63-2、64-1、65-1、65-3、65-5、65-7、134、135-1、135-2、137-1、137-2、138-1、138-2、140-1、140-2、140-3、144、146、147、149、150、151、152、153、154-1、154-2、155、156、158、159、160、163、164、165-1、165-2、166、167-1、167-2、168、169、170-2、170-3、172、174、175、176、178、179、180、181-4、181-5、181-6、183、184-1、184-2、185-1、188-1、189-1、189-2、190、191、並杉1、5-3、5-5、16、22-1、22-3、34-1、34-2、34-3、34-4、39-2、39-3、46、48、63、67-2、68-3、70-1、70-4、75、76、78、88、91-2、102-2、110-1、110-2、111、112-1、112-2、113-1、113-2、124、125-2、126、127-2、129、131、134-1、135-1、135-2、135-3、135-4、136、137、138、140、141、143、144、145、146、147、148、149、152、153-1、153-3、153-5、125、130、134-2、150-3、153-2、153-4、308-1、309、310、館の沖119、159、160、161、162、163、164、165-1、165-2、166、170、171、172-1、172-2、172-3、172-4、173-1、173-2、174、175、176、183、184-1、185、187、188、188-2、189、115、118、122、123、124、127、129、131、132、133、134、135-1、135-2、136、141、142-1、142-2、145、146、147、148、149、150、152、153-1、154、158、176-2、177、178、179、180-1、182、184-2、中川原6-1、10-2、古川28-10、長砂211-1、212-4、陸前高田市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業による仮換地HB10街区1画地、HA03街区101画地、HA01街区1画地、HA02街区1画地、HB01街区2画地、HB02街区2画地、HB03街区1画地、HB04街区1画地、HB05街区1画地、HB06街区2画地、HB07街区2画地、HB09街区2画地、HB11街区101画地、HB11街区102画地、HB12街区1画地、HB13街区1画地、HB14街区1-1画地、HB14街区</p>
<p>気仙町</p>	<p>気仙町中井204-2、200-2、268、265-2、265-3、415、416、土手影345、138-3、145-1、300、307、312、316、318、325、336、337、342、356、357、358、131-1、134、138-4、141-1、141-2、142-2、148-1、266、303、304、305、315、320、321、324、326、327、328、329、330、331、338、339、343、344、346、347、348、350、353、354、355、367、368、</p>



## 資料編 2 災害予防計画

371、372、373、374、132-1、133-1、135-1、154-1、156-1、157-1、378、302、363、351、138-1、146-1、308、311、332、333、340、149-1、150-3、150-5、267、136-1、151-1、151-2、152-1、153-1、306、309、310、323、361、362、364、375、140-1、140-2、341-1、317、湊106、169-3、6-1、6-2、9、12-1、19-5、20-1、90-4、90-5、93-4、93-5、93-6、96-2、105、106、112-1、112-4、112-5、112-6、112-7、113-1、114-1、115-2、116-2、119-1、122-1、122-2、122-3、124-4、124-5、124-8、124-10、124-11、131-15、131-16、131-17、153-3、156-2、157-3、165-1、168-2、170-2、176-5、176-6、176-7、176-8、176-9、176-11、177-1、177-11、177-12、177-13、177-19、178-20、178-33、178-56、178-57、178-58、178-59、185-2、185-5、185-10、185-11、185-18、186-6、186-7、186-10、186-11、186-12、186-14、186-18、186-21、186-22、186-23、186-24、186-50、186-56、187-2、7-1、37-1、87-1、104-1、109、118-1、125-1、176-3、178-1、178-27、178-38、178-51、178-62、180-2、180-7、180-8、180-9、185-3、185-4、185-20、186-8、186-20、121、10-1、13、14、19-2、19-4、96-1、101、101-2、169-4、171-3、171-5、172-2、172-4、173-4、173-14、176-1、176-14、176-16、176-17、176-18、176-19、176-20、177-

資料編 2 災害予防計画

5、178-3、178-7、178-29、178-31、178-35、178-40、178-49、179-4、179-5、179-6、180-11、180-12、180-13、180-14、180-15、180-16、180-17、180-18、185-6、185-7、185-8、185-17、185-19、186-3、186-27、186-28、186-30、186-40、186-46、95、186-37、39-5、39-18、178-22、178-23、17832、185-9、107、107-1、125-3、173-11、173-12、173-15、173-17、175-1、176-2、178-30、178-41、176-4、18、86-1、120、180-1、186-1、186-36、186-43、186-49、191、17、20-3、20-4、22-3、39-14、118-2、186-4、203、8-1、112-16、125-11、177-7、19-6、19-7、186-9、200-2、112-14、177-15、99-1、99-3、99-4、173-10、173-16、178-26、178-36、178-37、178-39、178-60、171-2、180-3、11、15、38-2、177-3、178-8、98-1、103、110-2、177-14、178-9、178-19、178-24、178-25、178-34、木場319、320、346、101、103、104-1、104-2、105、106、109-1、307、308、317、318、324、100-1、112-2、305、306、309、310、313、314、107-1、107-2、301、110-1、111-3、111-5、315、316、321、322、326、327、328、329、330、331、332、333、334、336、337、338、340、341、342、343、344、345、347、348、349、350、351、352、355、356、357、358、359、302、303、97-1、98-1、304、311、312、108-1、300、中堰713、714、677、678、708、710、628、667、269、281、282、295-1、296-1、296-2、297-1、602、623、626、630、652、653、664、665、711、712、278-2、294、464、604、619、621、622、624、634、637、646、647、659、660、662、666、669、670、671、672、686、687、688、689、690、696、697、698、709、719、720、682、683、685、716、631、638、639、640、641、642、675、676、270、620、701、702、693、694、695、718、606、607、608、609、610、651、657、658、699、700、715、274-11、274-12、276-1、611、612、627、645、654、655、679、680、681、684、724、625、632、633、635、636、668、673、674、648、649、650、721、605、603、643、644、703、704、要谷136-1、7-3、15、28、31-4、39-2、2-2、2-3、4、5、8-1、8-2、19-3、20-1、21、42-8、136-3、137、145、145-2、145-3、168、10、24-2、26、45-1、45-4、24-4、45-11、46-13、24-3、139、9、6-2、37-2、24-5、月山65-1、65-2、63-3、64-2、64-1、62-3、62-6、63-1、二日市40-1、40-5、40-6、52-2、64-4、64-7、64-8、64-9、64-13、62、60、60-2、63-1、63-2、64-1、64-2、64-10、64-11、64-17、64-21、69-2、70、68、40-4、40-10、45-1、古谷41-2、42-1、43、50、51-2、113-3、113-4、113-6、117-3、46、47、42-2、48-2、44-1、44-2、94-3、159、163-5、118-1、118-2、双六6-4、39-1、53-21、59、61、63、67-1、29-5、60、60-1、67-2、57、58-3、64-1、66、69-5、83、43-2、62、牧田169、174-1、44-4、56-3、180、183-3、185-2、181-1、167、171、172、上長部2、10、48、256-7、272-7、53、53-3、56-2、260-4、63、62-2、62-3、62-6、64-2、51、55-1、13、13-2、14-2、253-4、64-3、58、248、257-2、59、福伏13-2、13-3、21、24-10、195、23-4、29、30、34-2、27、18-1、20、13-1、14-2、11-3、14-1、23-6、24-3、24-6、24-8、24-2、奈々切264、265、215、216、220、221、226、247、248、262、263、281、282、283、285、286、288、298、333、338、343、204、205、209、217、232、240、241、242、243、245、272、273、275、282、283、287

資料編 2 災害予防計画

	<p>242、243、245、212、213、215、289、292、291、328、329、330、335、346、203、211、222、326、218、219、316、323、336、337、212、244、290、291、321、322、344、345、296、268、277、278、279、294、231、252、293、299、300、301、302、315、233-1、233-2、246、287、307、314、214、225、227、228、229、230、234、303、304、305、306、270、271、317、318、339、223、224、235、236、238、239、253、254、255、256、257、258、259、260、261、269、276、280、309、319、320、324、325、334、342、237、266、267、313、311、312、田の浜4-5、神崎7-3、42-1、87-1、1-2、50-8、54-1、133、22-5、荒川76-3、104-3、104-4、107-1、77-4、77-3、104-1、80-2、82-2、82-3、107-3、102、川口1、2-1、2-2、3-6、41-2、32-3、町3、14、139-1、164、172、町裏62-3、91-1、62-1、63-1、63-2、67-1、208、209、210-1、210-2、210-3、210-4、210-8、小淵76-16、76-19、76-20、91-2、的場1-2、2-7、2-12、2-18、3-13、4-7、8-7、9-6、11-3、12-5、14-4、14-17、100、101、102、103、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業による仮換地114街区1画地、115街区1画地、116街区1画地、116街区2画地、117街区1画地、118街区1画地、118街区3画地、118街区6画地、118街区8画地、119街区1画地、120街区1画地、121街区1画地、122街区1画地</p>
米崎町	<p>米崎町沼田58-2、216-7、153-1、168-1、6-1、6-3、15、16、51-1、51-5、73-1、73-5、80、83、84、90-1、91-1、91-4、93、97-2、131-5、132-7、145-9、153-6、154-3、154-6、154-7、155-1、156-18、156-20、159-1、159-5、163-3、163-4、163-5、169-1、182、183、187、197、216-5、218-6、250-2、251、8-4、14、18-1、18-4、28-1、29、31-3、32-1、32-2、36、41-2、53-2、55、73-3、73-4、74-2、75-1、76-1、76-3、77-1、77-2、77-5、77-7、77-9、78-2、78-10、79-1、82-1、82-2、82-4、82-6、82-7、87-1、91-2、91-3、100-8、131-2、143-7、145-2、145-23、149-1、151-7、152-1、153-7、153-8、154-5、156-9、156-17、156-19、158-2、174-1、175-4、175-6、176-1、176-2、177-1、178-1、179-1、180-1、181-1、191-1、212、216-2、216-8、216-9、218-2、218-3、218-4、220-2、229-4、247、52、60、3-4、20-9、222-1、153-9、148-4、151-2、151-4、151-8、216-4、218-7、22-1、23-1、23-2、64-3、78-1、154-1、154-2、154-4、175-11、220-1、223-1、224-1、226-1、79-2、100-4、149-4、216-3、218-8、81-3、81-4、81-7、85-6、229-3、59-2、脇の沢10、168-20、139-3、168-31、11-5、8-5、9-1、116-1、117-4、119-1、135-2、137-2、138-1、138-2、140-3、140-5、140-7、143-4、146-3、146-13、147-9、164-2、167-2、167-5、168-12、168-21、168-24、1-7、7、116-4、119-2、120-1、121-1、121-3、122-1、122-10、122-11、126-1、127-2、127-4、136-3、136-5、136-16、136-17、139-4、140-9、146-4、146-5、146-8、146-10、166-1、168-1、168-3、168-7、168-9、168-16、168-26、168-27、168-30、171、118、168-25、16、2-5、154-6、154-8、165、146-9、168-28、6、173-1、151-3、28-5、137-1、147-2、5-1、5-2、</p>

資料編 2 災害予防計画

	<p>167-3、館8-1、90-3、127-6、5、3-1、2-3、10-3、10-8、12-3、12-4、12-13、12-16、12-17、13-1、104-1、108-4、109-2、122-3、135-2、1-1、1-3、2-1、4、9-3、9-6、9-7、12-8、12-15、90-2、91、126-4、3-2、92、93-1、93-2、125-6、126-1、6、11-3、14-5、89-2、89-3、89-4、90-1、109-1、109-9、13-6、122-8、123-1、123-3、127-2、7-1、7-3、137、10-1、135-1、中島115、36-5、157-2、71-1、39-2、156-2、157-3、堂の前92-8、50、97-1、6-1、6-3、10-3、11-10、25-1、25-14、25-27、25-30、25-33、47-2、65-4、65-5、65-7、65-18、65-19、65-20、65-21、65-22、66、93-1、98-6、98-7、3-1、4-1、16-1、16-16、16-18、19-1、25-3、25-6、59、63、67、69、70-2、71-2、74-2、92-10、94-4、94-5、95、102、106-1、107-1、110-1、110-5、166-2、61-1、11-5、11-6、11-13、12-7、25-5、25-12、47-3、61-6、101-4、30-1、30-3、100、75-4、25-15、25-25、96-1、96-8、98-1、98-2、98-8、25-7、25-17、25-23、101-2、6-2、7-1、7-2、10-5、16-15、57、98-3、167、3-4、37、65-14、65-15、1-1、1-2、3-5、3-6、3-7、地竹沢276-1、6-3、32-1、34-1、34-3、19-1、33、36-8、36-10、36-12、62、273-1、274-1、275-1、36-9、6-2、31-4、31-5、30-1、川西121-2、11-5、38-5、46-8、111-2、111-4、111-9、116-2、116-3、116-4、117、118-4、9、41-2、42-2、44、51-2、61-3、61-5、61-6、40-4、43-1、102、83-2、67-3、67-4、19-1、68-7、68-8、11-6、11-7、16-2、38-4、38-6、38-9、39-1、40-7、40-8、40-9、83-2、118-5、118-6、118-7、121-4、121-6、松峰104-2、103-5、59-87、104-1、107-1、108-1、109-5、134-5、62-1、62-5、59-86、103-6、中田71-1、71-5、82、255、273、274、80、254-1、254-2、254-4、83、川崎177-1、179、西の沢26-1、26-2、249-3</p>
矢作町	<p>矢作町大嶋部35-2、42-1、129-11、129-15、131-8、54-1、131-13、146、越戸内141-2、176、10-1、13、170-13、170-14、11-1、203、11-3、12、134-5、134-8、136-7、小嶋部96-2、寺前7、元屋敷10-2、15-2、15-3、15-4</p>
広田町	<p>広田町長洞107、11-1、20-2、25-1、25-3、33、80-1、83-1、118-1、195-1、240、52-1、76-2、81、7-1、104、224-3、114-1、197-1、30-1、3-1、5-1、6-1、16-2、113-1、4-4、2-1、24-2、54-1、羽根穴26-1、26-3、26-17、80-3、114-1、114-2、200-2、33-1、106-2、172-1、24-5、29-1、29-3、大久保145-5、133-3、140-5、140-10、1-1、154-1、140-4、140-11、146-3、150-3、155-2、139-2、中沢8-2、8-3、33-1、33-3、34-3、39-1、39-6、41-1、49、188-16、52、188-15、188-17、323-1、37-2、188-1、35-3、35-12、36-1、7-1、43-2、43-3、188-3、188-6、188-12、6-7、42-9、277、7-6、9-3、279-1、306-4、6-1、39-4、276-14、泊65-3、107、108、112、113、114、114-1、115、154、155、78-14、79-4、83-1、82-2、94-1、95-2、124、124-1、75-2、78-10、110</p>

資料編 2 災害予防計画

	<p>003、741、702、124、1341、102、1010、110、138-2、97-2、105-1、77-3、78-4、78-19、109、116-1、116-2、116-3、117、20-3、103-4、136、140、142、78-9、18-1、71、75-1、76-2、78-1、81-4、135、83-2、102-3、103-5、93-1、69、103-2、103-1、101-3、小長洞2-1、3-2、33-1、34-2、33-2、33-3、169、170、六ヶ浦23-1、33、34-1、34-2、35-1、35-2、35-3、391、398、399、382-2、1-6、382-3、1-1、1-2、1-3、3-2、2-7、149-1、151-2、152-5、148-1、150-1、108-12、145-1、146-1、403-8、5-1、108-7、108-14、156、165-3、383-5、30-8、28-1、袖野120、久保2-1、257、11-1、11-6、14-4、4-4、大陽225-1、224-1、224-3、223-3、後花貝30-1、35-5、190-2、35-1、187-2、164-1、田端5、193-5、191-2、195-4、219、190-9、195-3、198-2、191-4、216、1-1、2-1、前花貝17-5、45、107-2、123-7、139-1、160-3、161-1、5-5、28、29-1、155、162-1、206-11、213、159、187-4、1-2、2、2-4、3、4-1、4-6、9-3、54-1、54-3、54-4、169-1、206-10、15-1、49-2、166-3、167-1、167-5、168-1、8-1、157、39、52、156-1、166-2、172-10、172-12、天王前13、14-3、14-7、14-8、14-9、14-10、21-4、23-10、25-3、28-8、28-18、28-23、28-24、28-26、70-7、70-10、70-14、70-15、70-16、70-21、70-24、73、78-1、78-6、79-2、85-13、87-7、87-8、106-1、7-4、28-22、28-25、28-27、28-28、55-1、58-5、70-23、70-27、78-4、78-5、84-12、85-15、30-2、3、28-9、70-4、70-12、70-18、72、28-16、28-15、29-3、75-1、75-2、75-4、76-1、76-2、85-5、85-8、88-1、89-3、89-4、89-6、2-5、28-12、28-17、88-2、23-8、63-4、7-6、21-2、21-5、23-11、29-1、32-3、76-3、90-5、97-4、74-24、85-14、28-6、28-19、7-8、10、御城林43-7、後浜103-2、83、84-3、83-1、92、平畑162</p>
<p>小友町</p>	<p>小友町矢の浦51、24-1、25-1、23、31、両替22、89、93-1、94-9、94-10、18、94-4、94-5、94-6、3-1、7-2、36-1、115、91-1、93-2、19、26-1、94-13、94-17、94-18、94-1、94-20、茶立場5-8、2-4、3-1、3-12、4-1、4-2、5-4、5-6、5-7、5-21、12-6、13-8、13-9、1-1、15-1、谷地前17-4、17-5、43-1、40-2、16-1、17-1、56-2、13-1、40-5、42、53、84-2、91-1、91-6、15-8、51-3、79-3、7-1、16-4、6-1、三日市14、6-8、6-12、6-14、41-3、44-1、44-3、44-5、46-4、46-5、56-10、66-1、69-1、6-5、8-3、10-1、39-10、46-17、56-2、56-4、67-1、68-1、78-5、123、11-1、36-2、64-3、6-2、6-4、6-13、56-7、76-1、76-9、42-1、43-6、37-3、48-2、12、12-1、5-13、6-9、41-6、41-7、45-2、54-2、16、5-11、63-1、8-1、13-1、14-9、18-7、18-11、73、74-1、衣地6-2、7-7、7-8、5-1、7-3、7-4、3-22、3-6、7-2、小ヶ口前23-2、26-2、28、29-1、30-2、26-3、金浜7-2、9-1、9-8、10-1、2-4、5、9-2、6-2、新田前2-7、2-13、冥加沢1-8、1-9、6-6、6-8、6-9、22-1、22-2、25-1、25-3、25-9、25-17、25-23、25-25、26-3、27-2、27-4、39-2、147-2、148-3、148-4、148-6、148-8、148-11、148-14、1-11、1-16、6-3、6-4、6-10、11、25-13、25-15、25-26、26-1、148-9、25-24、19-2、21-4、19-4、20-8、27-9、148-1、1-4、1-2、188、泉田1-2、6-2、8-1、5、6-1、7-1、1、51-1、3、19-17、茂里花1-1、12-3、12-5、32-5、32-13、45-1、46-2、46-3、4、47、58、32-12、45-2、44-2、後谷地17-1、25-4、25-5、15-1、18-1、21-1、浦の前19-2、4-10、4-11、4-12、13-2、唯出3、5-2、9-1、11-1、11-4、20-2、20-3、22-1、24-2、64、68-2、72-4、72-5、72-7、99、6-5、8-1、12、13、17-2、28-1、42-1、42-6、43-1、66、67、78-3、20-4、22-2、22-5、19-1、21-1、73-1、20-1、65-1、76-2、76-3、77-2、79-1、96-1、57、70-2、55、81-1、83-2、85、65-2、65-3、宮崎13-1、56、26-1、下新田14-20、16-1、16-7、17-1、17-8、17-9、18-5、19-18、1-3、7-4、14-18、19-1、19-7、19-15、19-19、1-6、</p>

資料編 2 災害予防計画

			1-8、小崎下2-20、門前85-2、1-2、46、雲南49-2、29-3、上新田8-7、14-5、9-5、10-5、柳沢前110、塩谷1-1、6-1、浦田1-1、1-2、1-3、2-2、2-6、2-7、18-1、18-2、18-6、小谷地上25、瀬沢76、113-1、113-2、衣地下1-1、1-24、1-25、1-26、金田30-1	
		竹駒町	竹駒町細根沢15-4、37-1、14-4、仲の沢9、1-2、3-8、3-13、15-3、大畑12-3、12-4、12-5、12-6、25-13、25-25、28-2、28-3、11、3-8、25-4、25-10、2-1、2-3、3-1、3-6、3-7、3-9、3-10、3-15、10-1、十日市場3-9、3-10、39-1、243-3、8-12、8-7、8-9、8-13、9-1、9-2、9-9、101-1、102-1、滝の里14-1、1、15-2、4-3、10、118-3、館1-2	
釜石市	平成25年 3月11日施行	室浜	片岸町第10地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		根浜	鶴住居町第20地割の一部、第21地割の一部、第22地割の一部	
		箱崎白浜	箱崎町第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部	
		仮宿	箱崎町第4地割の一部	
		桑ノ浜	箱崎町第13地割の一部	
		本郷	唐丹町字大曾根の一部、字本郷の一部、字桜峠の一部	
		花露辺	唐丹町字花露辺の一部	
		箱崎	箱崎町第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部	
		両石	両石第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部	
		尾崎白浜	大字平田第7地割の一部、第8地割の一部	
		荒川	唐丹町字下荒川の一部、字荒川の一部、字上荒川の一部	
		大石	唐丹町字屋形の一部、字大石の一部、字向の一部	
		佐須	大字平田第9地割の一部	
		小白浜	唐丹町字小白浜の一部	
		唐丹片岸	唐丹町字片岸の一部、字川目の一部	
平田	大字平田第3地割の一部、大字平田第6地割の一部			
燼石松原地区	燼石町二丁目の一部、松原町三丁目の一部			
東部地区	港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、只越町一丁目の一部、浜町一丁目の一部、浜町二丁目の一部、東前町の一部、新浜町一丁目の一部、新浜町二丁目の一部、大字釜石第一地割の一部、大渡町一丁目の一部、大町一丁目の一部、大町二丁目、大町三丁目の一部、只越町一丁目の一部、只越町二丁目の一部、只越町三丁目の一部、浜町三丁目の一部			
平田埋立地区	大字平田第3地割の一部			
大槌町	平成24年 12月17日施行	町方	新町、須賀町、栄町、大町の一部、大槌第20地割、第21地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		小枕・伸松	小鎮第28地割の一部	
		安渡	安渡一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、新港町、港町の一部	
		赤浜	赤浜一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里吉里第27地割の一部	
		吉里吉里	吉里吉里一丁目の一部、二丁目の一部、三丁目の一部、吉里々々第30地割の一部、第31地割の一部、第32地割の一部	
		浪板	吉里々々第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	
		沢山	大槌第22地割の一部、安渡一丁目の一部	
山田町	平成24年 10月5日施行 (平成24年 12月14日改正)	山田	北浜町の一部、中央町の一部、川向町の一部、境田町の一部、飯岡第1地割の一部、山田第1地割の一部、第2地割の一部、第5地割の一部	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		織笠	織笠第1地割の一部、第2地割の一部、第3地割の一部、第4地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部	

資料編 2 災害予防計画

		船越	船越第3地割の一部、第4地割の一部、第5地割の一部、第6地割の一部、第7地割の一部、第8地割の一部、第9地割の一部、第10地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部、第13地割の一部、第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部	
		小谷島	船越第18地割の一部、第19地割の一部	
岩泉町	平成30年12月7日施行	乙茂	乙茂字三田市のうち二級河川小本川川沿いの81番6を上流端とし、65番2を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	出水による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
		巽野	巽野字巽野字愛羅のうち二級河川小本川川沿いの31番を上流端とし、52番1ほかを下流端とする間の「参考図」に示す区域。 巽野字巽野のうち二級河川小本川川沿いの8番7を上流端とし、51番4を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
		宮本	岩泉町巽野字府金のうち二級河川小本川川沿いの216番1を上流端とし、430番を下流端とする間の「参考図」に示す区域。 巽野字宮本のうち二級河川小本川川沿いの223番1を上流端とし、12番1を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
		中島	中島字久師のうち二級河川小本川川沿いの165番を上流端とし、217番を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
			中島字坊の前のうち二級河川小本川川沿いの106番を上流端とし、138番4を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
			中島字高久根のうち二級河川小本川川沿いの159番1を上流端とし、293番を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
		中里	中里字下中里のうち二級河川小本川川沿いの318番5を上流端とし、242番を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
			中里字出畑のうち二級河川小本川川沿いの150番1を上流端とし、147番1を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
			中里字中崎のうち二級河川小本川川沿いの23番1を上流端とし、266番を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
		卒郡	中島字久師のうち二級河川小本川川沿いの308番3を上流端とし、3番25を下流端とする間の「参考図」に示す区域。	
中島字卒郡のうち二級河川小本川川沿いの80番3を上流端とし、86番14を下流端とする間の「参考図」に示す区域。				
野田村	平成24年9月21日施行	野田	大字野田第9地割23番、24番2の一部、24番12の一部、24番13の一部、25番8、26番10、28番3、29番1、29番3、30番2、30番3、30番4、32番8、32番10、33番2、34番1、34番3、36番1、36番3、36番4、36番5、37番、38番1、38番3、38番4、38番6、38番7、38番11、38番14、38番15、38番16、39番1の一部、39番4、39番5、41番1、42番13、47番1、48番4、49番、50番1、50番2、50番4、50番5、50番6、50番7、51番1、51番8、51番9、51番10、52番2、52番3、53番1、53番5、55番1、56番1、56番2、58番1、60番1、60番2、64番1、65番1、65番3、83番4、83番6、83番9、83番10、83番64、83番66、83番123、83番124、83番125、83番137、84番5、84番6、84番7の一部、85番1、85番3、85番5、101番、105番、106番1、106番2、107番の一部、109番、112番の一部、119番の一部、120番の一部、121番、122番、133番、134番、135番、136番、138番、140番、144番の一部、145番、146番、147番、148番の一部、149番の一部、150番の一部、155番の一部、156番、157番の一部、第10地割8番4、9番、10番1、10番3、10番4、10番12、11番1、11番2、11番5、12番1、12番2、12番6、13番1、14番1、14番3、14番6、14番7、15番1、15番3、16番1、16番2、16番5、18番1、18番2、18番4、21番1の一部、21番4、21番5、23番1、23番3、23番4、25番1、26番1、28番の一部、29番1、29番	津波による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。

資料編 2 災害予防計画

3、40番31、40番34、40番55、40番64、40番82、40番  
84、40番86、40番105、40番109、40番113、40番115、  
40番117、40番119、40番122、40番127、40番129、40  
番137、40番152、40番153、40番154、40番155、40番  
168、40番169、40番170、40番180、40番213、40番  
215、40番216、40番219、40番224、40番228、40番  
231、40番250、40番254、40番256、40番258、40番259  
の一部、40番261、40番263、40番269の一部、40番  
270、40番271、40番272、40番273、40番274、40番  
275、40番277、40番278、40番279、40番281、40番283  
の一部、40番284の一部、40番286、40番287、40番  
288、40番296、40番297、40番298、40番300、40番  
301、40番302、40番304、40番305、40番306、40番  
307、40番319の一部、40番321、40番322、40番323、  
40番324、40番328の一部、40番332、40番336、40番  
344、40番345、40番349、43番6、43番8、43番10、43  
番11、44番1、44番3、44番4、44番6、44番7、44番8、  
44番12、44番13、44番14、44番15、51番1、51番2、  
233番、235番、236番1、236番2、236番3、第11地割9  
番3の一部、9番6の一部、15番3、15番4の一部、15番  
5、18番15、21番2、21番3の一部、21番4の一部、22番  
1、22番2、23番1、23番3、23番4、23番5、23番6、23  
番7、23番8、23番11、23番25、23番35、23番36、23番  
37、25番1の一部、26番1、26番2、27番1、27番2、28  
番1、29番4、30番3、30番4、31番1の一部、32番1、33  
番1、33番3、33番5、34番1、34番6、35番1、35番2、  
35番6、35番7、36番1、36番4、36番7、36番8、36番  
9、36番12、37番1、37番2、38番1、38番2、38番5、38  
番9、38番25、39番2、39番3、39番4、39番6の一部、  
39番7、39番9、39番10、39番11、39番12、39番14、39  
番37、39番38、39番43、39番45、39番50、39番51、39  
番52、47番1、48番1、第12地割61番1の一部、61番8、  
61番11、61番12、61番36、61番38、61番64、61番74の  
一部、第16地割23番2の一部、53番1の一部、53番2の  
一部、64番1の一部、67番1の一部、68番1の一部、68  
番2の一部、73番1、73番2、75番、76番、79番1、79番  
2、87番1、88番1、89番、90番、96番1、96番2、100番  
1、100番5、101番1、103番1、104番、第17地割40番4  
の一部、40番5の一部、41番1の一部、44番の一部、45  
番、46番1、46番2の一部、46番3、47番1、47番2、47  
番4、47番5、47番6、47番8の一部、48番1の一部、53  
番7、第18地割1番4の一部、1番5の一部、1番9、1番  
10、1番11の一部、3番2、3番3、4番1、4番3、4番6、5  
番1、5番2、5番3、5番4、5番5、5番10、5番20、5番  
21、7番1、8番1、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、8  
番11、8番13、8番14、8番15、8番16、9番1の一部、9  
番3の一部、9番6の一部、11番6の一部、12番1の一  
部、12番2、12番4、12番6、12番7、12番10、12番11、  
12番12、12番13、12番14、12番15、12番18、12番28、  
12番35、12番36、12番37、12番40、12番46、12番47、  
12番48、14番1、14番2、15番1、15番3、15番6、15番  
7、15番8、16番1、16番3、17番、19番1、19番3、20番  
1、20番5、21番1、22番1、22番3、23番1、23番2、23  
番3、23番4、23番6、23番18、23番19、23番20、24番  
1、25番2、25番4、25番17、26番1、29番3、29番7、29  
番8、29番9、30番2、31番1、31番4、32番1、32番7、  
33番1、33番4、34番1、35番1、35番4、35番5、35番  
8、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、36番  
1、36番3、36番5、36番7、36番8、36番10、36番12、  
36番21、36番28、36番29、36番30、36番31、第19地割  
18番、22番5、25番1の一部、25番2の一部、25番3の一  
部、27番3の一部、27番4、28番2、28番3、28番4、28  
番5、28番6、28番7、28番9、28番11、28番12、28番  
13、32番1、32番3、32番4、32番5、32番6、32番7、32  
番8、32番9、32番10、33番6、36番1、37番1、38番3、  
38番6、38番7、38番8、39番1、41番1、41番8、41番  
9、42番1、42番2、42番3、42番7、第29地割36番2、40  
番2、40番4、40番5、40番6、42番1、42番2、42番3、  
55番1、64番2、64番13、66番1、66番3、67番1、67番



資料編 2 災害予防計画

		2、67番3、69番1、137番、第36地割119番2、120番の一部、121番13の一部、121番34、121番35、121番88、122番8、122番13、122番14、122番15、122番18、122番19、122番20、122番21、122番23、122番24、122番25、122番26、122番27、122番28、122番29、122番
	玉川	大字玉川第3地割25番1、25番2、25番3、25番4、26番1、77番7、77番8、77番14、77番16、77番21、第4地割73番1の一部、73番6、74番1、75番1、76番1、76番2、76番3、77番1、77番2、77番3、77番4、106番

2-9-9 宅地造成等規制区域の範囲

(令和5年6月1日現在)

指定年月日	規制区域	規制面積	許可件数																		
			昭和54年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年度	2	3	4	5	6	7	8	9
昭和42.8.30 平成16.10.1	盛岡市の一部	3,110 ha	23	27	27	27	20	25	18	30	24	24	30	25	21	32	24	35	19	23	30
昭和43.4.27 48.10.5	宮古市の一部	3,158	24	17	20	16	15	10	8	7	13	15	6	12	16	8	14	15	13	14	14
昭和42.8.30	釜石市の一部	6,580	3	7	4	2	4	1	1	4	4	1	9	2	1	4	3	9	5	6	6

平成11年度	許可件数												令和元年度												
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24	25	26	27	28	29	30					
9件(注)	9	13	9	15	12	16	11	3	3	2	7	4	2	1	4	3	2	4	5	1	2	1	2	1	1
12	10	3	3	3	4	1	6	5	0	0	2	5	6	12	9	5	5	4	4	1	2	0	0	0	1
8	3	0	2	1	1	1	5	3	5	3	1	6	15	8	2	3	2	2	0	0	0	0	0	0	1

資料編 2 災害予防計画

2-9-10 指定防火対象物の現況（消防法第8条）

（令和5年3月31日現在）

業 態 別			数
1	イ	劇場，映画館，演芸場，観覧場	106
	ロ	公会堂，集会場	1,363
2	イ	キャバレー，カフェー，ナイトクラブの類	1
	ロ	遊技場，ダンスホール	101
	ハ	風俗営業店舗	4
	ニ	個室型店舗等	19
3	イ	待合，料理店の類	27
	ロ	飲食店	975
4		百貨店，マーケット，その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	2,069
5	イ	旅館，ホテル，宿泊所	783
	ロ	寄宿舎，下宿，共同住宅	12,114
6	イ	(1) 病院等	51
		(2) 診療所等	21
		(3) 小規模病院	118
		(4) 無床診療所	631
	ロ	(1) 有料老人ホーム	761
		(2) 生活保護者施設（救護施設）	1
		(3) 児童施設（乳児院）	2
		(4) 障害児施設	17
		(5) 障害者施設	93
	ハ	(1) 老人デイサービス	341
		(2) 生活保護者施設（更正施設）	4
		(3) 児童施設（保育所）	543
		(4) 障害児施設（デイサービス）	60
		(5) 障害者支援施設	382
	ニ		幼稚園等
7		小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校の類	1,750
8		図書館，博物館，美術館の類	169
9	イ	公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場の類	9
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	57
10		車両の停車場，船舶又は航空機の発着場	57
11		神社，寺院，教会の類	690
12	イ	工場，作業場	6,290
	ロ	映画スタジオ，テレビスタジオ	7
13	イ	自動車車庫，駐車場	702
	ロ	航空機格納庫	4
14		倉庫	5,391
15		前各項に該当しない事業場	12,614
16	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物	3,426
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	2,371
16の2		地下街	1
16の3		準地下街	0
17		重要文化財，重要民俗資料，史跡等の建造物	174
18		アーケード	16
合 計			54,453

2-10 交通施設安全確保計画  
2-10-1 道路施設の現況

令和2年4月1日現在 (単位: Km)

道路種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実延長の内訳						実延長の内訳									
						改良・未改良内訳			未改良延長			路面別内訳			道路種別内訳						
						改良済延長		改良率	5.5m未満含む	車道	改良率	未改良延長	うち自動車交通不能	舗装済延長	舗装率	未舗装道延長	道路延長	橋りょう		トンネル	
						5.5m以上	改良率											数	延長	数	延長
一般国道	4	643.7			643.7	99.9%	643.7	100.0%	643.7	100.0%		536.1	490.0	36.8	90.0	70.9					
県道	16	1,316.3	112.5		1,203.8	97.0%	1,178.0	97.9%	25.8			1,128.1	967.0	35.3	93.5	40.4					
計	19	1,960.0	112.5		1,847.6	98.0%	1,821.7	98.6%	25.8			1,664.2	1,457.0	72.1	183.5	111.2					
主要地方道	50	1,394.6	60.5		1,334.1	84.6%	1,207.8	90.5%	126.2	13.4		1,287.7	823.5	27.0	53.0	19.4					
一般県道	195	1,771.3	69.9	39.0	1,662.4	66.0%	1,358.1	81.7%	304.3	4.7		1,626.2	936.0	31.0	17.0	5.2					
計	245	3,165.9	130.4	39.0	2,996.5	74.3%	2,565.9	85.6%	430.5	18.1		2,913.9	1,759.5	58.0	70.0	24.6					
国管理	4	643.7			643.7	99.9%	643.7	100.0%				536.1	490.0	36.8	90.0	70.9					
県管理	255	4,452.6	242.8	39.0	4,170.8	80.7%	3,715.8	89.1%	455.0	18.1		4,012.6	2,712.5	93.2	163.5	65.0					
市管理	6	29.6			29.6	92.4%	28.1	95.1%	1.4			29.4	14.0	0.2							
計	264	5,125.9	242.8	39.0	4,844.1	83.3%	4,387.7	90.6%	456.4	18.1		4,578.1	3,216.5	130.1	253.5	135.8					
一級	1,434	3,773.5	25.3	22.9	3,725.3	54.4%	3,378.0	90.7%	347.2	27.1		3,679.7	1,792.0	40.7	14.0	4.9					
二級	1,844	3,397.9	18.1	8.0	3,371.8	23.9%	2,694.5	79.9%	677.3	73.0		3,346.6	1,548.0	23.2	11.0	2.0					
小計	3,278	7,171.4	43.5	30.9	7,097.0	39.9%	6,072.5	85.6%	1,024.5	100.1		7,026.2	3,340.0	64.0	25.0	6.8					
その他	51,840	21,700.7	162.5	119.8	21,418.4	10.8%	11,270.1	52.6%	10,148.0	2,356.5		21,321.7	6,729.0	88.8	27.0	7.9					
計	55,118	28,872.1	206.0	150.7	28,515.4	18.1%	17,342.6	60.8%	11,172.5	2,456.5		28,347.9	10,069.0	152.8	52.0	14.8					
総計	55,382	33,998.0	448.8	189.7	33,359.5	27.6%	21,730.3	65.1%	11,628.9	2,474.7		32,926.0	13,285.5	282.9	305.5	150.6					

※ 橋梁及びトンネルにおける数は、他県とまたがるものを0.5箇所として計上している。

※ 路線数・延長等は、岩手の道路現況(令和2年4月1日現在)による。

※ 各々の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計数値と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料編 2 災害予防計画

2-10-2 隧道一覧表

令和4年4月1日現在

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
三赤	国道45号 東北横断自動車道 釜石秋田線	大船渡市 奥州市～花巻市	476.0 1,042.0	5.0 7.0	4.5 4.5	S36 H20	覆工 覆工	コンクリート舗装 コンクリート舗装
秋安あおぞら	国道283号 (仙人峠道路)	気仙郡住田町～ 遠野市	1,130.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
安家清流	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	188.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装
荒川	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	235.0	6.0	4.5	H15	覆工	コンクリート舗装
案内	国道45号 (吉浜釜石道路)	釜石市	1,169.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
胆沢	国道281号	久慈市	1,150.0	7.6	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
石淵	国道397号	奥州市	601.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装
今泉	国道397号	奥州市	515.9	6.5	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
岩泉	国道45号 (唐桑高田道路)	陸前高田市	706.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
岩泉長内	国道45号 (岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	1,986.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
岩井第一	国道45号 (岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	301.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
岩井第二	国道106号	宮古市	682.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
鵜住居第1	国道106号	宮古市	143.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
鵜住居第2	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市	937.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
海よ光れ大沢	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市～ 上閉伊郡大槌町	1,445.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
江繫	重茂半島線	山田町	265.0	5.5	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
煙突山	紫波江繫線	宮古市	162.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
大牛内	国道106号	宮古市	1,554.0	13.5	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装
大槌第1	国道45号 (岩泉道路)	下閉伊郡岩泉町	345.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
大槌第2	国道45号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	256.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
大升沢	国道45号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	2,043.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
大宮沢	国道106号	盛岡市	263.0	7.0	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
尾肝要	戸呂町軽米線	九戸郡軽米町	978.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
押角	国道45号 (尾肝要道路)	下閉伊郡田野畑村	2,736.0	7.0	4.5	H25	覆工	コンクリート舗装
おみおし	国道340号	宮古市～ 下閉伊郡岩泉町	3,094.0	9.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
重茂	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	575.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
小山田西	重茂半島線	宮古市	771.0	5.5	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
女遊部	国道106号	宮古市	1,100.0	13.5	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装
片岸	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市	149.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
片巢	国道45号 (吉浜釜石道路)	釜石市	465.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
釜石	国道106号	宮古市	1,493.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
上川井	国道45号 (釜石山田道路)	釜石市	873.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
川井第2	国道106号	宮古市	559.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
北山 (下り線)	国道106号	宮古市	1,782.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
北山 (上り線)	国道455号	盛岡市	950.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
吉里吉里	国道455号	盛岡市	923.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
栗畑	国道45号	上閉伊郡大槌町	407.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
	国道340号	下閉伊郡岩泉町	340.0	6.5	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
缺	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	333.0	6.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
恋し浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	854.0	5.5	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
恋の峠	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	343.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
甲子	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市	488.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
子飼沢	国道 397 号	住田町	901.0	6.5	4.7	H26	覆工	コンクリート舗装
小鎚第1	国道 45 号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	309.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小鎚第2	国道 45 号 (釜石山田道路)	上閉伊郡大槌町	975.0	7.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小成	国道 45 号	下閉伊郡岩泉町	75.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
小股	国道 397 号	気仙郡住田町	191.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
境鼻	国道 106 号	盛岡市	138.0	7.0	4.7	H15	覆工	コンクリート舗装
桜峠	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	釜石市	521.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
ささのほら	国道 397 号	気仙郡住田町	214.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
笹目子	国道 4 号	二戸郡一戸町	611.0	7.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
定内	国道 283 号 (釜石道路)	釜石市	808.0	7.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖1号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	128.0	6.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
下戸鎖2号	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	188.0	6.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
篠倉山	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	釜石市	3,023.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
篠ヶ崎	江刺室根線	一関市	85.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
島の沢	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	189.0	8.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
清水	国道 107 号	気仙郡住田町	199.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
下川井	国道 281 号	久慈市	510.2	7.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
新川目	国道 106 号	盛岡市	757.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
新区界	国道 106 号	宮古市～盛岡市	4,998.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
新鍬台	国道 45 号 (吉浜釜石道路)	大船渡市～ 釜石市	3,330.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
新狭山	一関大東線	一関市	758.0	6.0	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
新三陸	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	2,226.0	7.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
新仙人	国道 283 号 (仙人峠道路)	釜石市～ 気仙郡住田町	4,492.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新鳥ヶ澤	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	839.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
新普代第1	国道 45 号 (普代道路)	下閉伊郡普代村	118.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新普代第2	国道 45 号 (普代道路)	下閉伊郡普代村	347.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
新水海	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	445.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
須麻古	遠野東 自転車道線	遠野市	55.0	3.0	2.5	H14	覆工	アスファルト舗装
杉名畑第1号	国道 107 号	和賀郡西和賀町	279.0	6.5	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
杉名畑第2号	国道 107 号	和賀郡西和賀町	252.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
撰待	国道 45 号	宮古市	288.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
曾利田	国道 106 号	盛岡市	194.0	7.0	4.7	H17	覆工	コンクリート舗装
台	花巻停車場 花巻温泉郷線	花巻市	115.0	6.5	4.5	H8	覆工	アスファルト舗装
高清水	二戸五日市線	二戸市	198.1	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
滝観洞	国道 283 号 (仙人峠道路)	気仙郡住田町	2,996.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
田鎖	国道 106 号	宮古市	326.0	10.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
館下	国道 343 号	一関市	311.0	8.0	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
立丸第1	国道 340 号	遠野市～宮古市	1,839.0	6.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
立丸第2	国道 340 号	宮古市	920.0	6.0	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
千歳	薄衣舞川線	一関市	263.0	6.5	4.5	H14	覆工	アスファルト舗装
津付	国道 397 号	住田町	224.0	6.5	4.7	H24	覆工	コンクリート舗装
つなぎ	国道 340 号	宮古市	218.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
手代森	国道 106 号	盛岡市	2,625.0	10.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
通岡	国道 45 号 (高田道路)	陸前高田市～ 大船渡市	1,230.0	7.0	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
鳥ヶ沢	水海大渡線	釜石市	299.0	3.4	3.8	S2	吹付	アスファルト舗装
中井	国道 397 号	住田町	423.0	6.5	4.7	H23	覆工	コンクリート舗装
中出	国道 283 号	釜石市	28.0	5.5	4.5	S34	覆工	アスファルト舗装
鍋倉	国道 283 号 (遠野道路)	遠野市	181.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
南昌第1	矢巾西安庭線	矢巾町～雫石町	2,005.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
南昌第2	矢巾西安庭線	矢巾町	472.0	6.0	4.5	H2	覆工	コンクリート舗装
二郷山	釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野市	311.0	7.0	4.5	H24	覆工	コンクリート舗装
似鳥	二戸五日市線	二戸市	296.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
沼袋	国道 281 号	久慈市	335.0	7.0	4.5	H16	覆工	コンクリート舗装
根田茂	盛岡大迫東和線	盛岡市	1,466.0	6.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
早坂	国道 455 号	盛岡市～ 下閉伊郡岩泉町	3,115.0	6.5	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
腹帯清水	国道 106 号	宮古市	577.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
腹帯水神	国道 106 号	宮古市	283.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
ひきめ	国道 106 号	宮古市	1,885.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
ひばさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	166.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
平津戸	国道 106 号	宮古市	3,159.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
古田	国道 106 号	宮古市	2,050.0	10.0	4.5	H31	覆工	コンクリート舗装
古田	盛岡大迫東和線	花巻市	290.0	6.0	4.5	H11	覆工	アスファルト舗装
袈岩	国道 106 号	宮古市	295.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
鱒滝	国道 281 号	久慈市	310.0	6.0	4.8	S53	覆工	コンクリート舗装
松草	国道 106 号	宮古市	534.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
松山	国道 106 号	宮古市	73.0	13.5	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
水沢	国道 106 号	盛岡市	411.0	7.0	4.7	H16	覆工	コンクリート舗装
水海	国道 45 号	釜石市	70.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
湊	国道 45 号 (久慈道路)	久慈市	563.0	7.0	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
室浜	吉里吉里釜石線	釜石市	195.0	8.5	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
茂市	国道 106 号	宮古市	1,774.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
焼石西	国道 397 号	奥州市	280.0	6.5	4.7	H13	覆工	コンクリート舗装
焼石東	国道 397 号	奥州市	200.0	6.5	4.7	H14	覆工	コンクリート舗装
八雲	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	635.0	7.0	4.5	H26	覆工	コンクリート舗装
やすがさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	292.0	5.5	4.5	H18	覆工	コンクリート舗装
築川	国道 106 号	盛岡市	1,576.0	12.0	4.5	R2	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
梁川口内	国道 107 号	奥州市～北上市	1,022.0	6.5	4.5	H30	覆工	コンクリート舗装
遊井名田	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市	592.0	7.0	4.5	H20	覆工	コンクリート舗装
ゆりあげ	国道 397 号	気仙郡住田町	465.0	6.5	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
吉浜	国道 45 号 (吉浜道路)	大船渡市	1,644.0	7.0	4.5	H27	覆工	コンクリート舗装
与部沢	国道 106 号	宮古市	1,039.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
両石	国道 45 号 (釜石山田道路)	釜石市	1,209.0	7.0	4.5	H19	覆工	コンクリート舗装
安渡	大槌小槌線	上閉伊郡大槌町	140.0	6.5	4.7	S44	覆工	コンクリート舗装
安家隧道	安家玉川線	九戸郡野田村	36.0	3.0	4.0	S31	吹付	アスファルト舗装
宇津野沢	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	269.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
鰻淵	国道 281 号	久慈市	76.0	6.5	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
猿沢	国道 343 号	一関市	494.0	6.5	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
猿沢	宮古岩泉線	下閉伊郡岩泉町	160.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
遠川	久慈岩泉線	久慈市	394.0	6.0	4.7	H8	覆工	コンクリート舗装
横道	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	287.0	6.5	4.5	H10	覆工	コンクリート舗装
横道隧道	田野畑岩泉線	下閉伊郡岩泉町	95.3	4.0	4.5	S29	覆工	アスファルト舗装
下遠川	久慈岩泉線	久慈市	120.0	6.0	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
下達曾部	国道 106 号	宮古市	997.0	6.0	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
下平第1	国道 106 号	宮古市	196.2	6.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
下平第2	国道 106 号	宮古市	635.0	7.0	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
夏本	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	122.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
蟹岡	国道 106 号	宮古市	158.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
樺	東北横断自動車道 釜石秋田線	花巻市～奥州市	1,952.0	7.0	4.5	H22	覆工	コンクリート舗装
鎌峰	国道 343 号	一関市	80.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
茅森	国道 281 号	久慈市	190.0	6.5	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
刈屋	国道 340 号	宮古市	103.0	6.5	4.5	S63	覆工	コンクリート舗装
間木戸	国道 45 号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	977.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
館市	国道 282 号	八幡平市	203.0	6.0	4.7	S51	覆工	アスファルト舗装
岩泉小本	国道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,134.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
岩谷	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	31.8	5.5	4.5	S50	覆工	アスファルト舗装
嬉石	国道 45 号	釜石市	138.0	6.5	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
宮古第一	国道 45 号	宮古市	120.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第三	国道 45 号	宮古市	388.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第四	国道 45 号	宮古市	554.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
宮古第二	国道 45 号	宮古市	437.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
九蔵坂	国道 281 号	岩手郡葛巻町	328.0	6.5	4.5	H5	覆工	コンクリート舗装
区界	国道 106 号	宮古市～盛岡市	271.0	6.0	4.7	S50	覆工	コンクリート・アスファルト舗装
熊の木	国道 45 号	釜石市	498.0	7.0	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
栗木	国道 397 号	気仙郡住田町	221.0	6.5	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
鍬台	国道 45 号	大船渡市～釜石市	2,305.0	6.5	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
権現	国道 455 号	下閉伊郡岩泉町	112.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装



資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
権現堂	国道45号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	665.0	7.0	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
見内川	国道340号	下閉伊郡岩泉町	102.2	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
古歌葉	国道397号	奥州市	361.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
古廟坂	国道45号	釜石市～ 上閉伊郡大槌町	660.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第1	戸呂町軽米線	久慈市	60.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第2	戸呂町軽米線	久慈市	93.0	6.0	4.5	S60	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第3	戸呂町軽米線	久慈市	461.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第4	戸呂町軽米線	久慈市	147.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
戸呂町第5	戸呂町軽米線	久慈市	128.0	6.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
向山第1	国道107号	和賀郡西和賀町	405.5	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
向山第2	国道107号	和賀郡西和賀町	377.9	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
向落合	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市	991.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
綱取	上米内湯沢線	盛岡市	107.5	5.5	5.0	S54	覆工	コンクリート舗装
高山	国道343号	陸前高田市	81.0	6.0	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
黒崎	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	123.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
黒森	国道343号	陸前高田市	96.5	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
坂下	国道343号	陸前高田市	97.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
笹の田	国道343号	一関市	400.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
笹崎	国道45号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	284.0	7.0	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
三ツ石	国道106号	宮古市	410.0	6.0	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装
三田貝	国道455号	下閉伊郡岩泉町	154.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
山口	国道281号	久慈市	238.0	6.5	4.7	S58	覆工	コンクリート舗装
山根	久慈岩泉線	久慈市	183.0	6.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
山田	国道45号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	774.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
山伏	盛岡横手線	雫石町～ 和賀郡西和賀町	1,282.0	6.5	4.5	H9	覆工	コンクリート舗装
思淵	国道455号	下閉伊郡岩泉町	109.0	6.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
種山	国道397号	気仙郡住田町～ 奥州市	870.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
舟渡	野田長内線	久慈市	129.0	5.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
重津部	国道45号 (宮古田老道路)	宮古市	294.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
小繫	国道4号	二戸郡一戸町	145.0	6.5	4.5	S38	覆工	コンクリート舗装
小繫歩道	国道4号	二戸郡一戸町	202.0	3.0	2.5	H4	覆工	コンクリート舗装
小山田	宮古港線	宮古市	875.0	6.0	4.7	H4	覆工	コンクリート舗装
小倉隧道	一戸山形線	二戸郡一戸町～ 九戸郡九戸村	288.0	4.0	4.3	S24	吹付	コンクリート舗装
小倉山	花巻大曲線	花巻市～ 和賀郡西和賀町	1,765.0	6.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
小滝	国道106号	宮古市	246.0	6.0	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
小峠	国道340号	宮古市	920.0	6.0	4.5	H28	覆工	コンクリート舗装
小峠	国道396号	遠野市	995.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
小白浜	国道45号	釜石市	324.0	6.5	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
小本	国道45号	下閉伊郡岩泉町	729.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
松野	国道340号	下閉伊郡岩泉町	152.0	6.5	4.5	S58	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
上小黒山	国道 343 号	陸前高田市	132.0	7.0	4.5	S57	覆工	コンクリート舗装
上達曾部	国道 106 号	宮古市	84.0	6.0	4.5	S50	覆工	コンクリート舗装
城山	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	932.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
城山	国道 281 号	岩手郡岩手町	305.0	6.5	4.7	S59	覆工	コンクリート舗装
尻跳	国道 281 号	久慈市	375.2	6.0	4.8	S49	覆工	コンクリート舗装
深戸	国道 340 号	宮古市	327.0	6.5	4.7	S60	覆工	コンクリート舗装
仁田山	大船渡広田線	陸前高田市	313.0	6.0	4.7	H10	覆工	コンクリート舗装
清水合足	大船渡綾里三陸線	大船渡市	400.0	6.0	4.7	S63	覆工	コンクリート舗装
盛	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	221.0	7.0	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
西家第1	国道 106 号	宮古市	184.5	5.5	4.5	S49	覆工	コンクリート舗装
西家第2	国道 106 号	宮古市	164.0	5.5	4.5	S47	覆工	コンクリート舗装
石塚	国道 45 号	釜石市	1,351.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
石峠	久慈岩泉線	下閉伊郡岩泉町	594.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
石浜	大船渡綾里三陸線	大船渡市	119.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
赤羽根	国道 340 号	気仙郡住田町～ 遠野市	1,998.0	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
赤金	国道 397 号	奥州市	855.0	6.5	4.7	H2	覆工	コンクリート舗装
撰待第1	国道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,355.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
撰待第2	国道 45 号 (田老岩泉道路)	宮古市	1,772.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
折瓜	二戸九戸線	二戸市～ 九戸郡九戸村	1,137.0	6.5	4.5	H13	覆工	コンクリート舗装
仙岩	国道 46 号	岩手郡雫石町	1,243.0	6.0	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
仙人	国道 283 号	釜石市～ 遠野市	2,500.0	5.1	4.5	S34	覆工	コンクリート舗装
川井	国道 340 号	宮古市	107.0	6.5	4.7	S61	覆工	コンクリート舗装
川井第1	国道 106 号	宮古市	1,764.0	13.5	4.5	R3	覆工	コンクリート舗装
川尻	国道 107 号	和賀郡西和賀町	110.0	5.5	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
川代	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	80.0	6.5	4.5	H11	覆工	コンクリート舗装
川内	国道 106 号	宮古市	405.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
川目	国道 106 号	盛岡市	234.5	6.0	4.7	S47	覆工	コンクリート舗装
船越	国道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	1,288.0	7.0	4.5	H14	覆工	コンクリート舗装
霜ヶ沢	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	466.0	7.0	4.5	H3	覆工	コンクリート舗装
太田名部	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	81.0	5.5	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
大芦	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	409.0	5.5	4.5	S52	覆工	アスファルト舗装
大橋	国道 283 号	釜石市	251.0	5.5	4.5	S35	覆工, 一部素掘	アスファルト舗装
大荒沢	国道 107 号	和賀郡西和賀町	300.0	6.0	4.5	S37	覆工	コンクリート舗装
大森山	国道 397 号	奥州市	210.8	5.5	4.5	S51	覆工	コンクリート舗装
大沢第一	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	169.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
大沢第二	国道 45 号	上閉伊郡大槌町	91.0	7.0	4.5	S43	覆工	コンクリート舗装
大峠	国道 106 号	宮古市	458.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
第2号 (浄土ヶ浜)	野田長内線	久慈市	90.4	3.5	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
第3号	野田長内線	久慈市	15.0	3.3	4.5	S30	吹付	アスファルト舗装
滝	久慈岩泉線	久慈市	378.0	5.5	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
滝ノ上	西山生保内線	岩手郡雫石町	108.4	4.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
中山1号	花巻大曲線	花巻市	169.5	6.0	4.5	H4	覆工	コンクリート舗装
中山2号	花巻大曲線	花巻市	700.0	6.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
長内	国道45号	久慈市	553.0	7.0	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
鳥谷坂	国道45号	釜石市	1,350.0	7.0	4.5	S44	覆工	コンクリート舗装
津軽石	国道45号 (山田宮古道路)	宮古市	491.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
天神	国道45号	釜石市	205.0	7.0	4.5	S62	覆工	コンクリート舗装
田名部	国道45号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	1,985.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
田野畑	国道45号	下閉伊郡 田野畑村	130.0	7.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
田老	国道45号	宮古市	618.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
島ノ越	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	129.0	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
湯田	盛岡横手線	和賀郡西和賀町	561.0	6.5	4.5	H12	覆工	コンクリート舗装
当楽	国道107号	北上市～ 和賀郡西和賀町	214.0	6.0	4.5	S48	覆工	コンクリート舗装
堂道	国道340号	宮古市	135.0	6.5	4.7	S57	吹付	コンクリート舗装
鳶ヶ森	国道343号	一関市	481.0	6.5	4.5	H6	覆工	コンクリート舗装
尼堤	国道343号	陸前高田市	244.0	7.0	4.7	H1	覆工	コンクリート舗装
入畑	夏油温泉江釣子線	北上市	250.0	5.5	4.5	S56	覆工	アスファルト舗装
梅木	国道343号	陸前高田市	105.0	6.5	4.5	S59	覆工	コンクリート舗装
柏木	国道106号	宮古市	376.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
柏里	国道107号	気仙郡住田町	330.0	6.0	4.5	S45	覆工	コンクリート舗装
白山第1	久慈岩泉線	久慈市	154.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第2	久慈岩泉線	久慈市	433.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白山第3	久慈岩泉線	久慈市	61.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
白石	国道107号	大船渡市～ 気仙郡住田町	807.7	6.5	4.5	S42	覆工	コンクリート・ アスファルト舗装
白土	東北横断自動車道 釜石秋田線	遠野市～花巻市	1,857.0	7.0	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
箱石	国道106号	宮古市	273.0	5.5	4.5	S52	覆工	コンクリート舗装
八ヶ森	大船渡綾里三陸線	大船渡市	260.0	5.5	4.8	S48	覆工	コンクリート舗装
標示合	国道343号	一関市	97.0	6.0	4.5	S55	覆工	コンクリート舗装
普代	国道45号	下閉伊郡普代村	276.0	7.0	4.5	S46	覆工	コンクリート舗装
普代浜	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡普代村	217.0	5.5	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
平井賀	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	393.0	6.0	4.5	S51	覆工	アスファルト舗装
弁天	岩泉平井賀普代線	下閉伊郡 田野畑村	218.5	5.5	4.5	S47	覆工	アスファルト舗装
法師渡	国道106号	宮古市	291.0	5.5	4.5	S53	覆工	コンクリート舗装
豊間根	国道45号 (山田宮古道路)	下閉伊郡山田町	709.0	7.0	4.5	H29	覆工	コンクリート舗装
豊沢	花巻大曲線	花巻市	246.0	5.4	4.5	S35	覆工	コンクリート舗装
明神前	国道45号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	1,129.0	7.0	4.5	H8	覆工	コンクリート舗装
門馬	国道106号	宮古市	210.0	6.0	4.5	S48	覆工	アスファルト舗装
雄鹿戸	国道340号	宮古市～ 下閉伊郡岩泉町	580.1	4.5	4.5	S10	覆工, 一部素掘	アスファルト舗装
羅生	国道45号	大船渡市	566.0	6.5	4.5	S40	覆工	コンクリート舗装

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
鈴久名	国道 106 号	宮古市	254.0 m	5.5 m	4.5 m	S52	覆工	コンクリート舗装

186

資料編 2 災害予防計画

2-10-3 障害物除去機械一覧表

令和4年12月1日現在

振興局等名 機械名	盛岡	岩手	花巻	北上	県南	一関	千厩	大船渡	遠野	沿岸	宮古	岩泉	県北	二戸	計
除雪トラック	4	1	6	1	1	1	2	2			1		4	2	25
除雪グレーダ	40	11	12	7	8	5	3	10	12	6	6	6	7	12	145
除雪ドーザ	8	7	1	13	2	1	1	2	2	2	4	10	4	4	61
合計	52	19	19	21	11	7	6	14	14	8	11	16	15	18	231

資料編 2 災害予防計画

2-10-4 港湾における耐震強化岸壁整備計画

整備対象港湾一覧

平成27年4月1日現在

番号	港湾名	種別	管理者	所在地	備考
1	久慈港	重要港湾	岩手県	久慈市	
2	宮古港	〃	〃	宮古市	
3	釜石港	〃	〃	釜石市	整備済み
4	大船渡港	〃	〃	大船渡市	

2-10-5 漁港における耐震強化岸壁整備計画

整備対象漁港一覧

令和4年12月31日現在

番号	漁港名	種別	管理者	所在地	備考
1	野田漁港	第2種	岩手県	野田村	
2	太田名部漁港	〃	〃	普代村	整備済み
3	島の越漁港	第4種	〃	田野畑村	整備済み
4	田老漁港	第2種	〃	宮古市	
5	重茂漁港	第2種	〃	〃	整備済み
6	山田漁港	第3種	〃	山田町	
7	大槌漁港	〃	〃	大槌町	整備済み
8	両石漁港	第2種	〃	釜石市	整備済み
9	唐丹漁港	〃	〃	〃	整備済み
10	根白漁港	〃	〃	大船渡市	整備済み
11	越喜来漁港	〃	〃	〃	
12	綾里漁港	〃	〃	〃	整備済み
13	広田漁港	〃	〃	陸前高田市	
14	長部漁港	〃	〃	〃	

2—10—6 花巻空港消火救難活動に関する協定

花巻空港内の関係行政機関及び事業所等を有する団体（以下「協力団体」という。）は、花巻空港における航空機事故、火災その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「緊急事態」という。）の消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

**第1条**

この協定は、花巻空港における緊急事態に際し、協力団体が消火救難活動を円滑に実施することを目的とする。

（消火救難隊の設置及び組織）

**第2条**

前条の緊急事態に備えて、花巻空港内の協力団体の職員をもって構成する消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を設置する。

2 組織は、隊長に花巻空港事務所長を、副隊長に国土交通省東京航空局花巻空港出張所長、岩手県空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長、日本通運株式会社盛岡総代理支店長並びに花巻空港事務所次長を充て、各班の編成は、別表1のとおりとする。

（隊長等の権限と任務）

**第3条**

隊長は、消火救難隊の指揮命令をとるほか、任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

3 班長は、隊長の命を受け、班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるとともに、その状況を記録整理するものとする。

4 班員は、班長のもとに担当の任務に従事するものとする。

5 各班の主な分担は、別表2のとおりとする。

（消火救難隊本部）

**第4条**

緊急事態には消火救難本部を設置し、隊長を本部長として、副隊長を副本部長として機能させ、情報収集、関係機関に対する情報提供等対外的な事項の対応にあたるものとする。

（緊急事態の発見情報の伝達）

**第5条**

緊急事態の第一発見者は、その状況等を直ちに花巻空港事務所に急報しなければならない。

2 緊急事態発生の際の警報は、館内非常放送で伝達するほか、有線、無線により緊急連絡系統図（別表3）により通報するものとする。

## 資料編 2 災害予防計画

(班員の出動)

### 第6条

班員は、前項の警報等があったときは、隊長が別に定める場合を除き、花巻空港事務所側は空港消防隊待機室前に、空港ターミナルビル側は除雪車庫前に集合するものとする。

(班員の表示)

### 第7条

班員は、消火救難活動に従事するときは、所定の腕章を着用しなければならない。

(基本的事項)

### 第8条

協力団体の長は、ランプパス所有者の中から、別表1の人数の班員を派遣するものとする。

なお、班長については、隊長が指名する。

- 2 協力団体の長は、消火救難活動の際に、職員の増員派遣並びに活動に要する資器材の提供に協力するものとする。

(岩手県災害対策本部との関係)

### 第9条

岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、現地の消火救難隊本部は、県本部と連携をとり必要な措置を講ずるものとする。

(消火救難器材の整備)

### 第10条

班長は、緊急事態の発生に備え、その任務遂行に必要な器材等について、定期的に点検するものとする。

(訓練)

### 第11条

消火救難隊は、隊長が別に定めるところにより、定期的に総合訓練又は部分訓練を実施するものとする。

(準用規定)

### 第12条

この協定は、花巻空港周辺において発生した緊急事態についても準用するものとする。

(有効期間)

### 第13条

この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、協力団体いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。



## 資料編 2 災害予防計画

(その他)

### 第14条

隊長は、この協定を実施するための要領を、別に定めることができるものとし、その他必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

この協定締結の証として、本協定書12通を作成し、全協力団体が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

### 協力団体

岩手県花巻空港事務所 所長 加藤 伸 三

国土交通省東京航空局花巻空港出張所 所長 拜 戸 明

岩手県空港ターミナルビル株式会社  
代表取締役社長 高 橋 宏 弥

日本通運株式会社盛岡総代理支店 支店長 佐々木 善信

株式会社フジドリームエアラインズ花巻空港支店  
支店長 中 尾 仁

株式会社エスエーエスいわて花巻空港事業所 所長 伊 藤 正 隆

東邦航空株式会社花巻事業所 所長 道 山 郁 雄

北日本航空株式会社 代表取締役 山 内 敏 朗

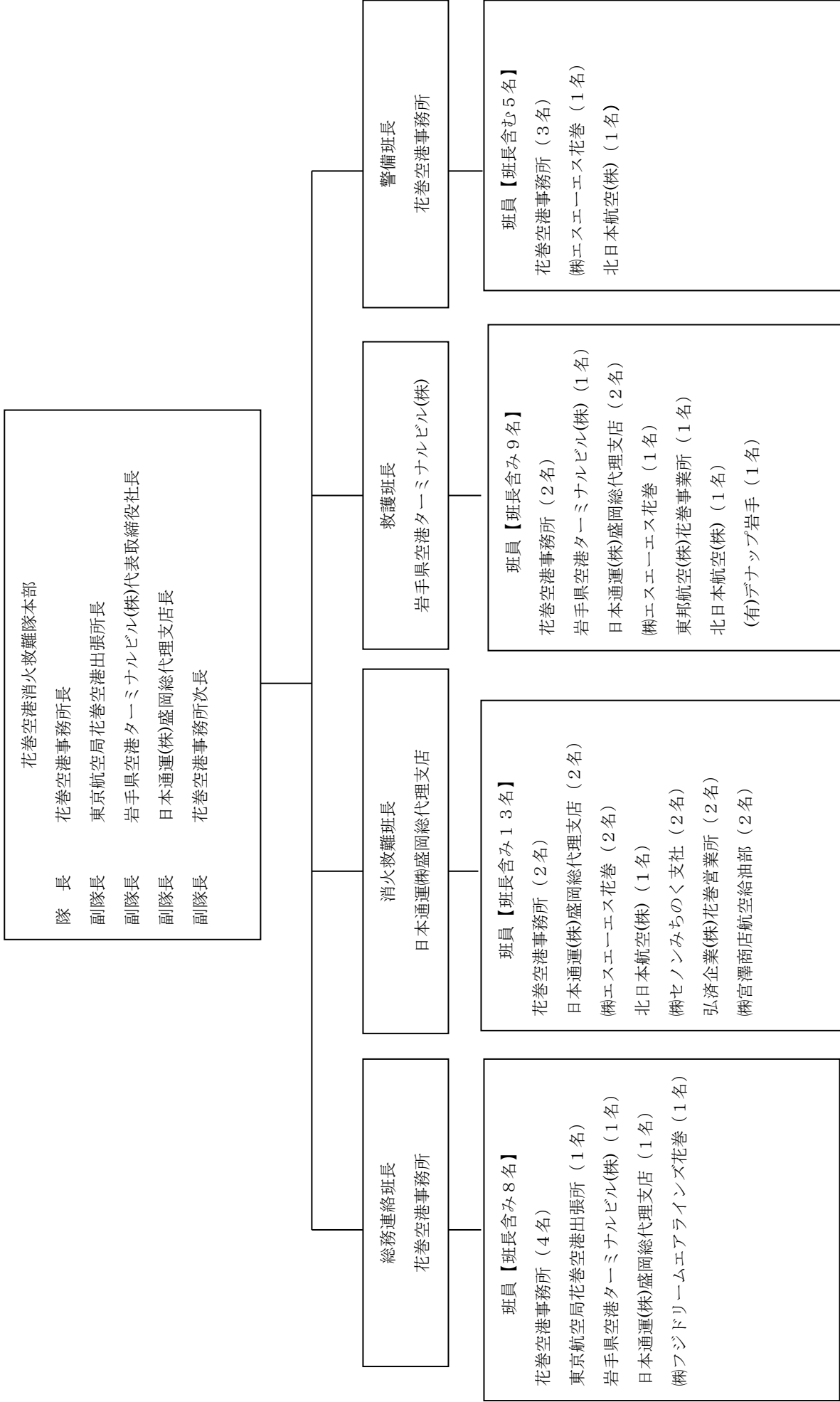
有限会社デナップ岩手 代表取締役 佐 藤 淑 憲

株式会社セノンみちのく支社 支社長 渡 邊 弘

弘済企業株式会社花巻営業所 所長 面 川 定 吉

株式会社宮澤商店航空給油部 所長 千 葉 善 広

別表 1



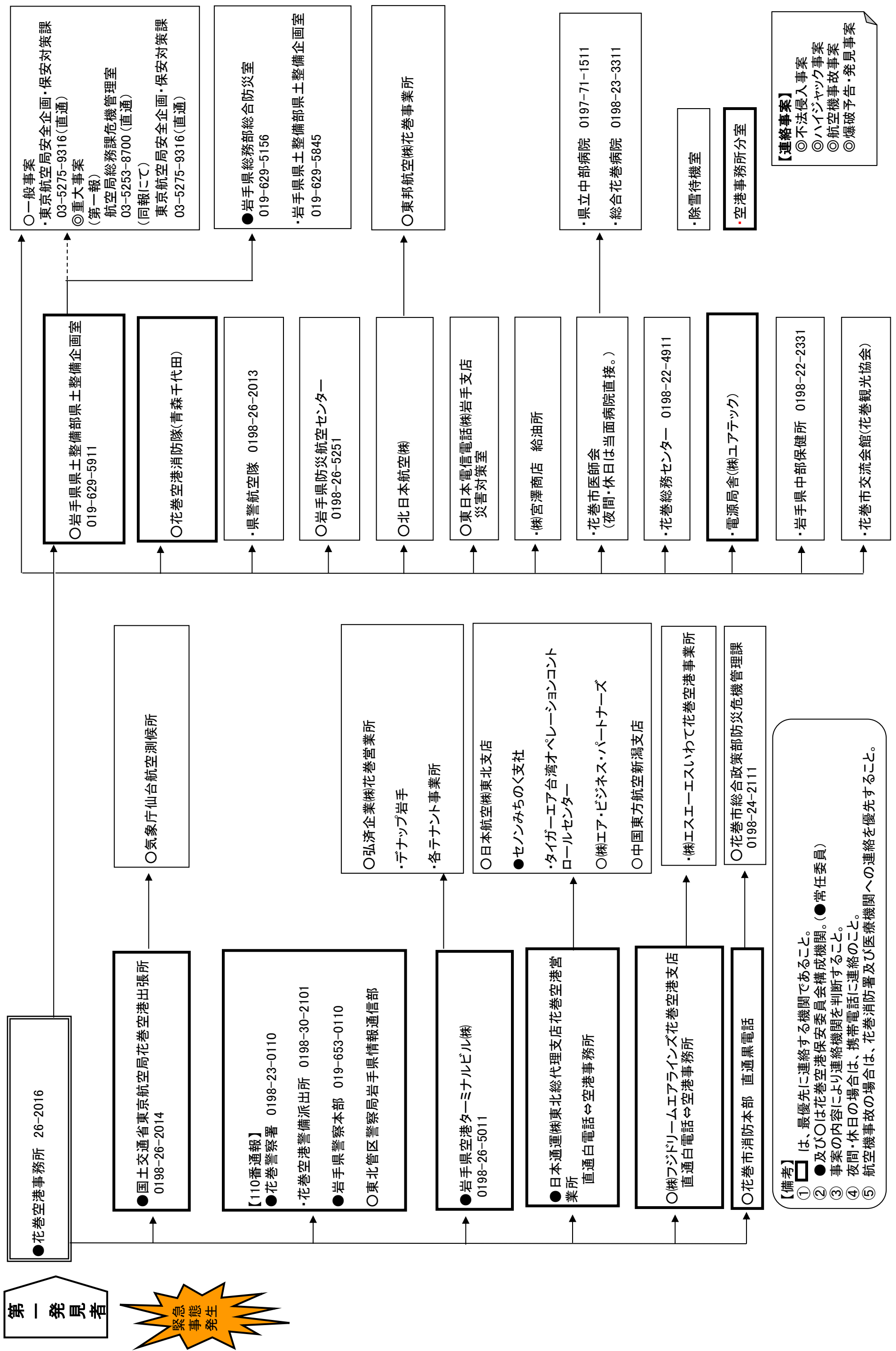
別表 2

花巻空港消火救難隊各班の主な分担内容

班 区 分	業 務 内 容	班 区 分	業 務 内 容
総務連絡班  班 長 花巻空港事務所	1 指定伝達の内容を記録整理する。 2 受信、発信の内容を記録整理する。 3 遭難者や同家族の待合室を花巻市交流会館1階観光情報コーナーとする。 4 事故に関する情報を逐一整理し、消火救難隊本部に通報する。 5 空港関係のノータムを発行する。 6 各班と連絡調整を図り混乱の削減を図る。 7 業務遂行必需品の調達を取りまとめ手配する。 8 事故に関する記録（写真撮影を含む）、資料を調整する。	救 護 班  班 長 岩手県空港ターミナルビル(株)	1 応急医療手当の場所（トリアージ地区、エアータレント）を設営する。 2 派遣医師等を応急医療手当の場所に誘導案内する 3 トリアージ区分の人数等を確認し、消火救難隊本部に報告する。
消火救難班  班 長 日本通運(株) 盛岡総代理支店	1 航空機火災の場合は、空港内の化学消防車が第一義的に消火にあたるが、建物等の火災で初期消火の可能な場合に消火活動にあたる。 2 脱出した乗客の避難誘導、必要に応じ避難用バス等の手配を総務連絡班に依頼する。 (バスの依頼先：花巻観光バス(株)、岩手県交通(株)) 3 救出可能な負傷者を救護班と連絡をとり応急措置の場所に搬出する。 (救急車到着後は消防署員の指示に従う)	警 備 班  班 長 花巻空港事務所	1 制限区域内に消火救難関係者（警察、消防、医療機関）が入退場する際のゲート（入場は1番、4番又は8番、退場は1番、3番又は8番）の閉閉にあたる。 2 空港利用者等の避難誘導を図り混乱を防止する。 3 事故現場の保全を図り、関係機関の事故調査に支障を来すことのないよう配慮する。

花巻空港緊急連絡系統図

別表3



2-10-7 花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と花巻市（以下「乙」という。）は花巻空港及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第 1 条** 本協定は、花巻空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは花巻空港におけるその他の火災又はそれら発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

**第 2 条** 花巻空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第 1 次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 花巻空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第 1 次的にこれにあたり、甲が必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

**第 3 条** 花巻空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、花巻空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

**第 4 条** 緊急事態の消火救難活動の指揮は、空港所在地の管轄する乙の消防機関がこれにあたる。ただし、空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、花巻空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（遺体安置所の場所）

**第 5 条** 航空機事故等に伴う遺体安置場所は、宮野目地区体育館とする。

（調査に対する協力）

**第 6 条** 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

**第 7 条** 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

**第 8 条** 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練及び部分訓練を定期的実施するものとする。

## 資料編 2 災害予防計画

(資料の交換等)

**第 9 条** 甲及び乙は、花巻空港に発着する航空機、花巻空港における諸施設、相互の消火機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

2 甲の所有する空気ボンベ充填について乙は協力するものとする。

(協議)

**第 10 条** この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第 11 条** この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所  
所 長 日 野 利 則

乙 花 巻 市  
市 長 大 石 満 雄

2-10-8 花巻空港医療救護活動に関する協定書

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人花巻市医師会（以下「乙」という。）は、花巻空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第 1 条** 本協定は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

**第 2 条** 甲は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護師等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

**第 3 条** 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

**第 4 条** 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の設定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供等）

**第 5 条** 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

- 2 毎年度、甲及び乙は、個々の医療器具の整合性を確認し、不具合がある場合は速やかに対処することを検討すること。

（消火救難訓練）

**第 6 条** 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護師等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

**第 7 条** 医療救護活動に係る費用については、別途協議するものとする。

（災害補償）

**第 8 条** 医師又は看護師等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急

## 資料編 2 災害予防計画

医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細則)

**第9条** この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

**第10条** この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花 卷 空 港 事 務 所  
所 長 日 野 利 則

乙 社 団 法 人 花 卷 市 医 師 会  
会 長 高 橋 康 文



## 資料編 2 災害予防計画

### 2-10-9 花巻空港医療救護活動に関する協定書細目

花巻空港医療救護活動に関する協定書（平成21年4月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

**第1条** 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

**第2条** 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行なった場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

**第3条** 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

（費用負担の内訳）

**第4条** 乙が請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

(1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

(2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（有効期間）

**第5条** この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所  
所長 日野利則

乙 社団法人花巻市医師会  
会長 高橋康文

資料編 2 災害予防計画

第1号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社団法人

医師会

会 長

印

医 療 救 護 要 員 名 簿

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

第2号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社団法人 医師会  
会 長 印

医療救護活動実施報告書

出動日数 令和 年 月 日 時～ 月 日 時

要請区分 派遣要請・待機要請

活動場所

活動状況

出動医療救護要員数 医師 名 看護師 名 事務職員 名

資料編 2 災害予防計画

第3号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社 団 法 人  
会 長  
医 師 会  
印

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

品 名	規 格	数 量	薬 価 等	
			単 価	金 額

資料編 2 災害予防計画

第4号様式

令和 年 月 日

花巻空港事務所長 殿

社 団 法 人  
会 長  
医 師 会  
印

訓 練 参 加 者 名 簿

訓練実施日時 年 月 日 時 分～ 月 日 時 分

訓練内容

---

---

---

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

第5号様式

令和 年 月 日

請 求 書

殿

社 団 法 人 医 師 会

会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり請求  
します。

なお、内訳は別紙のとおりです。

第5号様式 (別紙1)

令和 年 月 日

1 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

社団法人 医師会  
会 長 印

職 種	氏 名	所 属 医 療 機 関	金 額	摘 要

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

第5号様式 (別紙2)

令和 年 月 日

2 医療救護要員が携行した医療品等を使用した場合の実費

社団法人 医師会  
会 長 印

品 名	規 格	数 量	薬 価		等 額	摘 要
			単 価	金 額		

(注) 本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

所属医療機関名

氏 名



## 2-10-10 花巻空港消防車両一覧

化学消防自動車	3 台
救難資器材搬送車	1 台
救急医療作業車	1 台

## 2-10-11 花巻空港除雪車両等一覧

ロータリー除雪車	3 台
除雪トラック (10 t)	5 台
除雪トラック (4 t)	2 台
スノースーパー	4 台
除雪ドーザ	1 台
融雪剤散布車	2 台
摩擦係数測定車	2 台

2-11 ライフライン施設等安全確保計画  
 2-11-1 下水道施設の現況及び整備計画  
 (流域下水道)

(令和4年3月末時点)

流域名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業			業			計			画			4			未		整		備		状		況											
				処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 <sup>3</sup> 日最大)	ポンプ場 (箇所数)					
	計			17,326	504.6	146.7	273.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12	14,663	503.5	146.7	266.3	12
北上川	都南処理区	S49	S55	8,600	327.9	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8	7,376	323.7	83.3	195.6	8
上流	花北処理区	S54	S62	5,463	118.6	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2	4,902	120.2	42.7	48.0	2
	胆江処理区	S61	H4	3,263	58.1	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2	2,385	59.6	20.7	29.7	2
磐井川	一関処理区	S57	H2	1,709	37.0	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1	1,364	36.5	8.9	17.3	1

2-12 危険物施設等安全確保計画  
2-12-1 化学消火薬剤備蓄状況

(R5. 4. 1現在)

種別	合計		化学消火薬剤種類別				粉末(kg)							
	ア～カ	カ～ケ	合成界面活性剤 ウ(kl)	水成膜泡消火薬剤 (低発泡) エ(kl)	水溶性液体用泡消火薬剤 (耐アルコール用) オ(kl)	第1種カ	第2種キ	第3種ク	第4種ケ	第1種カ		第2種キ		
										3%型	ア	6%	イ	
市町村名等 盛岡地区広域消 防組合	2.98			2.98										
花巻市	1.07		0.65	0.42										
北上地区消防組 合	1.98			1.58	0.40									
奥州金ヶ崎行政 事務組合	2.19	0.10	1.46	0.63										
一関市	4.18		2.83	0.50	0.86									
大船渡地区消防 組合	1.16		0.42	0.74										
陸前高田市	0.21		0.06	0.07	0.08									
遠野市	0.50		0.50											
釜石大槌地区行 政事務組合	2.40	0.62	1.02	0.76										
宮古地区広域行 政組合	2.94		1.08	1.86										
久慈広域連合	4.67	1.44	0.85	1.58	0.80									
二戸地区広域行 政事務組合	0.18			0.18										
県計	24.46	2.16	8.87	11.30	2.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料編 2 災害予防計画

2-13 水害予防計画  
2-13-1 河川改修の状況

(令和4年3月31日現在)

施行区分	改修区分	指定延長	要改修延長	改修延長	進捗率
国土交通省直轄工事 (北上川(宮城県分含む))		336.5km	468.9km	266.8km	56.9%
県工事		2,831.4km	1,442.5km	748.3km	51.9%

(令和4年4月1日現在)

2-13-2 ダムの現況（国土交通省所管分）

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元			貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事業主体	
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量					有効量
				m	m	km <sup>3</sup>		km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>	km <sup>3</sup>	km <sup>3</sup>		億円		
田瀬ダム	北上川	猿ヶ石川	花巻市	81.5	320.0	420.0	重力式 コンクリートダム	740.0	6.0	146,500	101,800	治水1,815m <sup>3</sup> /s 発電27,000kW かんがい9m <sup>3</sup> /s	実調 昭15以前 建設 昭16~19 昭25~29	31.5	国
湯田ダム	"	和賀川	西和賀町	89.5	264.9	379.9	アーチ重力式 コンクリートダム	583.0	6.3	114,160	93,710	治水1,800m <sup>3</sup> /s 発電 (1)37,600kW (2)16,300kW かんがい8m <sup>3</sup> /s	実調 昭28~31 建設 昭32~39	146.5	国
四十四田ダム	"	北上川	盛岡市	50.0	480.0	382.2	重力式 コンクリート アース 複合ダム	1,196.0	3.9	47,100	35,500	治水650m <sup>3</sup> /s 発電15,100kW	実調 昭35~36 建設 昭37~43	66.8	国
御所ダム	"	雫石川	"	52.5	327.0	1,200.0	中央コア型 ロックアップ ・重力式 コンクリート 複合ダム	635.0	6.4	65,000	45,000	治水1,250m <sup>3</sup> /s 発電13,000kW 水道用水 64,800m <sup>3</sup> /日	実調 昭42~43 建設 昭44~56	488.8	国
胆沢ダム	"	胆沢川	奥州市	127.0	723.0	13,500.0	中央コア型 ロックアップ ダム	185.0	4.4	143,000	132,000	治水2,210m <sup>3</sup> /s 発電 (1)14,200kW (2)1,600kW かんがい 27.8m <sup>3</sup> /s 水道用水 46,800m <sup>3</sup> /日	実調 昭58~62 建設 昭63~平25	2,360	国
遠野ダム	"	来内川	遠野市	26.5	181.5	30.6	重力式 コンクリート ダム	29.6	0.12	1,030	920	治水160m <sup>3</sup> /s	昭28~32	2.4	県
滝ダム	久慈川	長内川	久慈市	70.0	187.0	220.0	"	152.6	0.34	7,600	6,000	治水400m <sup>3</sup> /s 発電450kW	実調 昭44~46 建設 昭47~57	145.8	県

資料編 2 災害予防計画

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事業主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量	有効量				
綱取ダム	北上川	中津川	盛岡市	59.0	247.0	201.0	重力式 コンクリート ダム	83.0	0.79	15,000	13,300	治水610m <sup>3</sup> /s 管理用発電 200kW 水道用水 32,000m <sup>3</sup> /日	実調 昭47～48 建設 昭49～57	158.3	県
入畑ダム	"	夏油川	北上市	80.0	233.0	293.2	"	38.0	0.63	15,400	13,900	治水360m <sup>3</sup> /s 発電2,100kW 水道用水 38,000m <sup>3</sup> /日 工業用水 17,000m <sup>3</sup> /日 かんがい 35,000m <sup>3</sup> /日	実調 昭49～51 建設 昭52～平2	194.0	県
日向ダム	甲子川	小川川	釜石市	56.5	290.0	241.2	"	22.0	0.29	5,700	5,000	治水310m <sup>3</sup> /s 管理用発電50kW	実調 昭56～57 建設 昭58～平9	267.9	県
早池峰 ダム	北上川	稗貫川	花巻市	73.5	333.0	333.0	"	75.1	0.86	17,250	15,750	治水280m <sup>3</sup> /s 発電1,400kW 水道用水 1,000m <sup>3</sup> /日 工業用水 21,600m <sup>3</sup> /日	実調 昭57～61 建設 昭62～平12	368	県
綾里川 ダム	綾里川	綾里川	大船渡 市	43.0	154.0	70.2	"	1.6	0.03	486	445	治水13m <sup>3</sup> /s 水道用水 500m <sup>3</sup> /日	実調 昭61～平2 建設 平3～12	85	県
鷹生 ダム	盛川	鷹生川	大船渡 市	77.0	322.0	328.0	"	17.0	0.39	9,680	9,000	治水300m <sup>3</sup> /s 水道用水 4,630m <sup>3</sup> /日	実調 昭60～63 建設 平元～18	324	県
遠野第二 ダム	北上川	来内川	遠野市	23.1	87.5	20.0	"	33.5	0.08	248	221	治水90m <sup>3</sup> /s	建設 平2～22	119	県
築川 ダム	北上川	築川	盛岡市	77.2	242.7	230	"	117.2	0.97	19,100	16,700	治水480m <sup>3</sup> /s 水道用水 5,000m <sup>3</sup> /日	実調 昭62～平3 建設 平4～令3	530	県

資料編 2 災害予防計画

2-13-4 砂防事業の実施状況

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現状 (令3末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成溪流 197 溪流	令3 ～ 令7	着手溪流 77 溪流  (うち概成 39 溪流)	令3 ～ 令7	着手溪流 57 溪流  (うち概成 2 溪流)	

※直轄分を除く

資料編 2 災害予防計画

2-13-5 砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧

(令和4年3月31日現在)

振興局等	市町村	指定地数	砂防施設数		振興局等	市町村	指定地数	砂防施設数			
			えん堤工	溪流保全工				えん堤工	溪流保全工		
盛岡	盛岡市	13	15	0	沿岸	釜石市	76	58	12		
	旧盛岡市	11	13	0		大槌町	23	18	3		
	旧玉山村	2	2	0		小計	99	76	15		
	雫石町	29	26	3	宮古	宮古市	70	65	4		
	滝沢市	3	3	0		旧宮古市	32	29	0		
	紫波町	7	8	1		旧田老町	10	9	2		
	矢巾町	1	1	0		旧新里村	10	9	1		
	小計	53	53	4		旧川井村	18	18	1		
	岩手	葛巻町	20	19	2	山田町	21	20	2		
		岩手町	5	4	0	小計	91	85	6		
		八幡平市	48	41	5	岩泉	岩泉町	77	59	4	
		旧西根町	7	8	0		田野畑村	16	9	2	
		旧松尾村	12	10	2		小計	93	68	6	
		旧安代町	29	23	3	大船渡	大船渡市	37	33	1	
小計	73	64	7	陸前高田市	16		14	0			
				住田町	13		10	0			
盛岡広域局管内 合計		126	117	11	小計	66	57	1			
県南	奥州市	32	20	8	沿岸広域局管内 合計				349	286	28
	旧水沢市	1	1	0	県北	久慈市	52	30	8		
	旧江刺市	24	15	6		旧久慈市	30	20	6		
	旧前沢町	2	1	2		旧山形村	22	10	2		
	旧胆沢町	1	0	0		普代村	4	3	0		
	旧衣川村	4	3	0		洋野町	4	4	0		
	金ヶ崎町	16	13	2		旧種市町	3	3	0		
	小計	48	33	10	旧大野村	1	1	0			
	花巻	花巻市	45	39	10	野田村	3	2	0		
		旧花巻市	17	19	2	小計	63	39	8		
旧大迫町		23	16	7	二戸	二戸市	7	10	0		
旧石鳥谷町		4	3	1		旧二戸市	5	5	0		
旧東和町		1	1	0		旧浄法寺町	2	5	0		
小計	45	39	10	軽米町		2	2	0			
				九戸村		10	8	2			
北上	北上市	17	12	1	一戸町	15	17	1			
	西和賀町	45	48	5	小計	34	37	3			
	旧湯田町	20	17	3	県北広域局管内 合計				97	76	11
	旧沢内村	25	31	2	計	882	759	97			
小計	62	60	6								
遠野	遠野市	76	81	13							
	旧遠野市	62	67	12							
	旧宮守村	14	14	1							
小計	76	81	13								
計※1	35	37	3								
一関	平泉町	2	3	0							
	一関市※2	77	64	8							
	旧一関市	29	30	2							
	旧花泉町	4	4	1							
	小計	33	34	3							
千厩	旧大東町	14	8	2							
	旧藤沢町	7	7	0							
	旧千厩町	2	0	0							
	旧東山町	8	8	1							
	旧室根村	5	3	1							
	旧川崎村	8	4	1							
小計※3	44	30	5								
県南広域局管内 合計		310	280	47							

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計  
 ※2：新一関市の合計  
 ※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町  
 ・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計



資料編 2 災害予防計画

2-13-6 砂防事業現況調

(令和4年3月31日現在)

対策区分 施行区分	概成 溪流数	えん堤工	床固・帯工	山腹工	溪流保全工
国土交通省直轄工事	14 溪流	30 基	床固 8 基		
県工事	284 溪流	759 基	57 基	8 箇所	97.8 km

資料編 2 災害予防計画

2-13-7 農地関係水害防止施設事業調

(令和2年3月31日現在)

事業名	施行箇所	全体計画	施行年度	令和元年度 までの進捗	防災上の効果
防災ダム					
衣川	胆沢郡 衣川村	箇所 ダム 5	昭25～平9	完 成 5	減産防止 (米) 1,169t 被害防止額 (年平均) 1,093,381千円
御所	岩手郡 雫石町	〃 3	昭25～44	完 成 3	〃 468t 〃 88,818千円
荒沢	岩手郡 安代町	〃 3	昭27～平11	完 成 3	〃 180t 〃 578,811千円
雪谷川	九戸郡 軽米町	〃 1	昭42～52	完 成 1	〃 72t 〃 33,755千円
矢櫃	岩手郡 雫石町	〃 1	昭45～57	完 成 1	〃 27,048千円
煙山	紫波郡 矢巾町	〃 1	昭39～42	完 成 1	〃 350t 〃 48,725千円
根石	二戸郡 安代町	〃 1	昭60～平12	完 成 1	〃 111,814千円
千貫石	胆沢郡 金ヶ崎町	〃 1	平11～21	完 成 1	被害防止額 14,922,646千円
ため池	県内一円	防災重 点 ため池 898	令元～	完 成 3 未完成 895	受益面積 10,420ha
土崩 か 砂 い	〃	水路 176	昭42～	完 成 131 未完成 45	〃 10,623ha

資料編 2 災害予防計画

2-13-8 障害防止対策事業調

(平成25年4月1日現在)

事業名	施行箇所	全体事業量	施行年度	防災上の効果	
障害防止 対策事業	盛岡市 (旧玉山村) 八幡平市 (旧西根町) 滝沢市	排水路m	昭45～平24	牧草畑 水田 浸水被害	120ha 190ha 95戸
		36,234			
		道路m			
		27,823			
砂防堰堤	6基				

2-13-9 昭和38年以降における治山事業実施状況調

(令和4年3月末現在)

事業名	箇所
山地治山	4,474
防災林造成	303
保安林整備	2,470
地すべり防止	1,960
計	9,207

注：県単独事業を含まない。

資料編 2 災害予防計画

2-13-10 荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調

直轄（東北森林管理局）事業分

（令和2年3月末現在）

事業名	計 画		施行実績		摘 要
	計画年次	計画概要	施行年次	施行概要	
復旧 治山 事業	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 162カ所 安定面積 122.03ha 事業費 5,027,323千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 197カ所 安定面積 159.17ha 事業費 2,830,515千円	第6次治山事業5カ年計画
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 381カ所 安定面積 877.40ha 事業費 5,379,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 204カ所 安定面積 449.54ha 事業費 2,662,040千円	第7次 " "
	平4 ＼ 平8	施行箇所 268カ所 安定面積 97.4ha 事業費 4,165,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 277カ所 安定面積 380.4ha 事業費 2,454,245千円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 244カ所 安定面積 408.63ha 事業費 3,624,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 305カ所 安定面積 455.7ha 事業費 4,644,944千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ＼ 平20	—	平16 ＼ 平20	施行箇所 45カ所 安定面積 173.33ha 事業費 876,033千円	森林整備保全事業計画
	平21 ＼ 平25	—	平21 ＼ 平25	施行箇所 111カ所 安定面積 587.54ha 事業費 4,429,813千円	森林整備保全事業計画
	平26 ＼ 平30	—	平26 ＼ 平30	施行箇所 66カ所 安定面積 383.27ha 事業費 3,670,224千円	森林整備保全事業計画
	予防 治山 事業	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 8カ所 安定面積 3.42ha 事業費 140,000千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 6カ所 安定面積 3.67ha 事業費 73,967千円
昭62 ＼ 平3		施行箇所 9カ所 安定面積 22.60ha 事業費 135,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 4カ所 安定面積 19.76ha 事業費 83,482千円	第7次 " "
平4 ＼ 平8		施行箇所 2カ所 安定面積 0.5ha 事業費 31,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 10カ所 安定面積 15.8ha 事業費 51,908千円	第8次治山事業5カ年計画
平9 ＼ 平15		施行箇所 2カ所 安定面積 4.23ha 事業費 29,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 5カ所 安定面積 13.11ha 事業費 94,235千円	第9次治山事業7カ年計画
平16 ＼ 平20		—	平16 ＼ 平20	施行箇所 2カ所 安定面積 3.54ha 事業費 21,405千円	森林整備保全事業計画
平21 ＼ 平25		—	平21 ＼ 平25	施行箇所 3カ所 安定面積 11.93ha 事業費 57,047千円	森林整備保全事業計画
平26 ＼ 平30		—	平26 ＼ 平30	—	—
		昭57 ＼ 昭61	施行箇所 18カ所 安定面積 61.48ha 事業費 60,000千円	昭57 ＼ 昭60	施行箇所 6カ所 安定面積 10.88ha 事業費 7,911千円
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 74カ所 安定面積 354.00ha 事業費 196,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 42カ所 安定面積 113.89ha 事業費 82,788千円	第7次 " "
	平4 ＼	施行箇所 66カ所 安定面積 14.7ha	平4 ＼	施行箇所 184カ所 安定面積 1,245.61ha	第8次 " "

資料編 2 災害予防計画

保安林整備事業	平8	事業費	283,000千円	平8	事業費	737,336千円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平9	施行箇所	264ヵ所	平9	施行箇所	467ヵ所	
	平15	安定面積	2,317.00ha	平15	安定面積	12,400.57ha	
	平16	事業費	421,000千円	平15	事業費	2,758,927千円	森林整備保全事業計画
	平20	—	—	平16	施行箇所	102ヵ所	
	平21	—	—	平20	安定面積	3,027.00ha	森林整備保全事業計画
平25	—	—	平21	事業費	730,940千円		
平26	—	—	平25	施行箇所	67ヵ所	森林整備保全事業計画	
平30	—	—	平26	安定面積	4,182.42ha		
				平25	事業費	968,853千円	森林整備保全事業計画
				平26	施行箇所	94ヵ所	
				平30	安定面積	3960.34ha	森林整備保全事業計画
				平30	事業費	1,271,190千円	

県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要		
	計画年次	計 画 概 要	施行年次	施 行 概 要			
山地治山事業	昭62	施行箇所	777ヵ所	昭62	施行箇所	595ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,957ha	平3	安定面積	3,900ha	
	平4	事業費	16,847百万円	平3	事業費	18,383百万円	第8次 " "
	平8	施行箇所	722ヵ所	平4	施行箇所	562ヵ所	
	平9	安定面積	4,812ha	平8	安定面積	5,143ha	第9次治山事業7ヵ年計画
	平15	事業費	22,215百万円	平9	事業費	23,672百万円	
	平16	施行箇所	714ヵ所	平15	施行箇所	579ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	30,100百万円	平16	事業費	28,656百万円	
平23	施行箇所	436ヵ所	平22	施行箇所	548ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平26	事業費	15,979百万円	平23	事業費	16,261百万円		
平27	施行箇所	236ヵ所	平26	施行箇所	253ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平30	事業費	8,632百万円	平27	事業費	5,895百万円		
令元	施行箇所	217ヵ所	平30	施行箇所	227ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第2期)	
令4	事業費	8,632百万円	令元	事業費	6,248百万円		
	施行箇所	230ヵ所	令3	施行箇所	176ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第3期)	
	事業費	6,046百万円		事業費	4,779百万円		
保安林整備事業	昭62	施行箇所	195ヵ所	昭62	施行箇所	350ヵ所	第7次治山事業5ヵ年計画
	平3	安定面積	3,34511a	平3	安定面積	4,812ha	
	平4	事業費	2,115百万円	平3	事業費	2,983百万円	第8次 " "
	平8	施行箇所	219ヵ所	平4	施行箇所	439ヵ所	
	平9	安定面積	7,008ha	平8	安定面積	8,858ha	第9次治山事業7ヵ年計画
	平15	事業費	4,460百万円	平9	事業費	4,630百万円	
	平16	施行箇所	151ヵ所	平15	施行箇所	336ヵ所	治山事業7箇年実施計画
	平22	事業費	1,800百万円	平16	事業費	2,205百万円	
平23	施行箇所	173ヵ所	平22	施行箇所	243ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平26	事業費	1,703百万円	平23	事業費	1,089百万円		
平27	施行箇所	78ヵ所	平26	施行箇所	65ヵ所	治山事業四箇年実施計画	
平30	事業費	217百万円	平27	事業費	907百万円		
令元	施行箇所	62ヵ所	平30	施行箇所	27ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第2期)	
令4	事業費	178百万円	令元	事業費	460百万円		
	施行箇所	53ヵ所	令3	施行箇所	30ヵ所	治山事業四箇年実施計画(第3期)	
	事業費	342百万円		事業費	181百万円		

## 資料編 2 災害予防計画

令4	令3	四ノノ
----	----	-----

- (注)
- 1 山地治山事業には、地すべり防止、県単治山を含む。
  - 2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から、森林整備保全計画（全国計画）に移行しているため、県の治山事業は治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

## 2-13-11-1 雨量観測所

(令和4年4月1日現在)

	岩手県			青森県			国土交通省東北地方整備局			盛岡地方 気象台			市町村、その他			計
	テレメータ	自記	小計	テレメータ	自記	小計	テレメータ	自記	小計	アメダス	テレメータ	自記	小計			
	盛岡広域振興局土木部管内	8		8			8	17	1	18	7		1	1	34	
岩手土木センター管内	2		2			2	11	1	12	4			0	18		
花巻土木センター管内	4		4			4	5	2	7	3	1		1	15		
北上土木センター管内	5		5			5	8		8	3		1	1	17		
県南広域振興局土木部管内	4		4			4	7	1	8	5			0	17		
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4		4			4	4	1	5	2		2	2	13		
千厩土木センター管内	5		5			5	4	1	5	2		1	1	13		
大船渡土木センター管内	9		9			9		1	1	2	0		0	12		
遠野土木センター管内	5		5			5	7	1	8	2		1	1	16		
沿岸広域振興局土木部管内	7		7			7			0	2	0		0	9		
宮古土木センター管内	9		9			9			0	4		1	1	14		
岩泉土木センター管内	6		6			6			0	2	16	0	16	24		
県北広域振興局土木部管内	9		9			9			0	6		6	6	21		
二戸土木センター管内	6		6	6		6	6		6	3	8	2	10	31		
計	83	0	83	6	9	78	69	9	78	47	25	15	40	254		

## 2-13-11-2 水位観測所

(令和4年1月1日現在)

	岩手県				国土交通省東北地方整備局				市町村		計	
	テレメータ	自記	普通	小計	他県		テレメータ	自記	普通	小計		普通
					テレメータ	自記						
盛岡広域振興局土木部管内	12	0	0	12	0	0	14	2	0	16	0	28
岩手土木センター管内	4	0	1	5	0	0	1	1	0	2	0	7
花巻土木センター管内	5	0	0	5	0	0	7	0	0	7	0	12
北上土木センター管内	3	0	0	3	0	0	6	0	1	7	0	10
県南広域振興局土木部管内	3	0	0	3	0	0	11	2	0	13	0	16
一関土木センター管内	5	0	0	5	宮城県	3	6	0	0	6	0	14
千厩土木センター管内	14	2	5	21		0	7	1	0	8	0	29
大船渡土木センター管内	8	2	2	12		0	0	0	0	0	0	12
遠野土木センター管内	7	0	0	7		0	3	0	0	3	2	12
沿岸広域振興局土木部管内	8	0	11	19		0	0	0	0	0	0	19
宮古土木センター管内	8	0	2	10		0	0	0	0	0	0	10
岩泉土木センター管内	6	0	0	6		0	0	0	0	0	0	6
県北広域振興局土木部管内	11	2	1	14		0	0	0	0	0	0	14
二戸土木センター管内	6	0	0	6	青森県	2	2	0	0	2	0	10
計	100	6	22	128	5	57	6	1	64	2	199	



2-13-12 河川水門管理要綱

河 川 水 門 管 理 要 綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

(1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。

(2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

(4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

(1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。

イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。

(2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。

## 資料編 2 災害予防計画

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報

(ウ) 高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。

イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき

(イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき

(7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

（情報連絡）

**第6** 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

**第7** 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

資料編 2 災害予防計画

様式第1号

河川水門巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

	水門、樋門及び樋管名	巡視結果	*対応状況 (有の場合のみ)
	巡視状況		支障 ( 有 ・ 無 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
		支障 ( 有 ・ 無 )	( 1 ・ 2 ・ 3 )
<p>※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。</p> <p>1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。</p> <p>2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。</p> <p style="padding-left: 40px;">(連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名 )</p> <p>3 : その他 (以下に状況を記載のこと)</p>			

資料編 2 災害予防計画

様式第2号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管理操作 責任者住所 氏名	管理操作 担当者住所 氏名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第7号の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設の 異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

## 2-13-13 洪水浸水想定区域指定一覧

(令和5年3月31日現在)

## ○国管理河川

水系	河川名	対象市町村	公表日	想定最大
北上川	北上川	盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市	東北地方整備局告示第78号 H14.6.28 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	雫石川	盛岡市、滝沢市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第143号 H26.10.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	中津川	盛岡市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	磐井川	一関市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	砂鉄川	一関市	東北地方整備局告示第15号 H21.3.9 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	胆沢川	奥州市、金ヶ崎町	東北地方整備局告示第55号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	和賀川	北上市	東北地方整備局告示第56号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	豊沢川	花巻市	東北地方整備局告示第57号 H22.3.30 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	猿ヶ石川	花巻市、北上市	東北地方整備局告示第10号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○
北上川	人首川	奥州市	東北地方整備局告示第11号 H23.1.19 東北地方整備局告示第160号 H28.6.30	○

## ○県管理河川

水系	河川名	市町村	公表日	想定最大	
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第384号 H18.3.24		
津軽石川	津軽石川	宮古市	岩手県告示第385号 H18.3.24		
		山田町	岩手県告示第593号 H20.8.12		
久慈川	久慈川	久慈市	岩手県告示第942号 H18.9.29		
			岩手県告示第231号 H23.3.25		
			夏井川		
気仙川	気仙川	陸前高田市	岩手県告示第944号 H18.9.29		
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第943号 H18.9.29		
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第478号 H20.6.20		
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第479号 H20.6.20		
鶴住居川	鶴住居川	釜石市	岩手県告示第480号 H20.6.20		
関口川	関口川	山田町	岩手県告示第594号 H20.8.12		
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第224号 H22.3.12		
北上川	猿ヶ石川	遠野市	岩手県告示第495号 H26.6.24		
		早瀬川			
北上川	砂鉄川	一関市	岩手県告示第177号 H27.3.6		
北上川	夏川	一関市	岩手県告示第178号 H27.3.6 岩手県告示第488号 H29.6.16	○	
北上川	北上川	盛岡市	岩手県告示第487号 H30.6.15	○	
北上川	松川	盛岡市	岩手県告示第488号 H30.6.15	○	
北上川	築川	盛岡市	岩手県告示第489号 H30.6.15	○	
小本川	小本川	岩泉町	岩手県告示第490号 H30.6.15	○	
北上川	北上川	岩手町	岩手県告示第732号 H30.9.28	○	
馬淵川	馬淵川	二戸市			
		一戸町	岩手県告示第733号 H30.9.28	○	
		葛巻町			
馬淵川	安比川	二戸市	岩手県告示第734号 H30.9.28	○	
北上川	砂鉄川	一関市		○	
北上川	曾慶川	一関市	岩手県告示第781号 H30.10.23	○	
北上川	猿沢川	一関市		○	
気仙川	気仙川	陸前高田市	岩手県告示第804号 H30.10.30	○	
		住田町			
気仙川	大股川	住田町	岩手県告示第805号 H30.10.30	○	
北上川	松川	八幡平市	岩手県告示第840号 H30.11.9	○	
北上川	猿ヶ石川	遠野市	岩手県告示第871号 H30.11.20	○	
北上川	早瀬川	遠野市	岩手県告示第872号 H30.11.20	○	
北上川	衣川	奥州市	岩手県告示第932号 H30.12.14	○	
		平泉町			
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第34号 R1.5.24	○	
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第35号 R1.5.24	○	
新井田川	雪谷川	軽米町	岩手県告示第36号 R1.5.24	○	
鶴住居川	鶴住居川	釜石市	岩手県告示第37号 R1.5.24	○	
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第61号 R2.2.12	○	
小槌川	小槌川	大槌町	岩手県告示第538号 R2.8.21	○	
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第538号 R2.8.21	○	
関口川	関口川	宮古市	岩手県告示第539号 R2.8.21	○	
気仙川	矢作川	陸前高田市	岩手県告示第607号 R2.9.29	○	
北上川	雫石川	雫石町	岩手県告示第152号 R3.3.9	○	
北上川	和賀川	西和賀町	岩手県告示第261号 R3.3.30	○	
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第440号 R3.5.28	○	
津軽石川	津軽石川	宮古市	岩手県告示第440号 R3.5.28	○	
		山田町			
北上川	胆沢川	奥州市	岩手県告示第506号 R3.6.29	○	
		金ヶ崎町			
普代川	普代川	普代村	岩手県告示第506号 R3.6.29	○	
久慈川	久慈川	久慈市	岩手県告示第578号 R3.7.30	○	
			長内川		
			夏井川		
宇部川	宇部川	久慈市	岩手県告示第749号 R3.10.29	○	
		野田村			
安家川	安家川	岩泉町	岩手県告示第749号 R3.10.29	○	
		野田村			
北上川	稗貫川	花巻市	岩手県告示第62号 R4.2.4	○	
北上川	人首川	奥州市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
大川	大川	一関市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
北上川	千厩川	一関市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
北上川	小鳥瀬川	遠野市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
閉伊川	刈屋川	宮古市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
閉伊川	長沢川	宮古市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
北上川	岩崎川	矢巾町	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
		紫波町			
北上川	芋沢川	盛岡市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○	
		矢巾町			
北上川	太田川	矢巾町	岩手県告示第162号 R4.3.22	○	
		紫波町			
北上川	諸葛川	盛岡市	岩手県告示第161号 R4.3.22	○	
		滝沢市			
北上川	木賊川	盛岡市、滝沢市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○	

水系	河川名	市町村	公表日	想定最大
北上川	木賊川放水路	滝沢市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	巢子川	盛岡市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
		滝沢市		
北上川	夏油川	北上市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
綾里川	綾里川	大船渡市	岩手県告示第162号 R4.3.22	○
北上川	横川	西和賀町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
久慈川	鳥谷川	久慈市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
久慈川	小屋畑川	久慈市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
小本川	清水川	岩泉町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
小本川	大川	岩泉町	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
甲子川	小川川	釜石市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○
盛川	鷹生川	大船渡市	岩手県告示第180号 R5.3.24	○

## ○県管理河川

河川名	観測所名	区域(左岸)、区域(右岸)
砂鉄川 (川内)	川内	左岸 一関市大東町大原字八幡館22番10地先(館下橋)から一関市大東町大原字若宮35番地先(牧田橋)まで 右岸 一関市大東町大原字長泉寺先8番2地先(館下橋)から一関市大東町大原字下烏神21番12地先(牧田橋)まで
砂鉄川 (十二木橋)	十二木橋	左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先(中通川合流点)から一関市東山町松川字野谷起252番3地先(十二木橋)まで 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先(三室平沢樋門)から一関市東山町松川字滝ノ沢204番8地先(十二木橋)まで
盛川	権現堂	左岸 大船渡市日頃市町字下板用75番15地先(板用橋)から河口まで 右岸 大船渡市日頃市町字中板用51番2地先(板用橋)から河口まで
気仙川 (上流)	昭和橋	左岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字山谷7番地先(岩澤橋下流600m)まで 右岸 気仙川と大股川との合流点から気仙郡住田町世田米字川向190番地先(岩澤橋下流600m)まで
気仙川 (下流)	館	左右岸 陸前高田市横田町字久連坪84番1地先(舞出頭首工)から河口まで
甲子川	礼ヶ口	左岸 釜石市甲子町第1地割67番1地先(越田橋)から河口まで 右岸 釜石市甲子町第1地割129番地先(越田橋)から河口まで
鶴住居川	日ノ神橋	左岸 釜石市栗林町第17地割27番3地先(道々橋)から河口まで 右岸 釜石市栗林町第19地割32番3地先(道々橋)から河口まで
大槌川	屋敷前	左岸 上閉伊郡大槌町大槌第10地割字洪梨子5番1地先(小松野橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先(小松野橋)から河口まで
小鎚川	蕨打直橋	左岸 上閉伊郡大槌町小鎚第15地割地先(蕨打直橋)から河口まで 右岸 上閉伊郡大槌町小鎚第16地割地先(蕨打直橋)から河口まで
閉伊川	千徳	左岸 宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先(花輪橋)から河口まで 右岸 宮古市大字田鎖第12地割字糸漬場94番1地先(根市河制工)から河口まで
津軽石川	新町	左岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番2地先(日当橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町豊間根17地割72番14地先(日当橋)から河口まで
関口川	山田	左岸 下閉伊郡山田町山田第19地割108番1地先(関口新橋)から河口まで 右岸 下閉伊郡山田町山田第19地割110番1地先(関口新橋)から河口まで
久慈川	八日町 生出町	左岸 久慈市大川目町第11地割56弁18地先(岩井川合流点)から河口まで 右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から河口まで
長内川	長内橋	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先(小久慈橋)から久慈川合流点まで
夏井川	夏井	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から久慈川合流点まで 右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から久慈川合流点まで
瀬月内川	沢田橋	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割37番地1地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで 右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割46番地3地先(栄橋)から九戸郡九戸村大字伊保内第10地割54番2地先(南田橋)まで
築川	葛西橋	左岸 盛岡市川目第9地割171番3地先(下川目橋)から北上川合流点まで 右岸 盛岡市川目第10地割47番1地先(下川目橋)から北上川合流点まで
夏川	佐沼	左岸 一関市花泉町油島字花欠26番地1地先(小谷地橋上流200m)から宮城県境まで
雪谷川	昭和橋	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第1地割92番地先(いちい橋)まで 右岸 九戸郡軽米町大字上館第19地割38番3地先(日の戸橋)から九戸郡軽米町大字上館第13地割59番2地先(いちい橋)まで
猿ヶ石川	駒木	左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(早瀬川合流点)まで 右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先(小鳥瀬川合流点)から遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先(早瀬川合流点)まで
早瀬川	上早瀬橋	左岸 遠野市鶯崎町2番2地先(初音橋)から遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市青笹町鎌前4地割21番1地先(初音橋)から遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで
馬淵川 (岩根橋)	岩根橋	左岸 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平73番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町小鳥谷字野里1番3地先(平糠川合流点)まで 右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から二戸郡一戸町岩館字川又14番9地先(平糠川合流点)まで
馬淵川 (石切所)	石切所	左岸 二戸市石切所字大淵3番地先(荒瀬橋)から二戸市金田一字駒焼場地先(府金橋)まで 右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点)二戸市堀野字馬場97番地先(十文字川合流点)まで
安比川 (中央橋)	中央橋	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)まで 右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町境)から二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)まで
安比川 (五日市橋)	五日市橋	左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先(太田川合流点)から八幡平市細野98番276地内(安比堰堤)まで 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先(太田川合流点)から八幡平市細野534番1地内(安比堰堤)まで
松川	古川橋	左岸 盛岡市玉山区川崎字向川崎91番2地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字館13番6地先(赤川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(北上川合流点)から盛岡市玉山区松内字築場169番地先(赤川合流点)まで
北上川	船田橋	左岸 盛岡市玉山区洪民字岩鼻44番16地先(船田橋)から盛岡市玉山区芋田字上武道106番2地先(松川合流点)まで 右岸 盛岡市玉山区下田字船綱70番5地先(船田橋)から盛岡市玉山区川崎字上川崎7番27地先(松川合流点)まで
猿沢川	西本町	左岸 一関市東山町長坂字東本町157番5地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町333番6地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市東山町長坂字西本町178番地先(観音橋下流400m)から一関市東山町長坂字東本町37番21地先(砂鉄川合流点)まで
曾慶川	摺沢	左岸 一関市大東町摺沢字但馬崎77番5地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字川口122番5地先(砂鉄川合流点)まで 右岸 一関市大東町摺沢字八幡前9番1地先(田端橋)から一関市大東町摺沢字雲南田33番地先(砂鉄川合流点)まで
矢作川	味米	左岸 陸前高田市矢作町湯漬畑14番7地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町字越戸内213番1地先(気仙川合流点)まで 右岸 陸前高田市矢作町字金屋敷6番2地先(矢作川橋梁)から陸前高田市矢作町字小嶋部103番1地先(気仙川合流点)まで
大股川	高屋敷	左岸 気仙郡住田町世田米字中井25番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字川口30番6地先(気仙川合流点)まで 右岸 気仙郡住田町世田米字中井76番地先(高屋敷橋上流400m)から気仙郡住田町世田米字大渡6番地先(気仙川合流点)まで
衣川(上流)	川西橋	左岸 奥州市衣川有浦172番4地先(有浦橋)から西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)まで 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城43番2地先(戸河内川合流点)まで
衣川(下流)	川西橋	左岸 西磐井郡平泉町平泉字泉ヶ城1番1地先(戸河内川合流点)から北上川合流点まで 右岸 奥州市衣川区有浦166番1地先(有浦橋)から北上川合流点まで
小本川	赤鹿	左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番4号地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先(岩泉橋上流420m)から下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで
安家川	松林	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先(氷渡橋下流1,080m)から下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先(安家ほたる橋下流1,100m)まで
北上川	下苗代沢	左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先(丹藤川合流点)まで 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先(朽木川合流点)から岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先(丹藤川合流点)まで
馬淵川	田子	左岸 岩手郡葛巻長江刈第39地割38番地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先(山形川合流点)まで 右岸 岩手郡葛巻長江刈第34地割6番1地先(小屋瀬川合流点)から岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先(山形川合流点)まで

## ○県管理河川

河川名	観測所名	区域(左岸)、区域(右岸)
松川	田頭	左岸 八幡平市松尾寄木第1地割152番地先(北ノ又川合流点)まで八幡平市大更第7地割202番31地先(赤川合流点)まで 右岸 八幡平市松尾寄木第1地割615番3地先(北ノ又川合流点)から八幡平市大更第7地割199番1地先(赤川合流点)まで
雫石川	春木場	左岸 岩手郡雫石町御明神赤渕94番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町上野新里73番9地先(葛根田川合流点)まで 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先(志戸前川合流点)から岩手郡雫石町御明神長内69番2地先(葛根田川合流点)まで
和賀川	新町	左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで
閉伊川	川井	左岸 宮古市川井第1地割86番地1地先(小国川合流点)から宮古市茂市第5地割111番地1地先(刈屋川合流点)まで 右岸 宮古市川井第6地割14番地先(小国川合流点)から宮古市茂市第8地割94番地1地先(刈屋川合流点)まで
稗貫川	大迫	左岸 花巻市大迫町内川目第13地割16番4地先(早池峰ダム下流部)から花巻市大迫町亀ヶ森第24地割203地先(大沢川合流点)まで 右岸 花巻市大迫町内川目第10地割24番7地先から花巻市大迫町亀ヶ森第20地割84番1地先(大沢川合流点)まで
胆沢川	胆沢川橋	左岸 奥州市若柳字迎市野々第5地割6番地先(望み大橋下流約10m)から胆沢郡金ヶ崎町西根慶長54番1地先(黒沢川合流点)まで 右岸 奥州市若柳字小松谷木第30地割3番地先(望み大橋下流約10m)から奥州市水沢佐倉河字向川原106番3地先(黒沢川合流点)まで
普代川	普代川	左岸 普代村第12地割字中村12番地1地先(鉾山沢)から海まで 右岸 普代村第10地割字羅賀34番地2地先(鉾山沢)から海まで
宇部川(上流)	野田	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)まで 右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)まで
宇部川(下流)	野田	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から九戸郡野田村大字野田第29地割字袋6番8地先(野田橋)まで 右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から九戸郡野田村大字野田第19地割字町裏28番11地先(野田橋)まで
諸葛川	諸葛橋	左岸 滝沢市卯遠坂2番5地先(県管理区間上流端)から雫石川合流点まで 右岸 滝沢市卯遠坂364番地先(県管理区間上流端)から雫石川合流点まで
人首川	鳴瀬橋	左岸 奥州市江刺米里字荒町54番地先(大内沢川合流点)から奥州市江刺玉里字下上野95番地先(大森橋下流100m)まで 右岸 奥州市江刺米里字荒谷7番2地先(大内沢川合流点)から奥州市江刺玉里字大森前34番3地先(大森橋下流100m)まで
千厩川	神の田	左岸 一関市千厩町千厩字四日町(宮敷橋下流50m地点)から一関市藤沢町増沢字九十村(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで 右岸 一関市千厩町千厩字宮敷(宮敷橋下流50m地点)から一関市川崎町薄衣字滝野(県交通バス停「滝野」から上流200m地点)まで
大川	折壁	左岸 一関市室根町矢越字鳥矢森(上湯舟橋下流50m地点)から一関市室根町折壁字中西(宮城県境)まで 右岸 一関市室根町矢越字湯舟(上湯舟橋下流50m地点)から一関市室根町折壁字上前木(宮城県境)まで
岩崎川(上流)	北矢幅	左岸 遠野市土淵町柝内10地割10番4地先(米通川合流点)から紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで 右岸 紫波郡矢巾町大字煙山第6地割112番4地先(煙山ダム)から紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)まで
岩崎川(下流)	北矢幅	左岸 紫波郡矢巾町大字上矢次第4地割39番5地先(岩手県道120号不動盛岡線)から紫波郡紫波町二日町字御堂前220番地先(北上川合流点)まで 右岸 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割114番地先(岩手県道120号不動盛岡線)から紫波郡紫波町高水寺字川原69番地先(北上川合流点)まで
小鳥瀬川	福泉寺橋	左岸 遠野市土淵町柝内10地割10番4地先(米通川合流点)から遠野市土淵町土淵13地割217番地先(猿ヶ石川合流点)まで 右岸 遠野市土淵町柝内11地割30番5地先(米通川合流点)から遠野市松崎町駒木12地割151番4地先(猿ヶ石川合流点)まで
刈屋川	繁の木橋	左岸 宮古市茂市第12地割9地先(倉の沢川合流点)から宮古市茂市第2地割253番4地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市茂市第11地割101番1地先(倉の沢川合流点)から宮古市茂市第5地割108番2地先(閉伊川合流点)まで
長沢川	田鎖橋	左岸 宮古市長沢第8地割1番5地先(北川目沢合流点)から宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで 右岸 宮古市長沢第7地割12番5地先(北川目沢合流点)から宮古市千徳第13地割25番2地先(閉伊川合流点)まで



資料編 2 災害予防計画

2-14 雪害予防計画  
2-14-1 雪崩危険箇所表

(令和4年4月1日現在)

種 別	路 線 名	地 名	箇所数
一 般 国 道	107号	気 仙 郡 住 田 町 世 田 米	1
	281号	久 慈 市 大 川 目 町 第 11 地 割 他	2
	340号	宮 古 市 和 井 内 第 1 地 割 他	2
	397号	奥 州 市 胆 沢 区 若 柳 他	21
	小 計		26
主 要 地 方 道	花 卷 大 曲 線	花 卷 市 豊 沢	1
	大 槌 小 国 線	宮 古 市 小 国 他	7
	野 田 山 形 線	久 慈 市 山 根 町 木 壳 内	1
	小 計		9
一 般 県 道	西 山 生 保 内 線	雫 石 町 高 倉 山 国 有 林 他	7
	小 計		7
	計		42

2-14-2 岩手労働局における雪崩対策

1 現地調査の実施

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について実地に非積雪期及び積雪期において調査を実施する。

2 書面調査の実施等

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について事業場から提出される届出報告書類に基づき書面調査を実施するとともに、法令に基づく諸届出、報告が正確迅速に必ず提出されるように完全励行を図る。

3 関係機関との情報交換

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について、森林管理署、JR、県、市町村、气象台、警察署、その他の関係機関との常時情報の交換を行う。

4 雪崩災害防止対策に関する指導等

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について個々の事業場に対し、リーフレットによる指導、警告、助言、臨検等を実施する。

5 緊急措置等の発動

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について急迫した危険があり、使用停止、作業中止、避難等の必要あるときは、それらの緊急命令を発動するとともに違法な施設及び作業場所については厳重な取締りを行う。

6 労働災害防止団体の活動援助

中央労働災害防止協会及び建設業、林業の各業種別労働災害防止協会（岩手支部）の活動を通じて事業場の自主的な運動が行われるように資料、情報の提供等の援助を行う。

2-14-3 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策

岩手県の地域における東日本旅客鉄道株式会社の路線に対する雪崩危険箇所は次表のとおりであり、土木技術センター等において巡回警備を実施し、又部外については発見の際の連絡等について協力をお願いし、危険防止を図る。

## なだれ警備箇所一覧表

2020年4月1日現在

NO	線名	駅 間		キロ程		備 考
1	北上線	岩沢	和賀仙人	19K580M	20K400M	
2	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	20K430M	20K570M	
3	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	22K340M	23K140M	
4	北上線	和賀仙人	ゆだ錦秋湖	25K090M	26K480M	
5	北上線	ゆだ錦秋湖	ほっとゆだ	30K980M	31K440M	
6	北上線	ゆだ錦秋湖	ほっとゆだ	33K080M	33K440M	
7	北上線	ほっとゆだ	ゆだ高原	38K105M	38K120M	
1	釜石線	平倉	足ヶ瀬	60k134m		
2	釜石線	上有住	陸中大橋	69k542m		
1	山田線	上米内	大志田	14K950M		
2	山田線	上米内	大志田	15K500M		
3	山田線	上米内	大志田	15K750M		
4	山田線	上米内	大志田	16K753M		
5	山田線	大志田	浅岸	21K300M		
6	山田線	大志田	浅岸	21K740M		
7	山田線	大志田	浅岸	23K859M		
8	山田線	大志田	浅岸	23K956M	24K000M	
9	山田線	大志田	浅岸	24K386M		
10	山田線	大志田	浅岸	24K670M		
11	山田線	松草	平津戸	43K700M		
12	山田線	平津戸	川内	57K740M		
13	山田線	平津戸	川内	57K850M		
1	田沢湖線	赤湊	大地沢	23K790M		
2	田沢湖線	赤湊	大地沢	24K890M	25K320M	
3	田沢湖線	赤湊	大地沢	26K975M		
4	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K527M		
5	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K685M		
6	田沢湖線	赤湊	大地沢	27K948M	27K975M	
7	田沢湖線	赤湊	大地沢	28K050M	28K155M	
1	花輪線	松尾八幡平	安比尚原	21K524M	21K621M	
2	花輪線	松尾八幡平	安比両原	21K650M		
3	花輪線	松尾八幡平	安比高原	21K845M	21K945M	
4	花輪線	松尾八幡平	安比尚原	22K070M	22K170M	
5	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K550M	22K630M	
6	花輪線	松尾八幡平	安比高原	22K845M		
7	花輪線	松尾八幡平	安比高原	24K680M		
8	花輪線	安比向原	赤坂田	25K373M		
9	花輪線	安比向原	赤坂田	25K877M		
10	花輪線	横間	田山	41K027M	41K098M	
11	花輪線	横間	田山	41K650M	41K715M	
12	花輪線	横間	田山	41K900M		
13	花輪線	横間	田山	42K550M		
14	花輪線	横間	田山	43K085M		
15	花輪線	横間	田山	43K730M		
16	花輪線	横間	田山	43K830M	44K000M	
17	花輪線	田山	兄畑	54K360M	54K490M	
18	花輪線	田山	兄畑	54k860m		
19	花輪線	兄畑	湯瀬温泉	56k690m	56k780m	

## 2-14-4 防雪施設の設置状況

令和4年4月1日現在

道路種別	番号	路線名	防雪柵 (m)	スノーシェルター (m)	スノーシェッド (m)	雪崩柵 (基)	消雪工 (m)
一般国道	106	106号	20.2	177.0			1,810.5
一般国道	107	107号	2,598.3	785.8	1,329.7	66	1,845.0
一般国道	281	281号	1,937.2	251.0	473.0	21	
一般国道	282	282号	1,348.4	786.0		16	80.0
一般国道	283	283号	2,905.5			99	1,072.0
一般国道	284	284号					34.5
一般国道	340	340号	1,000.0				
一般国道	342	342号	1,122.0	300.0		68	15.3
一般国道	395	395号	768.0				
一般国道	396	396号	701.0				100.0
一般国道	397	397号	260.0	230.0	633.0		
一般国道	455	455号				14	1,611.9
一般国道	456	456号	100.0				
小計		13	12,760.6	2,529.8	2,435.7	284	6,569.2
主要地方道	1	盛岡横手線	2,942.9	418.0		60	3,286.0
主要地方道	2	盛岡停車場線					1,575.0
主要地方道	4	釜石港線					38.0
主要地方道	6	二戸五日市線	549.5				
主要地方道	7	久慈岩泉線		780.0	470.0	16	
主要地方道	10	江刺室根線	234.5				
主要地方道	11	八戸大野線	532.0				
主要地方道	12	花巻大曲線	521.5	142.0		72	340.0
主要地方道	13	盛岡和賀線	5,681.1				1,378.0
主要地方道	15	一戸葛巻線	148.0			430	
主要地方道	16	盛岡環状線					2,821.0
主要地方道	17	岩手平館線	632.0				
主要地方道	23	大更八幡平線	727.0	2,208.9		2	
主要地方道	24	二戸九戸線					550.0
主要地方道	25	紫波江繋線					530.0
主要地方道	26	大槌小国線	528.0			66	
主要地方道	29	野田山形線	923.0				
主要地方道	30	葛巻日影線	179.0				570.0
主要地方道	32	二戸田子線	1,075.7				
主要地方道	36	上米内湯沢線					0.0
主要地方道	37	花巻平泉線	11,295.9				
主要地方道	42	戸呂町軽米線		345.0			
主要地方道	47	北上西ひた線	144.0				
主要地方道	50	北上金ヶ崎ひた線	428.0				
小計		24	26,542.1	3,893.9	470.0	646	11,088.0
一般県道	102	石鳥谷大迫線					183.0
一般県道	103	花巻和賀線	2,708.4				770.0
一般県道	109	石鳥谷花巻温泉線	230.8				
一般県道	112	北上停車場線					1,556.0
一般県道	114	二戸停車場線					471.5
一般県道	116	花巻停車場線					1,024.0
一般県道	120	不動盛岡線					846.0
一般県道	121	遠野停車場線					500.0
一般県道	122	夏油温泉江釣子線	1,472.6			1,959	
一般県道	123	花巻温泉郷線	500.0				
一般県道	129	好摩停車場線					70.0
一般県道	149	侍浜停車場線	200.0				
一般県道	153	侍浜停車場阿子木線	30.0				
一般県道	159	久田笹長根線	552.8				
一般県道	160	土淵達曾部線	810.0				
一般県道	162	紫波雫石線	140.0				
一般県道	164	明戸八木線	605.7				
一般県道	165	岩崎藤根線	615.0				
一般県道	167	釜石住田線	628.7			68	
一般県道	181	道前浄法寺線	664.5				
一般県道	192	後藤野野中線	4,069.8				
一般県道	194	西山生保内線				23	
一般県道	195	田山花輪線	448.0				
一般県道	202	普代小屋瀬線				63	
一般県道	211	雫石停車場線					808.0
一般県道	212	雫石東八幡平線	82.4	160.0			347.0
一般県道	213	花巻空港停車場線					567.0
一般県道	215	湯川温泉線				14	
一般県道	219	網張温泉線	184.0				
一般県道	223	盛岡滝沢線					492.0
一般県道	225	北上和賀線	812.0				
一般県道	235	永沢水沢線	40.0				
一般県道	252	清水野村崎野線	45.5				
一般県道	253	元木江刈内線	146.0				
一般県道	257	岩手大更線	284.0				
一般県道	262	沖田田原線	1,040.0				
一般県道	269	明戸種市線	1,086.8				
一般県道	272	戸田荷軽部線		361.4			
一般県道	274	二戸一戸線					16.0
一般県道	278	鶴飼安達巣子線	439.5				
一般県道	281	矢巾西安庭線	264.0				
一般県道	286	東和花巻温泉線	400.0				
一般県道	288	北上水沢線	1,365.5				
一般県道	293	本宮長田町線					2,770.0
小計		44	19,866.0	521.4	0.0	2,127	10,420.5
合計		81	59,168.7	6,945.1	2,905.7	3,057	28,077.7

資料編 2 災害予防計画

2-14-5 雪崩防止林造成事業調  
県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年度	施 行 概 要	
雪崩防止林造成	昭62～平3	施行箇所数 面積 9箇所 17.7ha	昭62～平3	施行箇所数 面積 3箇所 3.8ha	第7次 治山事業 5カ年計画
	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 11.9ha	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 10.4ha	第8次 治山事業 5カ年計画
	平9～平15	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平9～平15	—	第9次 治山事業 7カ年計画
	平16～平22	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平16～平22	—	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	—	平21～平26	施行箇所数 面積 1箇所 0.31ha	治山事業四箇年 実施計画
	平27～平30	—	平27～平30	—	治山事業四箇年 実施計画（第2 期）
	令元～令4	—	令元～令4	—	治山事業四箇年 実施計画（第3 期）

資料編 2 災害予防計画

2-14-6 雪崩対策事業による施設整備状況

(令和4年3月31日現在)

市町村名	区域名	計	画	実	績
西和賀町	湯 本	昭63～ 擁壁工	— m	昭63～ 擁壁工	— m
		雪崩予防柵	— m	雪崩予防柵	— m
〃	舘	平2～14 擁壁工	536m	平2～14 擁壁工	536m
		雪崩予防柵	7基	雪崩予防柵	7基
〃	湯 川	平4～12 擁壁工	179m	平4～12 擁壁工	179m
		雪崩予防柵	14基	雪崩予防柵	14基
〃	天 子 森	平12～15 雪崩予防柵	54基	平12～14 雪崩予防柵	44基

## 資料編 2 災害予防計画

## 2-14-7 県の除雪計画（春先の除雪を含まない。）

（令和4年度除雪事業計画書より）

道路種別	実延長	除雪延長	除雪率
一般国道	1,261.7 km	1,220.5 km	96.7 %
主要地方道	1,335.2 km	1,225.1 km	91.8 %
一般県道	1,644.0 km	1,430.0 km	87.0 %
計	4,240.9 km	3,875.6 km	91.4 %

資料編 2 災害予防計画

2-14-8 除雪機械等の整備状況

機種別	保有台数	東北地方整備局 (岩手県内配置) (令和4年12月1日現在)	岩手県 (令和4年12月1日現在)	計
除雪ドーザー		1台	61台	62台
除雪グレーダ		28	145	173
ロータリー除雪車		6	62	68
除雪トラック		41	25	66
歩道除雪車		17	132	149
散布車		34	85	119
計		127	510	637



2-14-10 雪害対策実施要領（抜すい）

1 期間

12月1日から3月31日まで。

但し、一般災害事故等の場合においては、上記期間にかかわらず一部準用する。

2 雪害対策

雪害時又は、雪害を予想されるときは、次により対策をたて早期除雪に努めると共に、被害の際は復旧を速やかにし列車の正常運転を確保し、輸送の円滑化に努める。

(A) 雪害に対する事前手配

(支社手配)

(1) 气象台との連絡

気象通報受領などについて密接な連絡を保つ必要があるため、盛岡、青森、秋田地方气象台に特に協力方を依頼する。

(2) 総合除雪対策

施設指令において、関係保線技術センター所長からの雪の情報に基づき、毎日総合的な除雪対策の手配をとる。

(現場手配)

(1) 早期除雪の徹底

雪害時には、除雪能力が不足する実情に鑑み、駅所は、平常時において早期除雪を充分に行う。

(2) 除雪用資材用具の整備

(B) 雪害時又は雪害を予想されるときの手配

(支社手配)

(1) 施設指令当直者配置

雪害時及び雪害を予想される場合は、必要により対策本部を設置する。なお、地区においては、必要により地区対策本部を設置する。

鉄道気象通報が発令されたとき又は、雪害が予想される場合は、施設指令が行う。

ア 気象通報の早期把握と関係箇所への伝達

イ 排雪列車の運転対策

ウ 雪の情報等の報告に基づく所要の除雪対策の指示手配

エ 支社内関係箇所への連絡

(3) 雪害輸送対策

ア 基本的な考え方

(ア) 排雪列車優先運転

(イ) 通勤、通学輸送の確保

イ 輸送手配

前号の基本的な考え方にもとづき次の措置をとる。

(ア) 入換作業を制限する。

(イ) 客車運用を一部変更する。

(ウ) 降雪の状態により構内作業能力が低下したときは、列車の運休などの手配をとる。

(エ) 本線列車を確保するためには、支線区の除雪要員を本線に出動させる。

## 資料編 2 災害予防計画

### (4) 部外者除雪作業協力要請

列車の運行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、消防団及び自衛隊の出動を要請する。

### (5) 雪がき車の運用及び除雪機械の使用

### (6) 信号予備電源の運用

### (7) 通信回線障害対策

ア 電線着雪の状態を事前に把握して災害発生を予想されるときは、早目に要員、資材の準備を手配する。

イ 障害が発生した場合の回線の復旧は、次の順位によって行なう。

(イ) 指令電話

(ロ) 閉そく用回線

(ハ) 交換線

### (現場手配)

#### (1) 現場機関相互の協力方

#### (2) 警戒体制

#### (3) 東北本線主要転てつ器の除雪手配

#### (4) 列車検修線の除雪

#### (5) 機関車及び乗務員の待機

#### (6) 信号機の着雪除雪

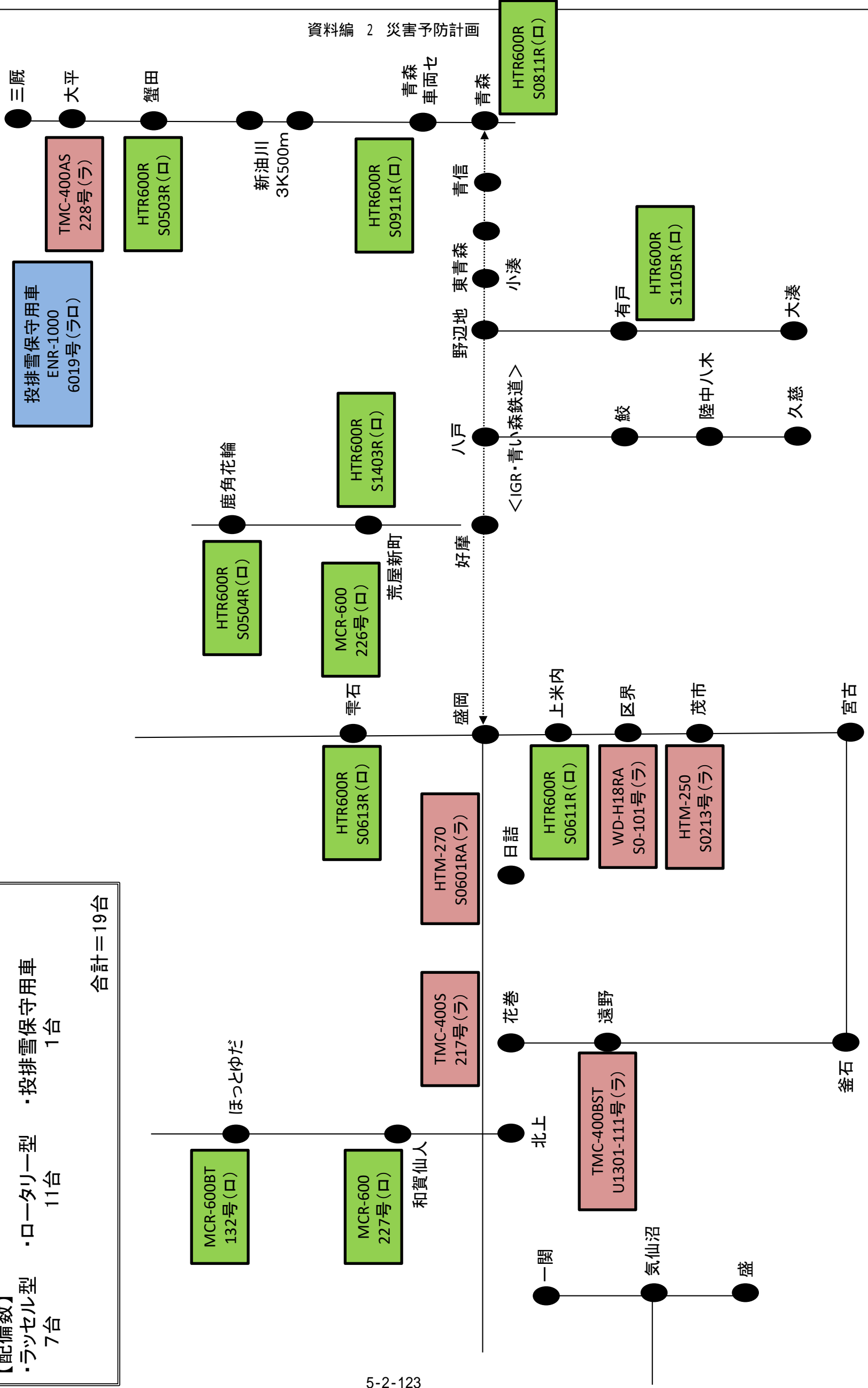
### 3 雪害時運転規制の標準 (別紙参考)

#### 除雪車両並びに除雪機械配備計画

降雪の甚だしい場合には、早期に排雪列車或いは雪捨列車を運転し、雪害を最少限度に止めることとし、このため必要な運転規制を実施するための配備計画は、次のとおりである。

# 除雪車両及び除雪機配置図

【配備数】  
 ・ラッセル型 7台  
 ・ロータリー型 11台  
 ・投排雪保守用車 1台  
 合計=19台



#### 4 雪害時における運転規制標準

段階	降積雪の状況	線路の状態		機械除雪手配	運転規制		
		本線路	駅側線		運休	けん引定数削減	補機連結
第1次	降雪量 1日10cm～40cm(20cm～50cm)又は毎時2cm(3cm)をこえ6時間以上降り続けているとき	確保	確保	必要により 機械除雪を行う	貨物列車 10～20%		
第2次	降雪量 1日40cm～60cm(50cm～70cm)又は毎時3cm(5cm)をこえ6時間(4時間)以上降り続けているとき	確保	仕訳線の80%以上を確保する。 (仕訳線には貨物線を含む。以下も同じ)	同上	貨物列車 20～30%	旅客列車 必要により連結	
第3次	降雪量 1日60cm～80cm(70cm～90cm)又は毎時5cm(7cm)をこえ4時間(3時間)以上降り続けているとき又は、吹雪のとき	確保	仕訳線の70%以上を確保する。	同上	貨物列車 30～50%	旅客列車 9面以上の客車列車に連結	
第4次	降雪量 1日80cm～90cm(90cm～100cm)又は毎時7cmをこえ3時間以上降り続けているとき、又は吹雪のとき	主本線全部と副本線の50%を確保する。	仕訳線の40%以上を確保する。	同上	貨物列車 50～60%	旅客列車 全列車に連結貨物列車 必要により連結	
第5次	降雪量 1日90cm(100cm)以上又は毎時10cm以上で列車の運転確保が困難な状態のとき	主本線全部と輸送力確保に必要な最小限の副本線を確保する。	輸送力確保1-必要な仕訳線、機回線等の最小限を確保する。	同上	同上	同上	全列車に連結

(注)・降雪時の状況の欄中( )内は、雪害線区における場合を示す。

・吹溜の発生が著しい場合又は側雪が相当量を越える場合の運転規制方は、線区又は地方の実情によりこれを強化するものとする。

資料編 2 災害予防計画

2-14-11 救急医療班一覧表

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
盛岡市保健所、 県央保健所管内	県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 国保葛巻病院 八幡平市立病院 いわてリハビリテーションセンター
中部保健所管内	県立中部病院	県立東和病院 県立遠野病院 西和賀さわうち病院 北上済生会病院
奥州保健所管内	県立胆沢病院	県立江刺病院 総合水沢病院 国保まごころ病院
一関保健所管内	県立磐井病院	県立千厩病院 国保藤沢病院
大船渡、釜石 保健所管内	県立大船渡病院 県立釜石病院	県立高田病院 県立大槌病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院
久慈、二戸保健所管内	県立久慈病院 県立二戸病院	国保種市病院 県立一戸病院 県立軽米病院

資料編 2 災害予防計画

2-14-12 巡回診療班一覧表

市 町 村 名	地 区 名	担 当 医 療 機 関	
盛 岡 市	姫 神	八 角 病 院	
	藪 川	県 立 中 央 病 院	
	玉 山	渋 民 中 央 病 院	
岩 手 町	穀 蔵	県立中央病院附属南山形診療所	
	西 山	雫 石 町 立 雫 石 診 療 所	
雫 石 町	御 明 神	雫 石 町 立 雫 石 診 療 所	
	葛 卷 町	上 外 川	国 保 葛 卷 病 院
葛 卷 町	毛 頭 沢	国 保 葛 卷 病 院	
	吉々沢・土谷川	国 保 葛 卷 病 院	
	星野・江刈川	国 保 葛 卷 病 院	
	寺 田	国 保 葛 卷 病 院	
	車 門	国 保 葛 卷 病 院	
	八 幡 平 市	前 森	八 幡 平 市 立 病 院
	細 野	国 保 安 代 診 療 所	
兄 川	国 保 田 山 診 療 所		
遠 野 市	大 野 平	国 保 中 央 診 療 所	
宮 古 市	南 川 目	国 保 新 里 診 療 所	
	末 前	国 保 田 老 診 療 所	
	畑	国 保 田 老 診 療 所	
岩 泉 町	坂 本	济 生 会 岩 泉 病 院	
	鼠 入	济 生 会 岩 泉 病 院	
	国 見	济 生 会 岩 泉 病 院	
	田 茂 宿	济 生 会 岩 泉 病 院	
	年 々	济 生 会 岩 泉 病 院	
軽 米 町	長 倉	県 立 軽 米 病 院	
	笹 渡	県 立 軽 米 病 院	
計	26地区		

資料編 2 災害予防計画

2-15 津波・高潮災害予防計画

2-15-1 海岸保全区域延長

(令和5年3月31日現在)

所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	海岸保全区域延長	要指定延長
国土交通省水管理・国土保全局	443,482 <sup>m</sup>	32,064 <sup>m</sup>	31,814 <sup>m</sup>	250 <sup>m</sup>
国土交通省港湾局	54,657	25,386	22,830	2,556
水産庁	208,414	48,513	47,863	650
農林水産省農村振興局	2,333	4,397	4,209	188
計	708,886	110,360	106,716	3,644

※延長に重複区間を含む。

2-15-2 津波・高潮災害予防施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

所管別	堤防	護岸	突堤	離岸堤	水門等
国土交通省水管理 国土保全局	20,603 <sup>m</sup>	1,997 <sup>m</sup>	6 <sup>基</sup>	3,628 <sup>m</sup>	59 <sup>基</sup>
国土交通省 港湾局	14,893	946	0	633	67
水産庁	43,100	3,615	1	1,513	274
農林水産省 農村振興局	3,846	0	0	161	16
計	82,442	6,558	7	5,935	416

資料編 2 災害予防計画

2-15-3 海岸防潮堤防設置一覧

令和5年3月31日現在 (※個別記載箇所を除く)

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	陸閘		
陸前高田市	国土交通省 水管理・国土保全局	大野地区	627.0	10.40	3	—	昭35～37 平26～29	県
		石浜	160.0	6.30	—	—	昭55～61	〃
		勝木田	637.0	12.50	3	—	昭40～48 平25～28	〃
		高田	1,977.3	5.50	1	8	昭35～41	〃
		田の浜	153.0	3.10	—	—	昭35	〃
	水産庁	只出	923.0	10.90	1	4	昭40～46 平27～令2	市町村
		六ヶ浦	802.0	10.40	2	1	昭38 昭53～58 平8～16 平25～令3	市町村, 県
		根岬	499.0	6.30	—	2	昭49 昭59～62 平26～令2	市町村
		広田	1,370.0	8.10	14	9	昭42～44 昭47～54 平12～21 平24～令3	県
		大陽	207.0	8.80	1	2	昭47～50 平26～平30	市町村
		両替	659.0	12.50	2	1	昭35～40 平26～平30	〃
		脇の沢	1,863.0	12.50	6	4	昭35～40 平25～令3	〃
		長部	666.0	12.50	1	1	昭36～40 平25～令3	県
		要谷	525.0	12.50	4	3	昭35～38 平26～令元	市町村
	農林水産省 農村振興局	小友	598.6	12.50	3	—	昭43～45 昭35～41 平元～6 平25～29	県
	大船渡市	国土交通省 水管理・国土保全局	越喜来	1,190.0	6.70 11.50	2	—	昭36～58 平25～29
下甫嶺			477.0	11.50	2	—	昭39～46 平25～29	〃
国土交通省 港湾局		清水	982.7	3.50	1	15	昭44～56 平3～9	〃
		永浜	714.0	3.50	2	1	昭49 平8～	〃
		山口	1,203.0	7.50	1	6	昭40～61 平26～30	〃
		茶屋前	1,211.0	3.40	2	7	昭41～62 平3～18	〃
		野々田	70.0	3.40	1	1	平19～22	〃
水産庁		蛸の浦	1,463.0	7.50	5	8	昭36～39 昭41～43 昭49～54 平4～10 平27～令2	市町村
		泊里	361.0	12.80	1	—	昭42～46 平28～令元	〃
		門の浜	1,557.0	12.80	2	6	昭43～49 昭57～平8 平25～令3	県
		大船渡	3,186.0	7.50	17	18	昭35～37 平3 平9～令3	〃
		碁石	176.5	8.00	1	1	昭41～44 平26～28	市町村
		吉浜	87.0	7.15	—	—	昭41～42 平25～28	〃
							昭41～43	



資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	陸開		
		崎浜 "	499.0	11.50	3	2	昭55～62 平25～令3	県
		泊 "	322.0	11.50	—	1	昭43～45 昭51～57 平25～令2	市町村
		<del>鬼沢 "</del>	<del>75.0</del>	<del>4.30</del>	<del>—</del>	<del>—</del>	<del>昭46 平25～26</del>	<del>—</del>
		越喜来 "	256.0	11.50	1	1	昭50～55 平24～令元	県
		小石浜 "	166.0	11.50	1	1	昭46～47 平26～令2	市町村
		野野前 "	423.0	7.90	2	—	昭38～42 平4～11 平26～30	"
		綾里 "	910.0	11.60	5	7	昭35～38 昭52～平7 平24～令4	県

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	陸閘		
	農林水産省 農村振興局	合足 "	225.8	14.10	1	1	昭44~47 平24~27	"
		吉浜 "	594.1	7.15	1	-	昭40~45 昭55~平元 平24~28	"
		沖田 "	160.0	4.50	-	-	昭44~平10 平24~25	"
釜石市	国土交通省 水管理・国 土保全局	鵜住居 "	818.0	14.50	1	-	昭36~48 平26~30	"
		水海 "	250.0	12.00	1	-	昭56~63	"
		小白浜 "	520.0	14.50	1	1	昭44~55 平26~30	"
	国土交通省 港湾局	湾口 "	1,960.0	-	-	-	昭53~平20	国
		須賀 "	995.0	6.10	1	7	昭47~51 平26~30	県
		大平 "	855.0	6.10	2	2	昭45~48 平25~29	"
	水産庁	室浜 "	284.0	14.50	2	-	昭36~38 平26~令元	市町村
		箱崎 "	750.0	14.50 5.60	2	-	昭35~37 昭42~44 平25~令3	県
		白浜 " (鵜住居)	368.0	14.50	2	-	昭36~38 昭61~平3 平26~29	"
		仮宿 "	164.0	12.00	-	-	昭45 平26~29	市町村
		桑の浜 "	173.0	12.00	1	1	昭42~45 平5~10 平26~30	"
		両石 "	507.0	12.00	1	-	昭35~39 昭55~61 平26~令2	県
		釜石 "	2,115.0	6.10	11	8	昭46~51 平24~令3	"
		嬉石 "	500.0	6.10	1	1	昭37~41 平24~令元	市町村
		平田 "	538.0	6.10	1	1	昭38~40 平26~令2	"
		白浜 " (釜石)	216.0	6.10	1	-	昭38~41 平28~平30	"
		佐須 "	141.0	14.50	1	-	昭47~48 平26~令元	"
		小白浜 "	445.0	14.50	1	3	昭35~37 昭54~平2 平24~令2	県
		農林水産省 農村振興局	本郷 "	296.0	14.50	2	-	昭41~44 昭51~55 平24~30
下荒川 "	306.0		14.50	2	-	昭35~40 昭43~44 平10~29	"	
大槌町	水産庁	吉里吉里 "	923.0	12.80	2	-	昭35~37 昭51~57 平26~令2	"
		大槌 "	2,132.0	14.50 6.40	2	3	昭36~46 昭49~平12 平24~令3	"
山田町	国土交通省 水管理・国 土保全局	船越南 "	420.0	12.80	1	-	昭45~52 平26~30	"

## 資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	陸閘		
	水産庁	大沢 "	2,947.0	9.70	6	1	昭35~40 昭42 平24~令3	"
		山田 "	2,124.0	9.70	5	1	昭39~41 昭45~49 昭61~平19 平24~令3	"
		織笠 "	1,387.0	9.70	1	1	昭36~39 昭43~46 昭51~58 平25~令元	市町村
		大浦 "	1,721.0	9.70	4	1	昭36~41 昭43~45 平4~17 平25~令3	県
		船越 "	1,571.0	12.80	6	3	昭35~36 昭50~平元 平25~令4	"
	農林水産省 農村振興局	浦の浜 "	660.0	11.60	1	-	昭35~49 昭46~49 平24~29	"
		小谷島 "	367.0	12.80	1	-	昭41~44 昭56~57 平24~28	"
宮古市	国土交通省 水管理・国 土保全局	神林 "	688.0	10.40	1	3	昭58~平2 平25~29	"
		高浜 "	979.0	10.40	3	1	昭55~平7 平25~28	"
		赤前 "	813.0	10.40	1	-	昭36~60 平25~30	"
		重茂 "	293.0	14.10	1	1	昭36~42 平25~29	"
		金浜 "	1,248.0	10.40	2	-	昭57~平11 平25~29	"
	国土交通省 港湾局	磯鶏藤原 "	3,543.0	8.50 10.40	-	12	昭35~41 昭61~平10 平26~30	"
		藤の川 "	782.0	10.40	-	1	平26~30	"
		高浜 "	348.0	10.40	-	1	平6~20 平26~29	"
	水産庁	津軽石 "	610.0	10.40	3	3	昭35~36 昭44~45 平3~14 平25~29	市町村
		音部 "	229.0	10.00	-	-	昭37~38 昭47~48 平10~13	県
		宿 "	218.0	14.70	1	1	昭41~47 平25~29	市町村
		白浜 (宮古)	229.0	10.40	1	-	昭38~40 平25~30	"
	農林水産省 農村振興局	大沢 (宮古)	117.5	14.70	1	1	昭42~44 昭60~平8 平24~28	県

## 資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	陸閘		
宮古市 田老	国土交通省 水管理・国 土保全局	撰待 "	77.0	14.70	—	—	平24～	"
		田老 "	1,200.0	10.00	2	1	昭30～42 平24～29	"
	水産庁	田老 "	1,249.0	14.70	4	3	昭39～44 昭48～54 平25～令3	"
岩泉町	国土交通省 水管理・国 土保全局	小本 "	333.0	12.70	—	—	昭44～47 平25～28	"
	水産庁	小本 "	276.0	12.69	1	2	昭44～47 昭49～62 平23～24	市町村
		茂師 "	65.0	16.00	1	—	昭45～47 平25～29	県
田野畑村	国土交通省 水管理・国 土保全局	明戸 "	340.0	12.00	—	—	昭41～44 平25～28	"
		嶋之越 "	63.1	14.30	1	1	昭47～50 平17～23	"
	水産庁	平井賀 "	388.0	14.30	1	4	昭41～45 平26～令2	市町村
		島の越 "	460.0	14.30	2	3	昭40～44 平14～令4	県
普代村	国土交通省 水管理・国 土保全局	宇留部 "	1,566.0	5.50 15.50	2	3	昭34～37 昭47～58	"
		太田名部 "	155.0	15.50	1	1	昭37～42	"
野田村	国土交通省 水管理・国 土保全局	広内地区	186.0	14.00	1	1	昭49～52 昭60～平13 平27～29	"
		野田 "	682.6 998.0	7.80 14.00	2 1	— 2	昭40～44 平23～	"
		米田 "	363.0	14.00	1	1	昭58～平2 平23～	"
		野田玉川 "	25.0	12.00	1	—	昭45～48	"
	農林水産省 農村振興局	野田 "	686.5	7.80 12.00	1	1	昭35～39 昭39～42 平2～令元	"
久慈市	国土交通省 港湾局 ※令和2年 10月末時点	諏訪下 "	2,322.0	8.00	—	10	昭38～63 平3～7 平24～28	"
		湾口 "	2,626.0	—	—	—	平2～	国
	水産庁	久慈湊 "	1,239.0	8.00	4	—	昭33～37 昭51～平11 平25～28	市町村
		小袖 "	287.0	12.00	1	1	昭44～48 平25～27	"
		久喜 "	694.0	14.00	2	4	昭43～47 昭50～58 平3～16 平24～28	県
洋野町	国土交通省 水管理・国 土保全局	大谷地 "	274.0	12.00	1	—	平3～8	"
		平内 "	1,086.0	12.00	1	3	昭36～41 昭61～平20	"
		種市 "	312.0	4.30	—	1	昭48～53	"
		玉川 "	217.0	6.00	—	—	昭35～36	"
		八木 "	357.0	12.00	1	2	平26～29	"
		小子内 "	171.0	12.00	1	1	昭53～62	"
		原子内 "	86.0	12.00	1	—	昭42～44 平5～10	"
	水産庁	種市 "	999.1	12.00	5	11	昭38～40 昭42～49 昭62～平6 平23～25	"
		川尻 "	230.0	12.00	—	1	昭46～50	市町村

資料編 2 災害予防計画

2-15-5 海岸防災林造成実績調

(令和4年3月末現在)

事業名	面積	箇所
防潮林造成事業	140.6ha	38箇所

2-15-6 海岸防災林造成事業調  
県事業分

(令和4年3月末現在)

計画		施行実績		摘要
計画年度	計画概要	施行年度	施行概要	
昭62～平3	施行箇所数 5箇所 面積 3.0ha	昭62～平3	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.5ha	第7次 治山事業 5ヶ年計画
平4～平8	施行箇所数 5箇所 面積 0.7ha	平4～平8	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.6ha 防潮工・植栽工他	第8次 治山事業 5ヶ年計画
平9～平15	施行箇所数 1箇所 面積 2.0ha	平9～平15	施行箇所数 1箇所 施行面積 2.42ha	第9次 治山事業 7ヶ年計画
平16～平22	—	平16～平22	—	治山事業7ヶ年計画
平23～平26	—	平23～平26	施行箇所数 8箇所 施行面積 3.46ha	治山事業四箇年実施 計画
平27～平30	—	平27～平30	施行箇所数 9箇所 施行面積 10.92ha	治山事業四箇年実施 計画（第2期）
令元～令4	—	令元～令2	施行箇所数 1箇所 施行面積 29.85ha	治山事業四箇年実施 計画（第3期）

※1 東日本大震災津波に係る治山施設災害復旧事業を含む。（宮古市撰待地区、山田町浦の浜地区、陸前高田市高田松原地区）

※2 完了年度に施行面積記載する。

2-15-7 海岸水門管理要綱

(趣旨)

**第1** この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者（以下「海岸管理者等」という。）が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

**第2** 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

**第3** 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

**第4** 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

**第5** 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
  - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則（以下「操作規則」という。）に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則に定めるところによる。

(操作態勢)

**第6** 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。
- (2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。
- (3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

## 資料編 2 災害予防計画

(報告)

- 第7** 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出しなければならない。
- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

〈様式については省略〉

2-16 土砂災害予防計画  
2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(令和5年3月31日現在)

所管別	危険地区分	危険箇所数	危険区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概 成	工事中	未着手	
国土交通省	地すべり危険箇所	箇所 191	km <sup>2</sup> 78.18	戸 22,128	カ所 17	カ所 ※(1)	カ所 174	直轄分と県分との合計 ※H22～再開	
		6,959	—	28,626	311	10	6,638	急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIの合計	
	7,198	—	37,121	284	61	6,853	土石流危険渓流 I、II、IIIの合計		
	17	21.85	246	0	12	5	「工事中」には一部概成を含む		
国有林	地すべり危険区域	109	—	—	3	49	57	〃	
	山腹崩壊危険地区	237	—	—	2	150	85	〃	
	崩壊流出危険地区	363	—	—	5	211	147	〃	
林野庁	計	45	36.82	14,567	25	8	7	〃	
	地すべり危険区域	922	—	—	288	218	416	〃	
	山腹崩壊	2,708	—	—	588	948	1,172	〃	
民有林	土砂流出危険地区	3,630	—	—	876	1,166	1,588	〃	
	計	38	13.71	51	3	0	35	〃	
農林水産省	地すべり危険区域	38	13.71	51	3	0	35	〃	



資料編 2 災害予防計画

2-16-2 地すべり危険箇所市町村別一覧

(国土交通省分は令和4年3月31日現在)

(林野庁分は令和5年3月31日現在)

市町村	所管別	箇所数	区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概 成	工事中	未着手	
		箇所	km2	戸	箇所	箇所	箇所	箇所	
盛岡市	国土交通省	9	2.23	259					
	林野庁	1	1.41	1	1	1			
宮古市	国土交通省	2	0.12	321	1	1			
花巻市	国土交通省	8	1.17	1,117					
	農林水産省	3	0.37		3	3			
	林野庁	3	1.23	28	2	2	1		
北上市	国土交通省	4	0.91	74					
	農林水産省	5	1.77	6				5	
	林野庁	1	0.01	0			1		(国)
久慈市	国土交通省	22	6	1,251	6	6			
	林野庁	4	1.9	62	3	3		1	
	〃	1	0.07	0			1		(国)
一関市	国土交通省	36	10.45	1,741	2	2			
	農林水産省	7	4.6	22				7	
	林野庁	9	18.56	13,528	7	9			
	〃	1	1.41	140			1		(国)
陸前高田市	国土交通省	2	0.05	36					
	林野庁	1	0.05	1		1			
二戸市	国土交通省	22	17.15	10,504	3	3			
	農林水産省	3	1.46	2				3	
	林野庁	3	1.14	278	1	1	2		
八幡平市	国土交通省	6	3.73	1,035	1	1	(1)		H22～再開
	農林水産省	3	0.35					3	
	林野庁	3	0.72	68	1	1	3	3	
	〃	6	17.71	41			2	4	(国)
奥州市	国土交通省	25	12.22	670	1	1			
	農林水産省	13	4.79	19				13	
	林野庁	6	3.70	57	3	3	1	2	
	〃	6	2.20	64			6		(国)
雫石町	国土交通省	7	1.64	105					
	林野庁	3	2.61	306	1		2	1	
	〃	2	0.45	1				2	(国)
紫波町	国土交通省	2	0.30	40					
西和賀町	国土交通省	18	7.95	600					
金ヶ崎町	農林水産省	3	0.26	2				3	
	林野庁	1	0.75	70	1	1			
平泉町	国土交通省	1	2.03	140					
住田町	林野庁	1	0.30	17		1			
山田町	国土交通省	1	0.16	61					
岩泉町	国土交通省	2	0.37	31					
	農林水産省	1	0.12					1	
	林野庁	2	0.30	86	1	1	1		
田野畑村	国土交通省	1	0.04	41					
軽米町	国土交通省	4	0.97	456					
	林野庁	1	0.17	6			1		
野田村	国土交通省	1	0.02	8					
	林野庁	3	0.13	0	1	3			
九戸村	国土交通省	1	0.05	11					
洋野町	国土交通省	1	0.02	1					
一戸町	国土交通省	16	10.60	3,642	3	3			
	林野庁	4	3.85	59	3	3		1	
計		290	150.57	37,008	45	50	23	49	

注(国)は国有林地内

資料編 2 災害予防計画

2-16-3 国土交通省所管地すべり防止区域一覧表

(令和4年3月31日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
巽山	久慈市		巽町	12.16 ha	昭 37.12.5	昭36～38 昭41～42 昭52～57 平2～5	概 成 " " "
上夏井	"		夏井町	55.00	39.9.30	昭39～47 昭61～平11	概 成
夏井	"		"	12.00	45.11.26	昭45～46	概 成
半崎	"		夏井町 侍浜町	53.20	49.4.12	昭50～63	概 成
湯田	二戸市		金田一	145.50	33.12.9	昭30～39 平元～18	概 成 (自動監視中)
八幡平	八幡平市	(旧松尾村)	赤川山 国有林	55.34	46.10.11 48.2.15 4.5.28	昭47～平12 平22～	概成 工事中(再開)
胆沢	奥州市	(旧胆沢町)	若柳	345.00	38.6.8 元.11.8	昭37～平18	概 成 (直 轄)
西法寺	二戸郡	一戸町	西法寺	5.52	48.2.14	昭47～49	概 成
大芦	久慈市		大芦	97.50	57.3.27	昭56～平4	概 成 (自動監視中)
下町	宮古市	(旧田老町)	下町	9.05	58.12.17	昭58～60	概 成
小祝	二戸市		白鳥	36.00	60.3.27	昭60～平9	概 成
蘭梅	一関市		蘭梅	5.10	63.3.9	昭62～平4	概 成
槻木平	"		巖美町	21.95	4.5.28	平4～12	概 成
白鳥	二戸市		白鳥	27.50	8.2.23	平6～13	概 成
地切	二戸郡	一戸町	岩館	18.94	9.2.23	平9～18	概 成
桑畑	久慈市		桑畑	9.14	14.1.25	平12～19	概 成
女鹿館	二戸郡	一戸町	女鹿	42.39	14.1.25	平12～19	概 成
計	17 地区			951.29			

資料編 2 災害予防計画

2-16-4 林野庁所管地すべり防止区域一覧表

(令和4年3月末現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
麦 生	久慈市	侍浜町	麦 生	24.08 ha	昭53.5.13	昭53～平15	概 成
中 崎	〃	夏井町	中 崎	88.92	昭47.7.13	昭47～平8	〃
大平山	一関市	中 里	大平山	22.66	昭37.8.17 平16.10.25	昭34～平20	〃
磐井川	〃	巖美町	横 森	677.36	昭43.4.17	昭44～平30	〃
にぎり沢	〃	〃	板 川	293.58	昭45.3.31 平21.1.4	昭45～平29	〃
中 川	〃	〃	本 寺	215.70	昭47.7.13	昭48～平10	〃
井戸沢	〃	〃	長 根	439.91	昭54.4.25	昭55～平15	〃
餅 転	奥州市	衣川区	上衣川	25.40	昭53.5.13	昭53～63	〃
中 沢	下関伊郡	岩泉町	門	28.07	昭53.5.13	昭53～61	〃
浄法寺	二戸市	浄法寺町	御 山	9.28	昭42.10.20 昭53.5.13	昭43～56	〃
根 反	二戸郡	一戸町	根 反	19.95	昭40.8.4	昭40～47 ※令和元～5	〃
面 岸	〃	〃	面 岸	296.37	昭48.6.19	昭48～平17	〃
平船向	〃	〃	檜 山	66.92	昭48.6.19 昭55.4.17	昭52～57	〃
狼 洞	花巻市	東和町	南成島	28.79	昭57.8.9	昭56～61	〃
豊 沢	花巻市	豊 沢	北 向	26.57	昭62.12.22	昭62～平11	〃
門ノ沢	久慈市	夏井町	夏 井	109.54	昭62.12.22	平8～17	〃
寄木向	八幡平市		赤坂田	22.99	昭62.12.22	昭62～平3	〃
南股川	奥州市	衣川区	餅転	87.87	昭62.12.22	昭62～平9	〃
大 森	胆沢郡	金ヶ崎町	永 沢	75.20	平3.5.8	平3～6	〃
岡 山	一関市	巖美町	岡 山	278.13	平4.6.12	平13～29	〃
上槻木平	〃	〃	板 川	101.02	平4.8.5	平4～16 ※令和4～8	〃
玉 川	九戸郡	野田村	玉 川	8.07	平6.11.4	平6～7	〃
増 沢	奥州市	衣川区	増 沢	136.02	平22.1.21	平22～28	〃
田面野木	盛岡市	猪去	田面野木	13.22	平24.9.12	平24～30	〃
志戸前川	岩手郡	雫石町	御明神	89.06	平31.2.6	平31～	工 事 中
計	25 地 区			3,184.68			

※は老朽化対策等維持補修工事を示す。

資料編 2 災害予防計画

2-16-5 農林水産省所管地すべり防止区域一覧表

地区名	位 置			面 積	法に基づく 区域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
豊沢第一	花巻市		豊 沢	ha 22.84	昭45.3.27	平6～平11	概 成
豊沢第二	〃		〃	5.81	〃	〃	〃
太 田	〃		太 田	8.84	昭63.3.22	平元～平10	〃
計	3地区			37.49			

2-16-6 地すべり防止対策事業一覧

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現 状 (令3)		事業計画年度	事業概要		施行実績			令和3までの実績	摘 要	
		事業主体	県		概成	17カ所	施行箇所	事業費	施行箇所			事業費
国土交通省	国	社会資本総合整備計画H30～H34事業計画概要	17カ所	昭62～平3	2	2,071,000	千円	1	1,742,055	千円	第7次治山事業5カ年計画 (直轄地すべり防止事業)	(令和5年3月31日現在)
				平4～平8	1	1,721,598		1	1,787,125		第8次治山事業 ( " )	
				平9～平15	1	2,805,000		1	2,552,783		第9次治山事業7カ年計画 ( " )	
				平16～平20	2	-		2	1,158,076		岩手・宮城内陸地震における補正等を含む。	
				平21～平30	1	4,342,855		1	4,352,667	概成	磐井川地区 (直轄地すべり防止事業)	
				令元～令10	1	5,500,000		1	2,182,528	集水井工6基、谷止工1基	(志戸前川地区直轄地すべり防止事業)	
				昭62～平3	10	1,348,000		8	1,721,232		第7次治山事業5カ年計画	
				平4～平8	12	2,145,000		10	2,986,480		第8次 "	
				平9～平15	9	3,400,000		9	3,304,912		第9次治山事業7カ年計画	
林野庁	県	治山事業7箇年実施計画	平16～平22	5	638,564		5	1,048,957		治山事業7箇年実施計画		
			平23～平26	2	616,950		2	751,505		治山事業四箇年実施計画		
			昭45～平11	3	1,546,318		3	1,546,318	概成	3カ所 農地防災事業計画		

資料編 2 災害予防計画

2-16-7 土石流危険渓流市町村別一覧（土石流危険渓流Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（令和4年3月31日現在）

振興局等	市町村	渓流数	保全対象 人家戸	防止施設					概要	
				概成渓流		着手渓流		未着手 渓流		
				渓流数	施設数	渓流数	施設数			
盛岡	盛岡市	67	515	3	3	0	0	64		
	旧盛岡市	40	324	3	3	0	0	37		
	旧玉山村	27	191	0	0	0	0	27		
	雫石町	39	222	5	6	0	0	34		
	滝沢市	11	828	4	5	2	2	5		
	紫波町	12	65	1	1	0	0	11		
	矢巾町	3	45	0	0	0	0	3		
	小計	132	1,675	13	15	2	2	117		
	岩手	葛巻町	75	1,132	7	9	1	1	67	
		岩手町	32	290	1	2	0	0	31	
		八幡平市	74	1,000	12	14	1	1	61	
		旧西根町	9	104	1	2	1	1	7	
		旧松尾村	18	250	5	6	0	0	13	
		旧安代町	47	646	6	6	0	0	41	
小計	181	2,422	20	25	2	2	159			
盛岡広域局管内 合計		313	4,097	33	40	4	4	276		
県南	奥州市	44	237	5	6	0	0	39		
	旧水沢市	4	22	0	0	0	0	4		
	旧江刺市	26	153	5	6	0	0	21		
	旧前沢町	3	20	0	0	0	0	3		
	旧胆沢町	1	2	0	0	0	0	1		
	旧衣川村	10	40	0	0	0	0	10		
	金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	44	237	5	6	0	0	39		
	花巻	花巻市	62	338	6	6	0	0	56	
		旧花巻市	22	181	1	1	0	0	21	
		旧大迫町	27	113	4	4	0	0	23	
旧石鳥谷町		1	3	0	0	0	0	1		
旧東和町		12	41	1	1	0	0	11		
小計		62	338	6	6	0	0	56		
北上	北上市	20	101	3	3	0	0	17		
	西和賀町	27	209	8	8	0	0	19		
	旧湯田町	19	156	7	7	0	0	12		
	旧沢内村	8	53	1	1	0	0	7		
	小計	47	310	11	11	0	0	36		
遠野	遠野市	128	902	21	20	0	0	107		
	旧遠野市	80	506	11	11	0	0	69		
	旧宮守村	48	396	10	9	0	0	38		
	小計	128	902	21	20	0	0	107		
一関	計※1	6	45	0	0	0	0	6		
	平泉町	1	15	0	0	0	0	1		
	一関市※2	108	655	9	8	0	0	99		
	旧一関市	3	24	0	0	0	0	3		
	旧花泉町	2	6	0	0	0	0	2		
	小計	5	30	0	0	0	0	5		
千厩	旧大東町	39	219	2	2	0	0	37		
	旧藤沢町	9	68	0	0	0	0	9		
	旧千厩町	7	55	0	0	0	0	7		
	旧東山町	22	181	3	4	0	0	19		

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	溪流数	保全対象 人家戸	防止施設					概要
				概成溪流		着手溪流		未着手 溪流	
				溪流数	施設数	溪流数	施設数		
	旧室根村	8	80	2	0	0	0	6	
	旧川崎村	18	90	2	2	0	0	16	
	小計※3	103	625	9	8	0	0	94	
県南広域管局内 合計		390	2,525	52	51	0	0	338	
沿岸	釜石市	251	7,531	34	37	15	15	202	
	大槌町	56	1,289	10	10	1	1	45	
	小計	307	8,820	44	47	16	16	247	
宮古	宮古市	271	4,065	18	21	2	2	251	
	旧宮古市	160	2,889	10	13	2	2	148	
	旧田老町	25	327	1	1	0	0	24	
	旧新里村	32	375	4	4	0	0	28	
	旧川井村	54	474	3	3	0	0	51	
	山田町	93	1,524	4	5	3	3	86	
	小計	364	5,589	22	26	5	5	337	
岩泉	岩泉町	160	1,773	25	27	13	13	122	
	田野畑村	27	262	3	3	1	1	23	
	小計	187	2,035	28	30	14	14	145	
大船渡	大船渡市	166	3,233	14	15	0	0	152	
	陸前高田市	93	1,082	7	11	0	0	86	
	住田町	69	516	3	3	1	1	65	
	小計	328	4,831	24	29	1	1	303	
沿岸広域局管内 合計		1,186	21,275	118	132	36	36	1,032	
県北	久慈市	80	585	6	6	0	0	74	
	旧久慈市	60	483	4	4	0	0	56	
	旧山形村	20	102	2	2	0	0	18	
	普代村	24	235	1	1	0	0	23	
	洋野町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧種市町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧大野村	0	0	0	0	0	0	0	
	野田村	12	65	0	0	0	0	12	
	小計	121	920	7	7	0	0	114	
	二戸	二戸市	63	733	1	1	1	1	61
旧二戸市		52	612	1	1	1	1	50	
旧浄法寺町		11	121	0	0	0	0	11	
軽米町		26	202	1	1	0	0	25	
九戸村		34	508	4	6	0	0	30	
一戸町		71	995	5	8	0	0	66	
小計		194	2,438	11	16	1	1	182	
県北広域局管内 合計		315	3,358	18	23	1	1	296	
計		2,204	31,255	221	246	41	41	1,942	

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2：新一関市の合計

※3：旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】

土石流危険溪流

土危Ⅰ：保全人家5戸以上

土危Ⅱ：保全人家1～4戸

準ずる：人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2 災害予防計画

2-16-8 山地災害危険地区市町村別一覧

(令和5年3月31日現在)

市町村名	国 有 林 地 内			民 有 林 地 内		
	箇所数	防 止 施 設		箇所数	防 止 施 設	
		概 成	工事中		概 成	工事中
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
盛岡市 1	11		8	144	19	25
宮古市 2	13		9	387	93	106
大船渡市 3				181	81	20
花巻市 4	20		9	224	46	87
北上市 5	13		12	64	14	36
久慈市 6	8	2	6	222	67	67
遠野市 7	3		3	105	4	89
一関市 8	35		12	463	107	160
陸前高田市 9	1			125	52	21
釜石市 10	11		10	185	74	50
二戸市 11	1		1	150	39	46
八幡平市 12	47		21	136	26	46
奥州市 13	17		10	216	21	99
滝沢市 14				13	2	1
雫石町 15	67		29	37	2	24
葛巻町 16	1		1	130	13	40
岩手町 17	4		4	30	4	2
紫波町 18	1		1	19	5	6
矢巾町 19	7		6	7	3	0
西和賀町 20	17		11	108	21	47
金ヶ崎町 21	2		2	32	6	15
平泉町 22				22	13	4
住田町 23	3		3	117	38	18
大槌町 24	10		8	73	26	23
山田町 25	13		12	63	17	17
岩泉町 26	29		17	196	42	33
田野畑村 27	1		1	76	21	14
普代村 28				54	26	8
軽米町 29				32	11	5
野田村 30				31	10	13
九戸村 31				37	5	13
洋野町 32				25	7	5
一戸町 33	11	3	1	69	16	12
県計	346	5	197	3,773	931	1,152

(注) 山地災害危険箇所数には、地すべり危険箇所数を除く。工事中には「一部概成」箇所を含む。  
箇所数は大括り（山地災害危険区域）の数値



2-16-9 山地災害防止対策事業調  
県事業分

(令和4年3月末現在)

事業名	計		面		施行実績(県単事業を含む)		摘要
	計画年次	計	画	概要	施行年次	施行概要	
治山事業	昭62～平3	施行箇所 安定面積 事業費	777箇所 3,957ha 16,847百万円	施行箇所 安定面積 事業費	595箇所 3,900ha 18,383百万円	昭62～平3	第7次治山事業 5ヶ年計画
	平4～平8	施行箇所 安定面積 事業費	722箇所 4,812ha 22,215百万円	施行箇所 安定面積 事業費	562カ所 5,143ha 23,672百万円	平4～平8	第8次治山事業 5ヶ年計画
	平9～平15	施行箇所 事業費	714カ所 30,100百万円	施行箇所 事業費	579カ所 28,656百万円	平9～平15	第9次治山事業 7ヶ年計画
	平16～平22	施行箇所 事業費	609カ所 17,682百万円	施行箇所 事業費	791カ所 17,350百万円	平16～平22	治山事業7箇年 実施計画
	平23～平26	施行箇所 事業費	314カ所 8,850百万円	施行箇所 事業費	318カ所 6,802百万円	平23～平26	治山事業四箇年 実施計画
	平27～平30	施行箇所 事業費	279カ所 6,541百万円	施行箇所 事業費	254カ所 6,708百万円	平27～平30	治山事業四箇年 実施計画 (第2期)
	令元～令4	施行箇所 事業費	283カ所 6,388百万円	施行箇所 事業費	206カ所 4,961百万円	令元～令3	治山事業四箇年 実施計画 (第3期)

(注) 1 治山事業には、地すべり防止、県単治山、保安林整備を含む。

2 平成16～22年度は、国の治山事業計画から森林整備保全事業計画(全国計画)に移行しているため、県の治山事業は、治山事業7箇年実施計画を策定し実施。平成23年度以降は計画期間を4年間としている。

資料編 2 災害予防計画

2-16-10 急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧（危険箇所Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（令和4年3月31日現在）

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域指定区域数		
		危険箇所数		要対策箇所数	概成箇所数	工事中箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
盛岡	盛岡市	71	62	9	62	8	2	11	
	旧盛岡市	70	61	9	61	8	2	11	
	旧玉山村	1	1	0	1	0	0	0	
	雫石町	12	12	0	12	2	0	3	
	滝沢市	10	6	4	6	0	0	0	
	紫波町	1	1	0	1	0	0	0	
	矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	94	81	13	81	10	2	14	
	岩手	葛巻町	30	30	0	30	4	0	4
		岩手町	24	16	8	16	2	0	2
		八幡平市	28	19	9	19	6	0	6
		旧西根町	6	3	3	3	0	0	0
		旧松尾村	5	3	2	3	0	0	0
		旧安代町	17	13	4	13	6	0	6
小計	82	65	17	65	12	0	12		
盛岡広域局管内 合計		176	146	30	146	22	2	26	
県南	奥州市	69	58	11	58	11	0	15	
	旧水沢市	20	17	3	17	0	0	0	
	旧江刺市	23	16	7	16	5	0	8	
	旧前沢町	19	18	1	18	6	0	7	
	旧胆沢町	1	1	0	1	0	0	0	
	旧衣川村	6	6	0	6	0	0	0	
	金ヶ崎町	7	5	2	5	0	0	0	
	小計	76	63	13	63	11	0	15	
	花巻	花巻市	60	47	13	47	13	0	18
		旧花巻市	46	34	12	34	7	0	12
		旧大迫町	11	10	1	10	5	0	5
		旧石鳥谷町	1	1	0	1	0	0	0
		旧東和町	2	2	0	2	1	0	1
		小計	60	47	13	47	13	0	18
北上	北上市	33	22	11	22	2	0	2	
	西和賀町	34	17	17	17	2	0	1	
	旧湯田町	32	16	16	16	2	0	1	
	旧沢内村	2	1	1	1	0	0	0	
	小計	67	39	28	39	4	0	3	
遠野	遠野市	14	12	2	12	1	0	3	
	旧遠野市	10	9	1	9	1	0	2	
	旧宮守村	4	3	1	3	0	0	1	
	小計	14	12	2	12	1	0	3	
一関	計※1	54	47	7	47	14	1	24	
	平泉町	9	9	0	9	0	0	0	
	一関市※2	113	96	17	96	34	2	43	
	旧一関市	37	30	7	30	9	1	18	
	旧花泉町	8	8	0	8	5	0	6	
	小計	45	38	7	38	14	1	24	
千厩	旧大東町	18	16	2	16	6	0	6	
	旧藤沢町	2	2	0	2	1	0	1	
	旧千厩町	23	16	7	16	6	1	4	
	旧東山町	14	14	0	14	3	0	3	
	旧室根村	5	5	0	5	0	0	0	
	旧川崎村	6	5	1	5	4	0	5	
	小計	68	58	10	58	20	1	19	
県南広域局管内 合計		339	266	73	266	63	2	82	

資料編 2 災害予防計画

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域 指定区域数		
		危険箇所数		要対策 箇所数	概成 箇所数	工事中 箇所数			
		自然斜面	人工斜面						
沿岸	釜石市	330	326	4	326	62	1	69	
	大槌町	81	79	2	79	13	0	13	
	小計	411	405	6	405	75	1	82	
	宮古	宮古市	167	167	0	167	43	2	41
		旧宮古市	123	123	0	123	31	2	25
		旧田老町	18	18	0	18	7	0	10
		旧新里村	10	10	0	10	3	0	3
		旧川井村	16	16	0	16	2	0	3
		山田町	33	33	0	33	7	0	10
		小計	200	200	0	200	50	2	51
	岩泉	岩泉町	49	49	0	49	7	0	7
		田野畑村	19	19	0	19	0	0	0
		小計	68	68	0	68	7	0	7
	大船渡	大船渡市	184	156	28	156	24	0	27
		陸前高田市	88	77	11	77	14	1	16
住田町		35	34	1	34	3	0	3	
小計		307	267	40	267	41	1	46	
沿岸広域局管内 合計		986	940	46	940	173	4	186	
県北	久慈市	72	62	10	62	4	0	4	
	旧久慈市	61	53	8	53	3	0	3	
	旧山形村	11	9	2	9	1	0	1	
	普代村	17	13	4	13	1	0	1	
	洋野町	23	16	7	16	5	0	6	
	旧種市町	15	9	6	9	4	0	5	
	旧大野村	8	7	1	7	1	0	1	
	野田村	8	6	2	6	2	0	4	
	小計	120	97	23	97	12	0	15	
	二戸	二戸市	83	71	12	71	11	1	12
		旧二戸市	62	52	10	52	7	1	7
		旧浄法寺町	21	19	2	19	4	0	5
		軽米町	23	18	5	18	2	0	3
		九戸村	11	10	1	10	0	0	1
一戸町		54	51	3	51	8	1	5	
小計		171	150	21	150	21	2	21	
県北広域局管内 合計		291	247	44	247	33	2	36	
計		1,792	1,599	193	1,599	291	10	330	

※1:旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2:新一関市の合計

※3:旧大東町・旧藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所Ⅰ : 保全人家5戸以上または公共施設がある箇所

危険箇所Ⅱ : 保全人家1～4戸

危険箇所Ⅲ : 人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2 災害予防計画

2-16-11 急傾斜地崩壊対策事業の実施状況

(令和4年3月31日現在)

所管別	事業主体	現状 (平27末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成箇所 287 箇所	令3 ～ 令7	着手箇所 14 箇所  (うち概成 6 箇所)	令3 ～ 令7	着手箇所 8 箇所  (うち概成 2 箇所)	

資料編 2 災害予防計画

2-16-12 災害報告（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）

第 報

災 害 報 告（地すべり）

（ 年 月 日 時 分 現在）

ふりがな				地区名						
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字						
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日	時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する					
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月 日 時 分	根 拠		[ 巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ( ) ]	避難勧告発令時刻	月 日 時 分				
避難指示（緊急）発令時刻	月 日 時 分				土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分				
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分				自主避難がなされた時刻	月 日 時 分				
発生要因	[ 降雨 ・ 地震 ・ 融雪 ・ その他 ( ) ・ 原因不明 ]									
降雨状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km					
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時						
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時						
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時						
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km						
	観測所名				災害発生場所からの距離 km					
融雪	災害発生時の積雪深	cm	年 月 日 時							
	地すべり規模									
幅		m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無
保全対象人家戸数		戸	公共施設							
天然ダム(河道閉塞)状況		最大高さ m	最大幅 m	最大長さ m	湛水(有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施(有・無・検討中)				
移動状況	最大時間移動量(時速)	cm or mm	年 月 日 時 ~	時	観測地点					
	移動総量	cm or mm	年 月 日 時 分 ~	時 分	観測地点					
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~	年 月 日 時						
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無
既存施設状況		既存施設(有・無)(具体内容: ) 既存施設の被災(有・無)(具体内容: )								
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無	危険度 [ A ・ B ・ C ]		区域所管 [ 国交 ・ 林 ・ 農 ]				
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年					
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》〈 〉名		被害者年齢	才	農地被害	(種類・面積)		
		行方不明	《 》《 》〈 〉名			才				
		負傷者	《 》《 》〈 〉名			才				
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》〈 〉戸	木造	《 》《 》〈 〉戸	RC	《 》《 》〈 〉戸	公共的建物・要配慮者利用施設		
		半壊	《 》《 》〈 〉戸	木造	《 》《 》〈 〉戸	RC	《 》《 》〈 〉戸			
		一部損壊	《 》《 》〈 〉戸	木造	《 》《 》〈 〉戸	RC	《 》《 》〈 〉戸			
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)									
その他										
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)										
の が へ (発令、解除)										
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)										
応急対応										
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]									
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	保安林	土石流危険渓流[ I ・ II ・ 準ずる ]			建築基準法による災害危険区域					
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造基準条例の適用区域						
	土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域						
	災害対策基本法に基づく警戒区域									
その他 ( )										
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名				
	②所属	氏名			④所属	氏名				
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座標	緯度	度	分	秒		
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする				経度	度	分	秒	本省公表の有無:		

災 害 報 告 (土石流等)

( 年 月 日 時 分 現在)

発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名				
ふりがな	[ 1級・2級・その他 ]		水系	川	[沢・川・谷]				
発生日時	[ 不明・調査中・確認済 ]	年 月 日	時	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する					
根拠	[ 巡視日時・聞き取り・目撃・その他 ( ) ]								
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )								
避難情報等の発令時刻	避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月 日 時 分	概略のポンチ絵 (別途添付すること)						
	避難勧告 発令時刻	月 日 時 分							
	避難指示 (緊急) 発令時刻	月 日 時 分							
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月 日 時 分							
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分							
	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分							
発生要因	[ 降雨・地震・融雪・その他 ( ) ・原因不明 ]								
降雨状況	異常気象名								
	観測所名	災害発生場所からの距離 km							
	連続雨量 mm	年 月 日 時 ~							
	最大24時間雨量 mm/24hr	年 月 日 時 ~							
	最大時間雨量 mm/hr	年 月 日 時 ~							
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km					
融雪	観測所名	災害発生場所からの距離 km							
	災害発生時の積雪深 cm	年 月 日 時							
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量 m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積 / 程度			
	流木流出状況	流出流木量 m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積 / 程度			
	氾濫面積 m <sup>2</sup>	氾濫最大延長×氾濫最大幅 m×m	平均堆積深	最大堆積深					
	氾濫開始点の勾配 度	氾濫終息点の勾配 度							
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ m 最大幅 m 最大長さ m 湛水 (有・無)	土砂法に基づく緊急調査の実施 (有・無・検討中)						
既存施設状況	既存施設 (有・無) 既存施設の被災 (有・無) (具体内容: ) 既存施設による土砂捕捉 (有・無・調査中)・流木捕捉 (有・無・調査中)								
溪流の情報	区分 [ I・II・準ずる・危険溪流ではない (番号: ) ]	流域面積 km <sup>2</sup>	河床勾配 1/						
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才	公共的建物・要配慮者利用施設			
		行方不明	《 》《 》《 》名	年齢	才				
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才				
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	農地被害 (種類・面積)
			半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
			一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
			床上浸水	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
床下浸水			《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
二次災害の可能性	(有・無)								
保全対象	km下流に人家	戸 (人)	道路名等	(その他)					
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)								
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)								
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]								
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 [国交・林・農]						
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域							
その他 ( )									
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名					
	②所属	氏名	④所属	氏名					

\* [ 添付図面等 ] 座標 緯度 度 分 秒 経度 度 分 秒  
 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事  
 \* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること 本省公表の有無：  
 \* 写真は、別途e-mailにて送付すること  
 \* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

災 害 報 告 (がけ崩れ)

( 年 月 日 時 分 現在)

ふりがな										地区名		
発生場	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字								
発生日時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時 分			不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
避難準備・高齢者等避難開始 発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分			
避難指示(緊急)発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分			
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分			
発生要因	[ 降雨 ・ 地震 ・ 融雪 ・ その他 ( ) ・ 原因不明 ]											
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
地震	震源地				震度				観測地点			
	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
融雪	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
	災害発生時の積雪深	cm	年	月	日	時						
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断図(別途添付すること)				概況平面図(別途添付すること)				
	人工斜面	H=	m									
	勾配	θ1	度									
拡大の見込み	[有・無]											
保全対象	人家	戸										
	公共的建物											
崩壊の状況	高さ	m	巾	m								
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度								
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>										
	がけ下端の堆積深	m										
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m									
		②家屋	m									
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m									
		②家屋	m									
崩土の到達距離	m											
その他												
既存施設状況	既存施設(有・無)(具体内容: ) 既存施設の被災(有・無)(具体内容: )											
斜面の情報	区分	[ I ・ II ・ 準ずる ・ 危険箇所ではない ]										
被害状況	人的被害	死者	《 》	《 》	《 》	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)		
		行方不明	《 》	《 》	《 》	名	被害者	才	農地被害			
		負傷者	《 》	《 》	《 》	名	年齢	才	農地被害			
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸
			半壊	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸
			一部損壊	《 》	《 》	《 》	戸	木造	《 》	《 》	《 》	戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)								
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)											
その他												
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)											
対応状況	の が へ (発令、解除)											
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)											
応急対策緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国交・林・農]									
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域									
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域									
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域									
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域									
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅造基準条例の適用区域									
	その他( )											
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名						
	②所属	氏名			④所属	氏名						

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 ※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと  
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする

座標 緯度 度 分 秒  
 経度 度 分 秒

本省公表の有無:

災 害 報 告 【雪 崩】

( 時点)

ふりがな						区域名					
発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]							
発生日時	年	月	日	雪崩危険箇所番号							
気象状況	雪崩発生時の天気										
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差						
	雪崩発生時の気温	℃									
	雪崩発生時の降雪深	cm	日	時	～	日	時				
保全対象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設	斜面の向き									
斜面の高さ	m		概況平面図	縦断面図							
植生の状況											
崩壊の状況	拡大の見込み										
	雪崩の種類										
	高さ	m	別添								
	幅	m									
	雪崩雪量	m <sup>3</sup>									
	発生区の傾斜度	°									
	走路の長さ	m									
	見通し角	°									
別添											
被害の状況	死者・負傷者等	死者						名	行方不明者	名	負傷者
	住宅被害	全壊	戸	半壊	戸	一部破損	戸				
	公共的建物被害	棟									
	その他の建物被害	棟									
	その他の概況										
応急対応及び警戒被難状況	応急対応										
	被難状況	自主避難	世帯	人	勧告・指示	世帯	人				
	地域防災計画記載										
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	急傾斜地崩壊危険区域	保安林	国有林	民有林							
	急傾斜地崩壊危険箇所	建築基準法による災害危険区域									
	地すべり防止区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域									
	砂防指定地	旧住宅地造成事業に関する法律適用区域									
	土砂災害特別警戒区域	宅地造成工事規制区域									
	土砂災害警戒区域	宅造基準条例の適用区域									
	災害対策基本法防災計画区域	都市計画に基づく開発許可制度の適用区域									
	その他 ( )										
備考	拡大の見込みについての理由:										
	保全対象への影響:										
	緊急連絡体制の状況:										
	交通規制等: 今後の対応:										
	災害関連緊急事業申請の有無:										
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名							
	②所属	氏名	④所属	氏名							

※災害報告は、発生場所、座標、被害の状況を優先的に確認するものとし第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。

※スラッシュ雪崩の場合はタイトル欄にスラッシュ雪崩と記載すること。

座標	緯度	
	経度	



2-16-13 岩手労働局における土石流による労働災害防止対策

土石流危険河川（\*1）において建設工事の作業を行うときは、土石流による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則に定める措置が講じられるよう監督指導等を行うほか、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（\*2）による指導を行う。

（\*1）土石流危険河川

- 1 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 0.2km<sup>2</sup> 以上であって、上流側（支川を含む）の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- 2 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- 3 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

（\*2）「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

- 1 地形等及び過去の土石流の発生状況について、作業着手前の調査の実施
- 2 土石流による労働災害防止のための規定の策定
- 3 降雨量等の把握
- 4 警戒降雨量基準の設定及び当該基準に達した場合に講ずべき措置
- 5 融雪又は地震の場合に講ずべき措置
- 6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずべき措置
- 7 警報及び避難の方法等
- 8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避
- 9 避難訓練の 6 ヶ月毎の定期実施とその記録
- 10 土石流災害防止に関する安全教育の実施
- 11 元方事業者の講ずべき措置
- 12 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずべき措置

## 2-17 火災予防計画

## 2-17-1 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調

(平成26年4月1日現在)

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - ( ) 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
1	消防相互応援協定	大船渡市、陸前高田市		34. 7.10
2	消防相互応援協定	大船渡市、住田町		34. 7.10
3	相互応援協定	久慈市、洋野町(種市町)		34. 8.10
	相互応援協定	久慈市、洋野町(大野村)		34. 8.10
4	相互応援協定	久慈市、野田村		34. 8.10
5	相互応援協定	久慈市、岩泉町		38. 7.20
6	相互応援協定	久慈市(山形村)、九戸村		46. 6.10
7	相互応援協定	久慈市(山形村)、軽米町		46.10.20
8	相互援助協定	久慈市(山形村)、葛巻町		34. 6. 7
9	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市、洋野町、野田村、普代村		18.12. 5
10	相互応援協定	洋野町、軽米町		19. 2. 1
11	消防相互応援協定	陸前高田市、住田町		34. 7.11
12	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、花巻市(東和町)		31.11. 1
13	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、一関市(大東町)、住田町		46. 7. 1
14	水沢市、前沢町、江刺市、金ヶ崎町、胆沢町消防相互応援協定	奥州市(水沢市、江刺市、胆沢町、前沢町)、金ヶ崎町		31.11. 1
15	相互援助協定	葛巻町、岩泉町		34. 6. 7
16	相互援助協定	葛巻町、九戸村		34. 6. 7
17	相互援助協定	葛巻町、一戸町		34. 6. 7
18	相互援助協定	葛巻町、岩手町		34. 6. 7
19	相互援助協定	岩手町、一戸町		42. 2. 1
20	山田町、大槌町の消防相互応援協定	山田町、大槌町		45. 6. 1
21	消防援助協定	野田村、岩泉町		38. 7.20
22	消防援助協定	普代村、岩泉町		38. 7.20
23	消防援助協定	岩泉町、宮古市(旧田老町)		38. 7.20
24	相互応援協定	軽米町、八戸市(南郷村)	○	11. 1.22
25	相互応援協定	軽米町、南部町(名川町)	○	11. 1.22
26	相互応援協定	軽米町、階上町	○	11. 1.22
27	相互応援協定	軽米町、洋野町(大野村)		34. 7.15
28	相互応援協定	軽米町、九戸村		34. 7.15
29	洋野町・階上町消防相互応援協定	洋野町、階上町	○	19. 9. 1
30	消防相互応援協定	盛岡市(玉山村)、八幡平市(西根町、松尾村、安代町)、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、紫波町		19. 3.30
31	消防相互応援協定	花巻市(旧花巻市、東和町)、北上市、奥州市(江刺市)、西和賀町(湯田町、沢内村)、金ヶ崎町		4.10. 1
32	宮古、下閉伊地区消防応援協定	宮古市(田老町、新里村、川井村)、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村		41. 9.19
33	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市(旧久慈市、山形村)、洋野町(種市町、大野村)、野田村、普代村		62. 4. 1
34	災害時における消防相互応援協定	二戸市(旧二戸市、浄法寺町)、八幡平市(安代町)、一戸町、軽米町、九戸村、三戸町(青森県)、田子町(青森県)	○	9. 5. 1

資料編 2 災害予防計画

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - ( )内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
35	消防相互応援協定	花巻市（花巻地区消防事務組合、大迫町、東和町）、遠野市（遠野地区消防事務組合、宮守村）		24. 5. 1
36	広域消防相互応援協定（高速道路に関する協定）	一関市（両磐地区消防組合）、栗原市（栗原地域広域行政事務組合）	○	57. 3.26
37	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	8.12.10
38	八戸自動車道消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	61.11.27
39	消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	11. 3.18
40	消防相互応援に関する協定	久慈広域連合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	20. 4. 1
41	救急業務応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、宮古地区広域行政組合		50. 7. 1
42	消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、大曲仙北広域市町村圏組合	○	51.10.28
43	東北自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、鹿角広域行政組合	○	6. 6. 1
44	消防相互応援協定	奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	16.9.14
45	秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
46	消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
47	消防相互応援協定	遠野市、住田町、大船渡地区消防組合		19.12. 1
48	消防相互応援協定	遠野市（旧遠野市、遠野地区消防事務組合）釜石市、釜石大槌地区行政事務組合		20. 3. 31
49	消防相互応援協定	釜石市、大槌町、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
50	東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合）、一関市（両磐地区消防組合）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合		52.11.19
51	消防相互応援協定	釜石市、大船渡市、大船渡地区消防組合、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
52	消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、大船渡地区消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合（胆沢地区消防組合、江刺市）、花巻市（花巻地区消防事務組合）、北上地区消防組合、久慈地区広域行政事務組合、遠野市（遠野地区消防事務組合）、一関市（両磐地区消防組合）、二戸地区広域行政事務組合、釜石大槌地区行政事務組合、陸前高田市		19. 4. 1
53	岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定	一関市（藤沢町）、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、気仙沼市、南三陸町、本吉町、栗原市、登米市	○	18. 7. 6
54	消防相互応援協定	花巻市（石鳥谷町、大迫町）、紫波町		34. 7. 1
55	東北横断自動車道釜石秋田線（宮守IC～東和IC）消防相互応援協定	遠野市、花巻市、奥州金ヶ崎行政事務組合		24. 4.13
56	広域消防相互応援協定	一関市（両磐地区消防組合）、陸前高田市、	○	34. 7. 1

資料編 2 災害予防計画

2-17-2 消防力一覧表

(令和4年4月1日現在)

区分 市町村名等	人員		主な消防車両					小型動力 ポンプ
	消防 吏員	消防 団員	ポンプ自動車 (水そう付含)	水そう車	(屈折)はしご 付消防自動車	化学消防 自動車	救急 自動車	
盛岡地区広域消防組合	582	—	28	1	1	1	23	13
花巻市消防本部	150	—	7	2		1	8	4
北上地区消防組合	144	—	9	1		1	8	
奥州金ヶ崎行政事務組合	172	—	9	2		2	9	
一関市消防本部	218	—	15	1		1	11	
大船渡地区消防組合	92	—	5		1	1	6	
陸前高田市消防本部	36	—	4				3	2
釜石大槌地区行政事務組合	110	—	5	1		2	5	2
遠野市消防本部	51	—	4				4	
宮古地区広域行政組合	203	—	12	2	1	1	11	6
久慈広域連合	142	—	9	1	1	2	8	4
二戸地区広域行政事務組合	115	—	8	1	1		6	2
消防本部計	2,015	—	115	12	5	12	102	33
盛岡市	—	1,079	45					31
八幡平市	—	754	28					36
雫石町	—	271	17					9
葛巻町	—	277	8					12
岩手町	—	330	9					23
滝沢市	—	301	14					7
紫波町	—	511	14					20
矢巾町	—	297	14					6
花巻市	—	1,656	42					90
北上市	—	890	18					46
西和賀町	—	320	6					18
奥州市	—	1,633	34					112
金ヶ崎町	—	330	6					17
一関市	—	2,352	41					145
平泉町	—	193	3					11
大船渡市	—	731	22					28
住田町	—	330	5					15
陸前高田市	—	578	12					25
遠野市	—	795	15					32
釜石市	—	551	21					21
大槌町	—	147	8					9
宮古市	—	972	46					57
山田町	—	281	13					13
岩泉町	—	482	16					41
田野畑村	—	186	6					9
久慈市	—	720	17					45
普代村	—	135	4					7
野田村	—	206	3					9
洋野町	—	506	15					29
二戸市	—	778	22					41
軽米町	—	378	9					18
九戸村	—	290	5					13
一戸町	—	414	9					25
消防団計	—	19,674	547	0	0	0	0	1,020

2-20 海上災害予防計画  
 2-20-1 入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状態

(1) タンカー入港隻数

港名	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	入港船舶の大きさ
釜石	221	237	208	236	219	199	199	222	213	197	173	176	157	168	169	160	161	153	49	137	156	158	148	142	130	136	185	99トン～4,213トン			
宮古	135	99	32	7	11	20	29	30	21	33	19	18	23	16	11	54	43	26	12	16	1	0	2	1	1	1	1	1	1	69～995	
大船渡	443	428	365	315	288	307	330	325	333	316	280	160	57	22	32	117	47	17	7	11	1	2	1	2	0	0	0	0	69～17,999		
久慈	23	16	25	20	17	18	14	21	8	6	30	34	27	20	23	9	12	30	15	14	14	16	12	12	12	12	12	12	69～498		

(2) 石油等危険物取扱量

港名	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
釜石	342,760	360,812	364,556	412,420	412,650	390,330	388,470	417,390	407,220	370,870	316,860	307,030	290,320	317,200
宮古	33,467	24,651	9,697	4,750	4,275	5,160	7,651	6,700	5,980	6,250	3,400	2,550	3,250	2,380
大船渡	445,355	450,236	360,129	364,766	364,457	365,844	329,851	359,134	341,259	284,641	250,890	148,712	176,195	172,030
久慈	1,110,773	564,949	207,271	6,766	6,694	5,660	5,816	7,070	6,176	7,833	5,355	5,693	5,278	3,695
港名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
釜石	332,060	313,810	302,220	307,442	120,930	290,150	296,109	308,930	309,002	314,380	316,990	315,040	288,880	284,538
宮古	1,600	3,150	3,420	3,900	1,940	2,731	652	0	1,172	700	700	709	669	720
大船渡	143,500	52,670	34,038	16,012	3,998	10,822	6,999	3,001	2,001	700	1,981	0	0	0
久慈	5,111	2,700	3,997	4,856	1,602	1,729	1,278	1,650	794	846	893	708	761	949

## 2-20-2 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

### 岩手県沿岸排出油等防除協議会則

#### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

#### (協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

#### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

#### (組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
  - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
  - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
  - (3) 山田地区（山田町）
  - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
  - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を

協議し、その実施を推進することとする。

6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

#### (会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

#### (情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料(4月1日現在のもの)を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他、必要な事項

#### (訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

#### (情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報

を通知するものとする。

**(総合調整本部の設置)**

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

**(会員による防除活動等)**

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

**(経費の求償)**

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

**(災害補償)**

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。



**(排出油等防除計画に係る意見の提出)**

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

**(協議)**

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

**(庶務)**

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

**(施行期日)**

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

2-20-3 各港湾の各種船艇の配置状況  
 (1) 曳船一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	主機種類馬力×台数	推進器	速度	扱先
釜石港	尾崎丸	トン 246.00	36.20	9.80	m 4.40	PS ディーゼル 2,000×2	プロペラ	ノット 13.30	海洋曳船(株)
	早池峰丸	184.00	33.20	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	〃	14.50	0193(24)3322
	磐手丸	183.00	29.98	8.80	3.80	ディーゼル 1,550×2	プロペラ	14.23	山和商店(有)
大船渡港	第137佐賀丸	160.00	28.37	8.80	3.57	ディーゼル 1,500×2	〃	-	0192(22)5121 (株)佐賀組 0192(27)7331

(2) タンカーバージー一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	吃水	満載積載量 (タンク別, 及び合計)	所有者
釜石港	第三協同丸	トン 47.31	m 21.19	m 4.6	m 2.35	m —	k1 100	三陸興産
宮古港	第15多賀丸	19.00	20.50	4.70	1.91	1.80	10. 34.5 60.5 15 120	塩釜商会
	第57喜福丸	19.00	21.50	4.59	1.84		28.9 19.4×2 23.3×2 5.8 120	アベキ商店
大船渡港	第八大成丸	19.00	18.55	4.6	1.9	—	90	八木又商店

(3) 隣接海上保安部署巡視船艇要目一覧表

基地	釜		石	富古	八戸		
	500トン型	1000トン型			500トン型	20メートル型	20メートル型
船名	PM 56 きたかみ	PL 06 しもきた	CL 72 きじかぜ	CL 73 はつかぜ	PM 40 まべち	CL 75 むつぎく	CL 77 むつかぜ
長×巾	72.0×10.0	91.4×11.0	20.0×4.5	20.0×4.5	56.0×8.5	20.0×4.3	20.0×4.5
総トン数	650	1,200	26	26	335	23	26

基地	塩		釜		石	巻	気仙沼
	ヘリコプター搭載型	1000トン型	30メートル型	20メートル型			
船名	PLH 05 ざおう	PL 74 まつしま	PL 64 くりこま	PC 127 うみざり	CL 125 しらはぎ	CL 59 しまかぜ	CL 60 ささかぜ
長×巾	105.0×15.0	92.0×11.0	89.0×11.0	32.0×6.5	20.0×4.5	20.0×4.5	20.0×4.5
総トン数	3,100	1,250	1,300	100	26	26	26

資料編 2 災害予防計画

2-21 災害対策基金確保計画

2-21-1 災害救助基金の現在高調

(令和5年4月1日現在)

内 訳	金 額	摘 要
定 期 預 金	662,604,834円	
計	662,604,834円	

2-21-2 財政調整基金の現在高調

(令和2年4月1日現在)

区 分	金 額	摘 要
現 金	18,328,677,963円	
計	18,328,677,963円	